

秋田市 緑の基本計画



秋田市
平成20年

序編 計画策定の主旨

第1章 緑の基本計画改定の背景	1
第2章 緑の基本計画の目的	1
第3章 緑の基本計画の位置づけ	1
第4章 計画のフレーム	2

第1編 現況調査

第1章 自然的条件	3
第1節 気象環境	3
第2節 地形・地質・土壌	5
第3節 生物多様性	9
第4節 水系	10
第2章 社会的条件	11
第1節 沿革	11
第2節 人口・面積	12
第3節 土地利用	17
第4節 公共公益施設	19
第5節 産業概況	23
第6節 教育・文化	25
第7節 歴史的環境	29
第8節 公害発生状況	31
第3章 その他の地域概況	32
第1節 レクリエーション施設調査	32
第2節 景観調査	34
第3節 防災調査	36
第4章 市民からみた緑の評価	39
第5章 上位計画等関連計画の整理	40
第6章 緑地・緑化の状況	46
第1節 緑地現況調査	46
第2節 緑化の状況	51

第2編 評価

第1章 緑の評価と課題整理の考え方	54
第2章 現況評価の視点	54
第3章 機能別評価	55
第1節 環境保全機能	55
第2節 防災機能	59
第3節 景観形成機能	62
第4節 レクリエーション機能	67
第5節 健康・学習機能	70
第4章 緑関係事業・政策の評価（美しいまちづくり）	72
第1節 「花のあるまちづくり事業」等の点から面へ事業手法の転換・集中支援	72
第2節 「やすらぎの森整備事業」の見直し	73
第3節 市民との協働による緑化活動の推進	73
第5章 計画課題の整理	74
第1節 課題の抽出	74
第2節 計画課題	76

第3編 基本計画

第1章 緑の将来目標	79
第1節 緑を取り巻く社会の変化	79
第2節 基本理念	80
第3節 緑の将来像	82
第4節 緑の目標水準	86
第5節 緑のまちづくりの基本方針	91
第2章 緑の将来像実現に向けた重点テーマ	95
第3章 緑地の機能別配置計画	98
第1節 環境保全機能の配置計画	98
第2節 防災機能の配置計画	101
第3節 景観形成機能の配置計画	104
第4節 レクリエーション機能の配置計画	107
第4章 実現に向けた施策の方針	110
第5章 緑地保全及び緑化の推進のための法制度の活用	120
第6章 緑化重点地区計画	123
第7章 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」の創設	149



第1章 緑の基本計画改定の背景

第2章 緑の基本計画の目的

第3章 緑の基本計画の位置づけ

第4章 計画のフレーム

第1章 緑の基本計画改定の背景

秋田市緑の基本計画は、平成10年度に策定され、策定後約10年が経過しようとしています。以下のように策定時の状況と大きく変化しているため、緑の基本計画を改定します。

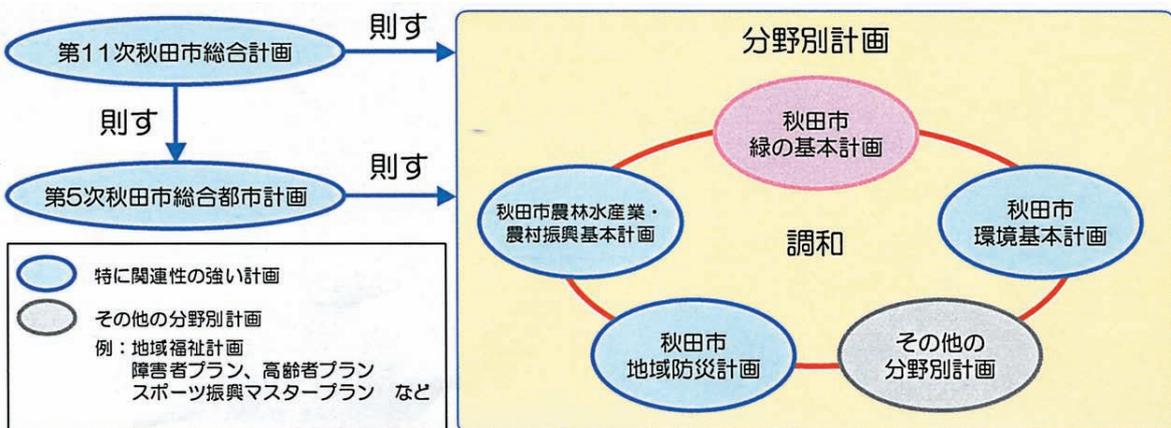
- (1) 平成17年1月11日、河辺町、雄和町の秋田市への編入
- (2) 平成19年3月、第11次秋田市総合計画の策定
- (3) 地方分権一括法（平成11年-1999年）に基づき、平成12年（2000年）から都市計画は地方公共団体の自治事務となり、市町村へ大幅な権限委譲が実施
- (4) 平成16年（2004年）に「景観法」の制定、「都市緑地法（旧都市緑地保全法）」の改正を始めとした関係法制度の大幅な見直し
- (5) 地方公共団体の財政状況の悪化や予想以上の少子高齢化の進行、経済状況の低迷など

第2章 緑の基本計画の目的

「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」は、都市緑地法に基づき、市が緑の現状や緑に対する多様なニーズをふまえ、都市における良好な生活環境を形成するため、緑地の保全や公園等の整備、その他公共施設及び民有地の緑化の推進について、その目標量を定め、地域の特色を生かしながら、独自性と創意工夫、市民協働による施策の展開や、取り組みを行うための基本的な方向性を定めるものです。

第3章 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、第11次秋田市総合計画と第5次秋田市総合都市計画を上位計画とし、各分野の計画との調和を図りながら策定する緑に関する分野別計画です。他分野における計画のうち、特に関連性の強い計画としては、秋田市環境基本計画、秋田市農林水産業・農村振興基本計画、地域防災計画などがあげられます。



第4章 計画のフレーム

計画のフレームの設定にあたっては、「第11次秋田市総合計画」との整合を図ることとします。

1) 計画対象地域

本計画の対象地域は、秋田市の都市計画区域（41,437ha）を対象とすることを基本としますが、緑の連担性、環境保全等の視点から、必要に応じて全市域を対象とします。また、緑の確保量の設定に際しては、身近なみどりをつくるという観点から、市街化区域とこれに隣接する緑地を対象とし、都市の中のみどりを創出することを前提として設定します。

2) 目標年次

本計画における目標年次は「将来」とし、今後秋田市が目指すべき将来像に向けた中間目標を設定します。中間目標の目標年次は「第11次秋田市総合計画」との整合を図り、概ね10年後の平成29年とします。概ね5～10年の間隔で、計画内容を点検し、必要に応じて改訂します。

ただし、平成20年には都市計画マスタープランの策定作業がされることから、この策定を受け、計画の目標を見直すこととします。

3) 人口及び市街地の規模の見通し

人口については、平成17年国勢調査の総人口を基準とし、都市計画区域内人口及び市街化区域内人口を設定します。各区域の人口設定は、平成12年の総人口に対する各区域の人口割合を算出し、これを平成17年の総人口に乗じて推計します。

将来人口については、「第11次秋田市総合計画」で示されている推計人口を用い、施策の効果をスライドさせる手法で平成29年の人口を推計しました。

市街地の規模については、無用なスプロール化をさけるため、現状面積がそのまま推移することとして、人口の推計を行います。

年次		現況 (平成19年*)	中間年次 (平成29年)	将来
全市	人口	333,100	320,770	
	面積(ha)		90,567	
都市計画 区域	人口	326,264	314,179	
	面積(ha)		41,437	
市街化 区域	人口	293,388	282,520	
	面積(ha)		7,424	

※現況人口については平成17年数値を使用



第1章 自然的条件

第1節 気象環境

第2節 地形・地質・土壌

第3節 生物多様性

第4節 水系

第2章 社会的条件

第1節 沿革

第2節 人口・面積

第3節 土地利用

第4節 公共公益施設

第5節 産業概況

第6節 教育・文化

第7節 歴史的環境

第8節 公害発生状況

第3章 その他の地域概況

第1節 レクリエーション施設調査

第2節 景観調査

第3節 防災調査

第4章 市民からみた緑の評価

第5章 上位計画等関連計画の整理

第6章 緑地・緑化の状況

第1節 緑地現況調査

第2節 緑化の状況

第1章 自然的条件

第1節 気象環境

1-1-1 気象概況

本市東部に出羽山地の一部である太平山地が南北に横断し、西は日本海に面していることから典型的な日本海型の気候となっています。本市の平成9年から18年までの10年間の気温の状況をみると、年間平均気温12.0度、最高気温37.9度、最低気温-10.3度であり、年間を通じて南東の風向きが多いという特徴があります。また、年間平均降水量は1,709.0mmであり、降水日数は平均176日、積雪日数は平均100日と冬期間は毎日のように降雪が見られます。

表 1-1-1 気象概況の経年変化

年次	気 温 (°C)			降水量(mm)		降雪量 (cm)	最多 風向	平均 風速 (m/s)	天気日数(日)					
	最低	最高	平均	総量	日最大 降水量				曇量 <1.5	曇量 ≥8.5	降水 (1mm以上)	雪	霧	雷
平成9年	-8.5	35.5	11.9	1,644.0	47.5	192.0	南東	4.2	8	199	169	97	16	41
10	-7.1	35.1	12.3	2,142.0	108.0	232.0	南東	4.3	15	218	162	79	16	33
11	-10.3	37.0	12.4	1,750.0	69.0	316.0	南東	4.4	19	199	182	105	8	38
12	-7.5	37.9	12.2	1,562.5	53.0	311.0	南東	4.5	8	217	176	111	10	32
13	-7.1	33.7	11.6	1,409.5	56.0	310.0	南東	4.4	13	218	177	111	6	24
14	-7.3	35.2	11.8	1,926.5	120.0	198.0	南東	4.2	11	214	176	89	13	40
15	-7.6	33.0	11.8	1,573.0	89.5	276.0	南東	4.2	13	221	163	111	13	25
16	-5.1	36.4	12.5	1,784.0	69.5	155.0	南東	4.5	8	218	183	90	16	32
17	-6.1	33.8	11.7	1,821.0	103.0	288.0	南東	4.6	5	227	192	103	15	37
18	-7.7	36.7	11.9	1,477.0	50.5	447.0	南東	4.3	9	210	175	107	10	32

資料：秋田地方気象台

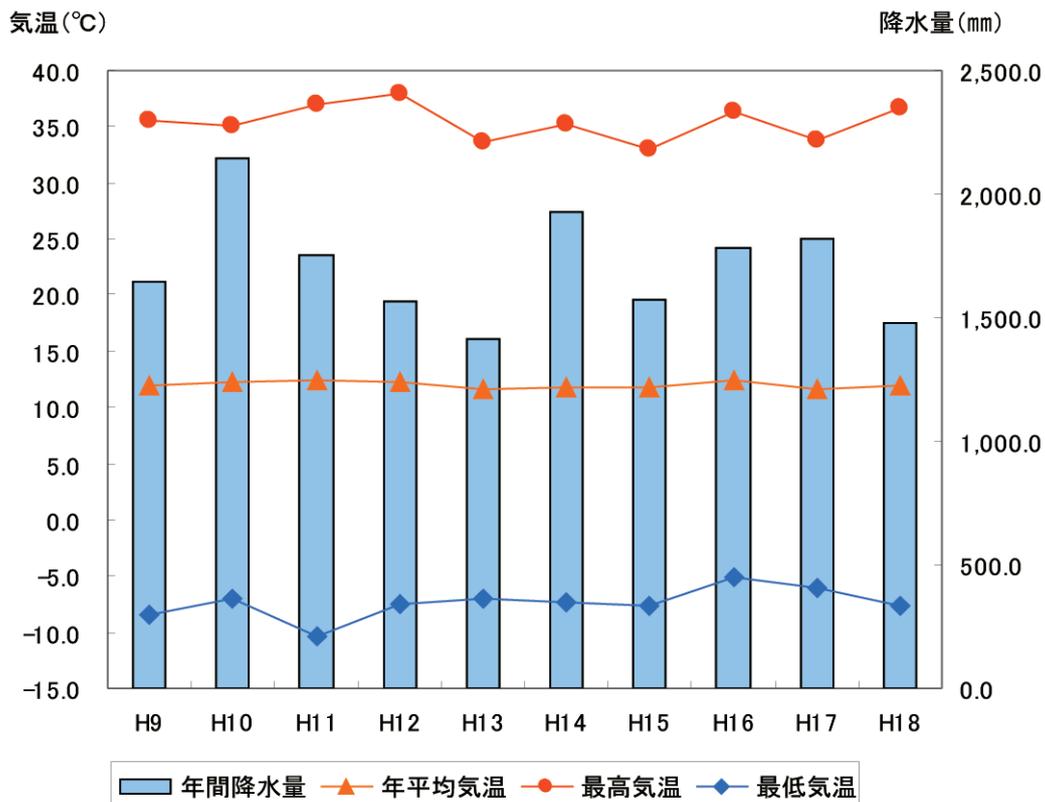


図 1-1-1 気象概況の経年変化

資料：秋田地方気象台

1-1-2 都市気象

本市における平成18年の月別の気象状況を下の図表に示します。

平均気温は1月が最も低く-0.7度、8月が最も高く26.5度となっています。各月平均降水量は7月が最も多く230.0mm、9月が63.0mmで最も少なくなっています。風向きは冬期は日本海側から吹きつける季節風のため、西北西の風向きとなりますが、1年を通じると南東の風向きが最も多くなります。季節風の影響に伴う降雪は内陸地域に入り、太平山地に近づくにしたがって多くなります。

1年のうち210日が曇量 ≥ 8.5 であり、日照時間は極めて少ない。特に冬期においてはその傾向が顕著に現れています。

表 1-1-2 月別気象状況

月	気 温 (°C)			降水量(mm)		降雪量 (cm)	最多 風向	平均 風速 (m/s)	天気日数 (日)					
	最低	最高	平均	総量	日最大 降水量				曇量 < 1.5	曇量 ≥ 8.5	降水 (1mm以上)	雪	霧	雷
1月	-7.7	7.3	-0.7	81.0	16.0	107.0	北西	5.7	0	27	20	28	1	3
2月	-7.2	11.7	0.9	121.0	19.0	84.0	西北西	5.0	0	22	19	18	0	1
3月	-4.7	17.0	3.7	119.0	18.5	30.0	南東	6.0	0	16	20	19	2	3
4月	-1.0	22.8	8.1	134.5	27.5	-	南東	4.9	0	20	16	4	0	0
5月	3.3	29.4	14.9	112.5	32.0	-	南東	3.9	0	13	10	0	2	0
6月	10.5	28.0	19.5	75.5	20.5	-	南東	3.8	0	17	11	0	0	2
7月	16.7	31.6	22.2	230.0	50.5	-	南東	3.5	0	24	17	0	4	0
8月	18.6	36.7	26.5	79.5	26.0	-	南東	3.6	4	12	7	0	0	4
9月	10.9	32.8	20.5	63.0	30.0	-	南東	3.5	2	9	6	0	0	0
10月	5.2	25.9	14.4	117.5	34.0	-	南東	3.2	2	10	14	0	1	4
11月	0.4	21.5	8.9	198.5	39.5	-	南東	4.2	1	19	18	3	0	8
12月	-1.6	12.3	3.6	145.0	40.0	38.0	南東	4.4	0	21	17	21	0	7

資料：秋田地方気象台

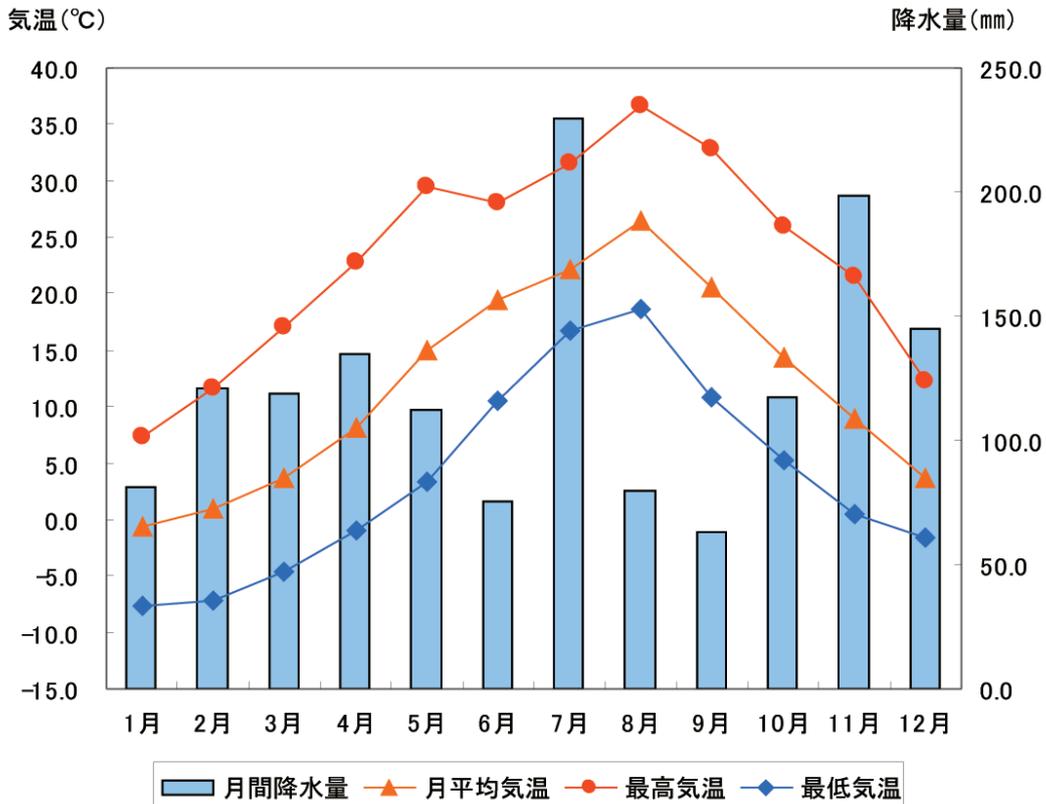


図 1-1-2 月別気象状況

資料：秋田地方気象台

第2節 地形・地質・土壌

1-2-1 地形

中心市街地の立地する秋田平野は三角州低地によって形成されています。秋田平野の東側には、手形山台地、千秋公園本丸、御所野等の砂礫台地や扇状地性低地、大起伏丘陵地、小起伏丘陵地が広がっており、これらは太平山山頂を中心とする大起伏山地、中起伏山地、小起伏山地へと至ります。また、日本海沿岸部には自然堤防砂州（秋田砂丘）が広がっています。また市南部においては、高尾山を中心とする中起伏山地、小起伏山地が広がっています。

<本市に分布する主な地形分類>

大起伏山地：起伏量600m以上の山地で、傾斜は概ね30°以上

中起伏山地：起伏量400～600mの山地で、傾斜は概ね20～30°

小起伏山地：起伏量200～400mの山地で、傾斜は概ね15°程度

大起伏丘陵地：起伏量100～200mの非火山性の丘陵地で、主として小起伏山地周辺に発達し、傾斜は10°程度

小起伏丘陵地：起伏量100m以下の非火山性の丘陵地で、傾斜は概ね8°未満

砂礫台地：台地または段丘の上に洪積世の砂礫層をのせ、その上に火山灰または褐色粘土をのせている台地（本市の海岸部については、被覆砂丘により覆われている）

扇状地性低地：砂礫質氾濫原で、谷底平野を含む

三角州低地：シルト、粘土質氾濫原で、堤間低地を含む

砂質裸地：風によって生じ、かつ砂から成る波状地形で植物に覆われていない

被覆砂丘：風によって生じ、かつ砂から成る波状地形で植物に覆われている

1-2-2 地質・土壌

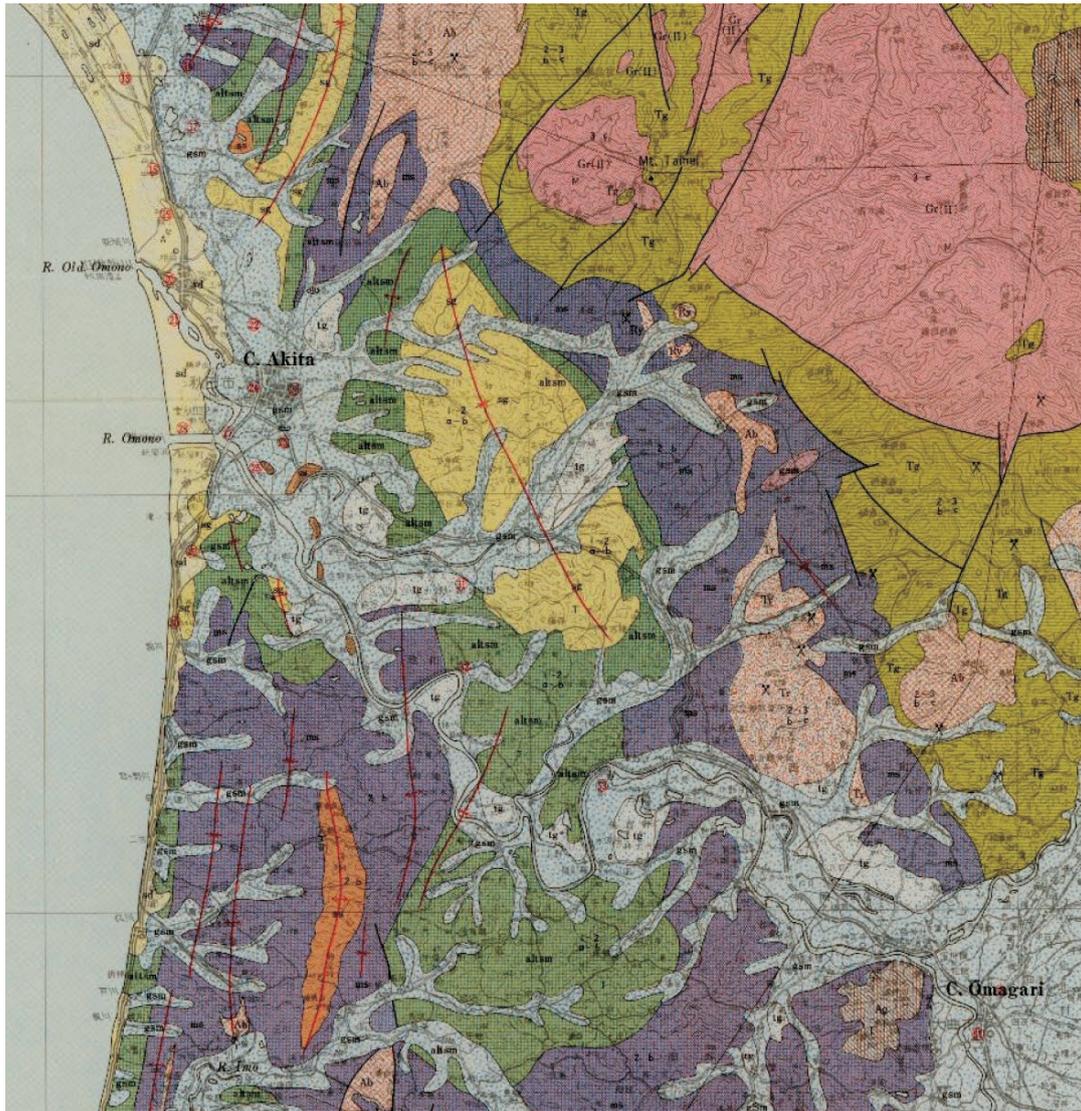
未固結堆積物（岩石の破片粒子等の碎屑物が、海底や湖底に運ばれて堆積したもの）としては、日本海沿岸一帯に飽きた砂丘を形成している砂丘砂が分布しており、市街地及びその周辺部には、平野や河川の河底平野にみられる泥、砂、礫が分布しています。また、市街地には、固結堆積物（未固結堆積物が堆積による厚みつや化学的作用等によって固結したもの）の砂岩が点在しています。市域東部には固結～半固結堆積物である砂岩、砂岩シルト岩互層が分布し、市域北東部の山地域には火山性岩石の安山岩類や緑色凝灰岩がみられます。太平山地では、深成岩類の花崗岩類がみられます。



山地	大起伏山地	副分類記号	自然堤防砂州
	中起伏山地		断層地形
	小起伏山地		地すべり地形
	山麓地		崩壊地形
火山地	大起伏火山地		砂質裸地
	中起伏火山地		岩石質裸地
	小起伏火山地		埋立地
	火山山麓地		干拓地
丘陵地	大起伏丘陵地(非火山性)		被覆砂丘
	小起伏丘陵地		火山灰台地
台地	砂礫台地(上位)		熔岩原
	砂礫台地(中位)		構造性急斜面
	砂礫台地(下位)		顕著な侵蝕崖
	ローム台地(上位)		主要構造性線状凹地
	ローム台地(中位)		人工変外地
	岩石台地(下位)		
低地	扇状地性低地		
	三角州低地		

出典：土地分類基本調査（地形分類図）「秋田県」昭和46年度

図 1-1-3 地形分類図



未固結堆積物	am	泥・砂・礫	付加記号	Gr (I)	花崗岩類 (I)
	sd	砂丘砂		—	地層境界線
	sd	砂礫		↖	背斜構造
	te	段丘堆積物		↗	向斜構造
固結～ 半固結堆積物	sq	砂岩	時代	—	断層
	alt sm	砂岩シルト岩互層		②	柱状番号
固結堆積物	mb	泥岩	岩体のかたさ	P	古生代
	ss	砂岩		M	中生代
	ck	礫岩		T	新第三紀
	sl	粘板岩チャート		D	洪積世
火山性岩石	As	段丘堆積物	岩片のかたさ	A	沖積世
	Ep	軽石		1	軟(弾性波伝波速度1.5km/sec未満)
	Np	新期安山岩		2	中(弾性波伝波速度1.5～3.0km/sec)
	Fp	流紋岩類		3	硬(弾性波伝波速度3.0km/sec以上)
	Ab	安山岩類		a	軟(耐圧強度100kg/cm2未満)
	Lr	凝灰岩類		b	中(耐圧強度100～400kg/cm2)
深成岩類	Tg	緑色凝灰岩類	岩片のかたさ	c	硬(耐圧強度400kg/cm2以上)
	Gr (I)	花崗岩類 (I)			

出典：土地分類基本調査（表層地質図）「秋田県」昭和46年度

図1-1-4 表層地質図



岩石地		岩石地	褐色低地土		褐色低地土壤
岩屑土		高山岩屑性土壤			粗粒褐色低地土壤
		岩屑性土壤	灰色低地土		細粒灰色低地土壤
未熟土		砂丘未熟土壤			灰色低地土壤
		粗粒風化火山堆出物未熟壤			粗粒灰色低地土壤
黒ボク土		黒ボク土壤	グライ土		細粒グライ土壤
		多湿黒ボク土壤			グライ土壤
		淡色黒ボク土壤			粗粒グライ土壤
褐色森林土		乾性褐色森林土壤	泥炭土		高位泥炭土壤
		褐色森林土壤			低位泥炭土壤
		褐色森林土壤(黄褐色系)			黒泥土壤
		褐色森林土壤(赤褐色系)	付加記号		柱状図番号
		褐色森林土壤(暗色系)			老朽化水田の範囲
		褐色森林土壤(表層グライ系)			過湿地帯
		湿性褐色森林土壤			
ポドゾル		乾性ポドゾル化土壤			
		湿性ポドゾル化土壤			
赤黄色土		赤色土壤			

出典：土地分類基本調査（土壤図）「秋田県」昭和46年度

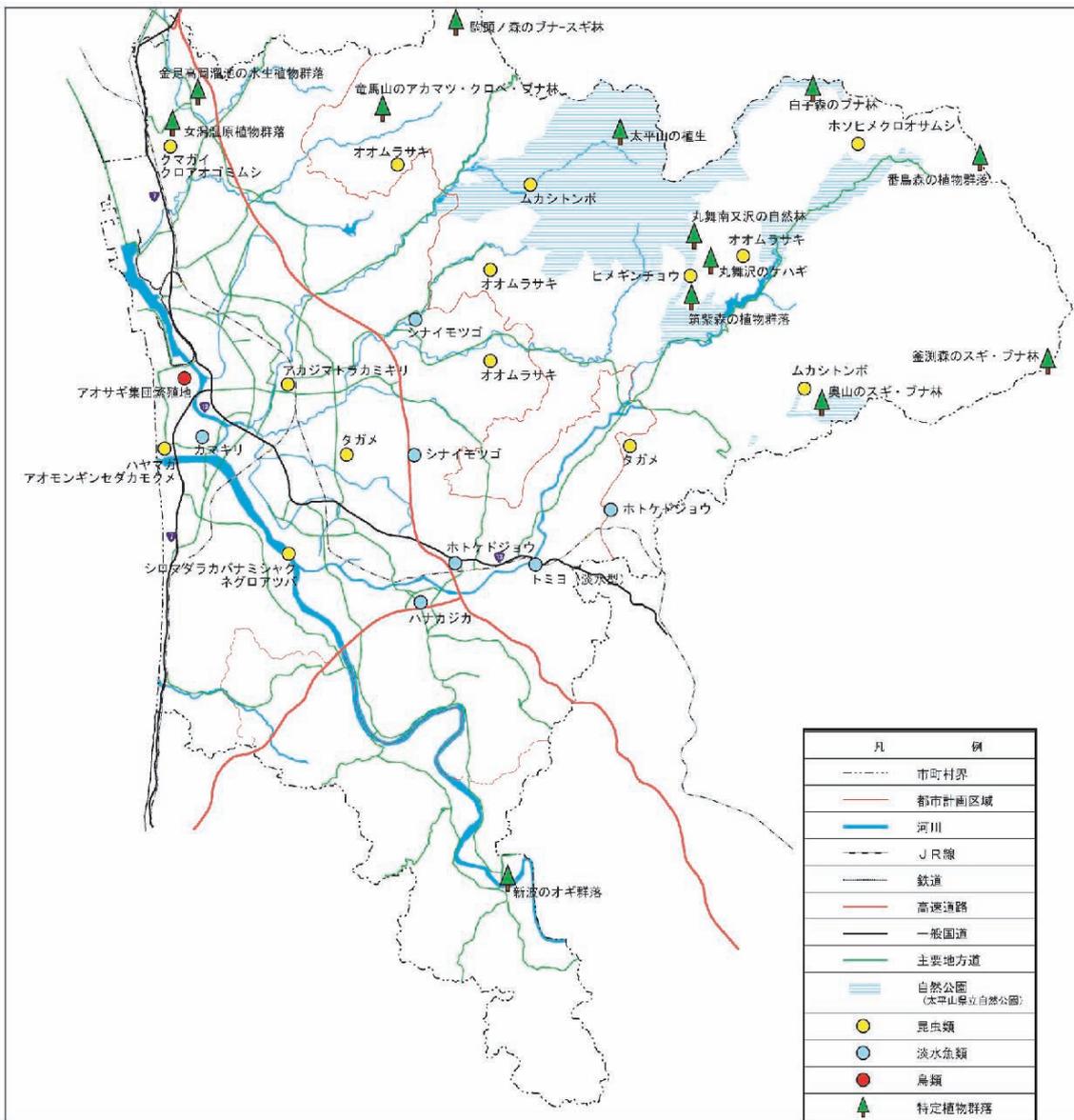
図 1-1-5 土壤図

第3節 生物多様性

秋田市における特定植物群落は、主に東部山岳地帯、太平山周辺に分布し、スギ、ブナ、アカマツ、クロベ等の群落を確認されています。また、市街地近郊においても、女潟湿原植物群落や、金足高岡溜池の水生植物群落等、豊富な植生を誇ります。

昆虫類については、市全域に分布しており、ムカシトンボやオオムラサキ、タガメ等、数種が確認されています。淡水魚類については、岩見川沿線でトミヨやホトケドジョウ、ハナカジカ等が確認されています。

また市街地に程近い勝平山付近では、アオサギの集団繁殖地が確認されています。



資料：生物多様性マップ（秋田県）

図 1-1-6 生物多様性調査図

第4節 水系

本市を流れる河川水系は、一級河川である雄物川水系と二級河川である馬場目川水系、鮎川水系である。雄物川は、奥羽山脈の雄勝峠に源を発して、北西へ流下し、日本海へと至る延長129.8kmの県内最大の河川です。雄物川水系の河川には太平山山麓より流れ出で、市中心部を流れる旭川、太平川、昭和13年に完成した現在の雄物川の旧流路である旧雄物川、河辺地域を雄大に流れる岩見川等が挙げられます。また、秋田市北部から八郎瀧調整池に注いでいる馬場目川水系馬踏川、秋田市南部の下浜に注ぐ鮎川水系の下浜鮎川があります。

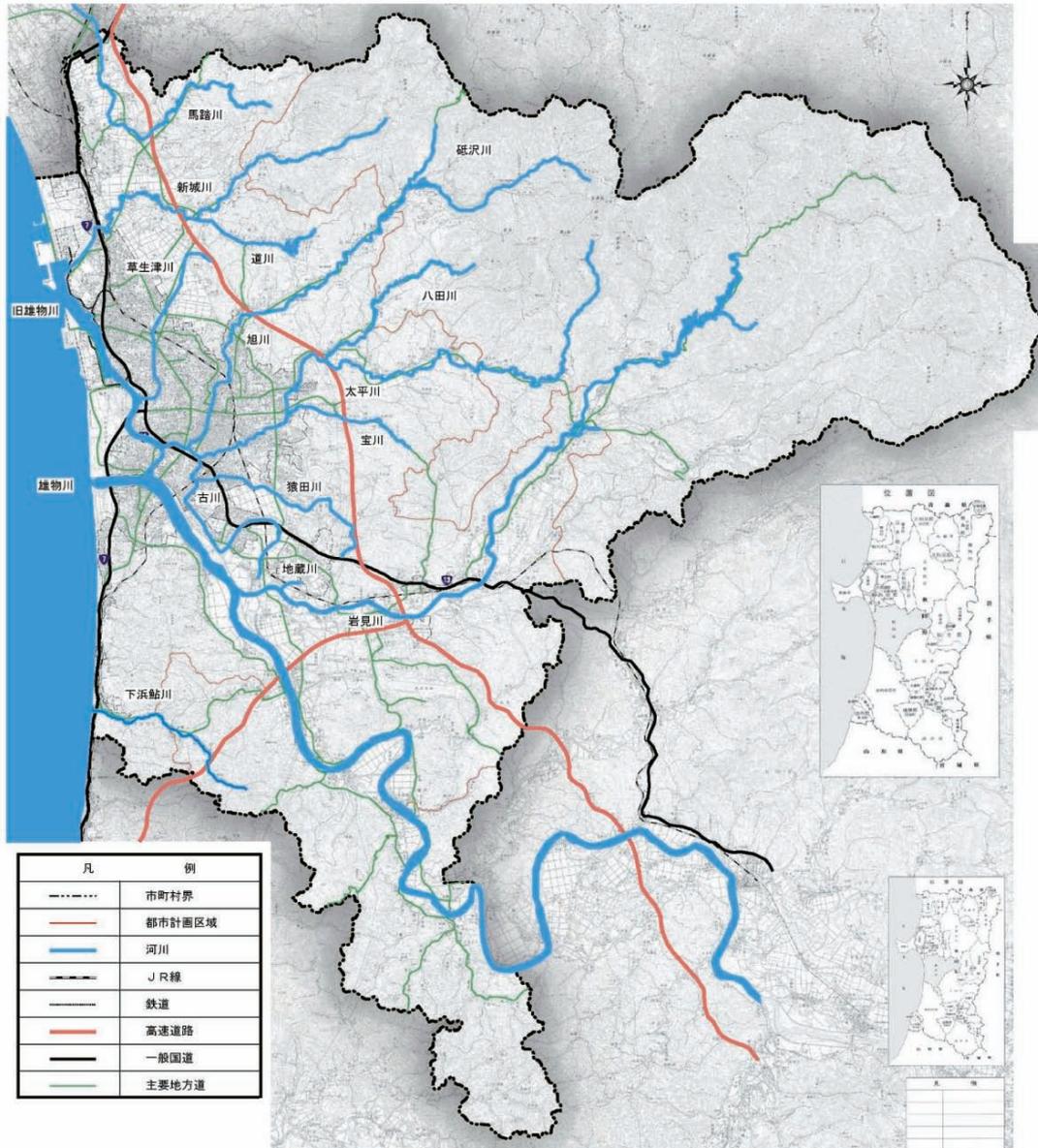


図 1 - 1 - 7 主要河川位置図

資料：秋田市資料

河川名	水系	級別	流路延長(m)
雄物川	雄物川	一級河川	30,150
岩見川	"	"	39,382
太平川	"	"	26,267
旭川	"	"	21,796
新城川	"	"	19,100
猿田川	"	"	11,400

河川名	水系	級別	流路延長(m)
旧雄物川	雄物川	一級河川	9,300
八田川	"	"	7,770
草生津川	"	"	7,000
地藏川	"	"	1,550
馬踏川	馬場目川	二級河川	13,220
下浜鮎川	鮎川	"	7,500

第2章 社会的条件

第1節 沿革

秋田市の開発は、天平5年（733年）、時の政府が北辺の政治や交易の拠点として高清水の丘に出羽柵、後の秋田城を設置したことにさかのぼります。

秋田城は当時、中国東北地方に位置していた渤海国を初めとする大陸との外交窓口としての役割も担っていたと考えられています。

中世末期の戦国時代には、安東氏が現在の土崎地区に湊城を構え、土崎湊は、重要な港を数え上げた三津七湊（さんしんしちそう）に名を連ねる全国有数の港町として栄え、地域の政治・経済・文化の中心として繁栄しました。

その後、慶長7年（1602年）、佐竹氏が常陸から秋田へ国替えとなり、現在の千秋公園の地に新たに久保田城を築城するとともに、今日の秋田市の原型となる城下町を建設しました。

久保田城下町は、藩政期を通じ政治の拠点として、また、土崎湊を通じた北前船航路や雄物川水運の物流拠点として繁栄し、そのにぎわいや活発な交流が、今日に息づく豊かな文化をはぐくんできました。

明治以降は、県庁所在地として、引き続き地域の拠点としての機能を担い、明治22年（1889年）に市制を施行した後は、町村との合併や雄物川放水路の開削、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、羽越・奥羽の両本線をはじめとする交通運輸機関の整備等により、市勢はめざましい発展を遂げました。

このような歴史により、北日本、日本海沿岸地域の要となる都市としての機能を培ってきた秋田市は、平成9年に中核市に移行、17年には旧河辺町、旧雄和町と合併し、秋田県人口の約3分の1を擁する県都として、地域の発展を牽引する役割を一層強化することが求められています。

第2節 人口・面積

2-2-1 人口規模

①人口の総数及び増加数

秋田市の総人口は順調に増加を続け、平成12年の336,646人をピークに平成17年では333,109人に減少しました。

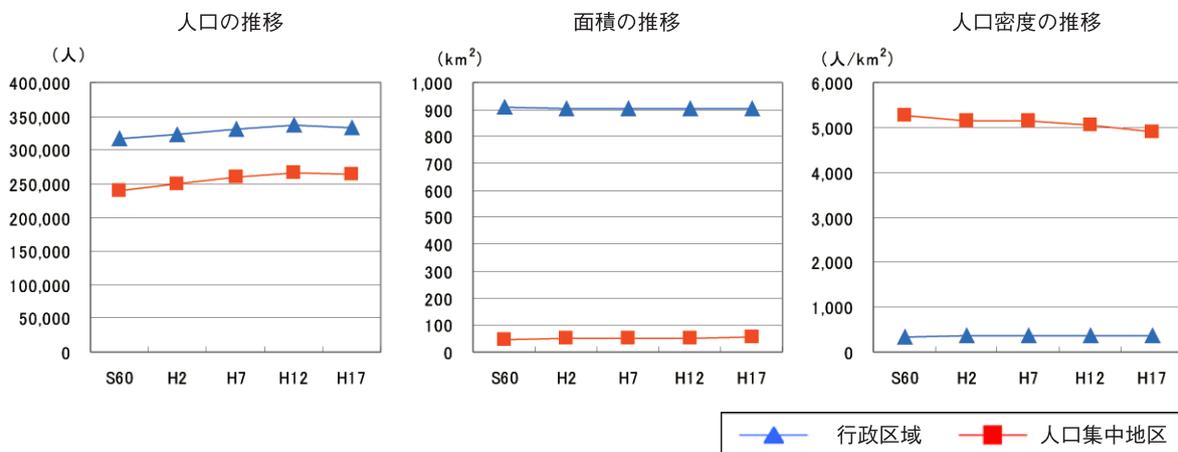
人口集中地区の人口は、昭和60年239,334人で総人口の約75.6%であったものが、平成17年には263,485人まで増加し、総人口の約79.1%を占めるまでに増加しました。しかし、人口密度をみると、昭和60年に5,271.7人/km²であったものが、平成17年には4,915.8人/km²まで減少し、低密度化傾向を示しています。

表1-2-1 気象概況の経年変化

年次	人 口			面 積			人 口 密 度	
	行政区域 (人)	人口集中 地 区 (人)	全域に対す る集中地区 の割合(%)	行政区域 (km ²)	人口集中 地 区 (km ²)	全域に対す る集中地区 の割合(%)	行政区域 (人/km ²)	人口集中 地 区 (人/km ²)
昭和60年	316,550	239,334	75.6	906.36	45.40	5.01	349.3	5,271.7
平成2年	322,698	249,533	77.3	905.18	48.50	5.36	356.5	5,145.0
平成7年	331,597	259,620	78.3	905.18	50.40	5.57	366.3	5,151.2
平成12年	336,646	265,711	78.9	905.67	52.40	5.79	371.7	5,070.8
平成17年	333,109	263,485	79.1	905.67	53.60	5.92	367.8	4,915.8

資料：国勢調査

注) 人口集中地区とは、原則として①人口密度の高い(1Km²当たり4,000人以上)調査区が互いに隣接して、②人口5,000人以上を有し、③人口密度が1Km²当たり4,000人以上となる地域をいう。



資料：国勢調査

図1-2-1 人口・面積・人口密度の推移

※ここで示した行政区域人口及び面積は、旧河辺町、旧雄和町の数字を含んだものである。

②人口の分布

秋田市を69地区に分けた区部での人口の増減を、下表に示します。

平成12年から17年にかけて、人口が増加した地区は24地区、減少した地区は44地区、変化なしが1地区となっています。増加率の高い地区としては、中央地域の中通（16.2%）、東部地域の桜台（191.9%）、大平台（69.5%）、南部地域の山手台（169.6%）、御所野（33.6%）等が挙げられます。これは、集合住宅の建設や新規造成による宅地の増加が要因として考えられます。また、減少傾向の高い地区としては、中央地域の旭北（-13.0%）、旭南（-10.6%）、東部地域の山内（-11.2%）、南部地域の牛島西（-18.0%）等が挙げられます。

人口の増加、減少のいずれも南部地域や東部地域といった都市周縁部で大きな変動がみられます。中央地域においては、マンション等の集合住宅の建設がみられた川尻、山王、泉、中通以外は全て減少しています。

表1-2-2 地域別人口

地 区	人口				地 区	人口					
	平成17年 (人)	平成12年 (人)	増減 (人)	増減率 (%)		平成17年 (人)	平成12年 (人)	増減 (人)	増減率 (%)		
中央地域	大 町	3,217	3,409	-192	-5.6	西部地域	新 屋	15,313	14,711	602	4.1
	旭 北	696	800	-104	-13.0		勝 平	14,048	13,763	285	2.1
	旭 南	2,866	3,206	-340	-10.6		浜 田	2,977	3,091	-114	-3.7
	川 元	2,309	2,393	-84	-3.5		豊 岩	2,195	2,240	-45	-2.0
	川 尻	5,807	5,775	32	0.6		下 浜	2,516	2,685	-169	-6.3
	山 王	5,335	5,134	201	3.9	南部地域	牛 島 東	6,020	6,121	-101	-1.7
	高 陽	2,025	2,198	-173	-7.9		牛 島 西	5,952	7,257	-1,305	-18.0
	保 戸 野	6,141	6,257	-116	-1.9		牛 島 南	1,450	-	1,450	-
	泉	10,406	10,184	222	2.2		卸 町	714	685	29	4.2
	千 秋	4,539	4,922	-383	-7.8		大 住	3,171	3,318	-147	-4.4
	中 通	3,364	2,896	468	16.2		仁 井 田	14,195	14,237	-42	-0.3
	南 通	4,437	4,856	-419	-8.6		御 野 場	8,046	8,519	-473	-5.6
	檜 山	10,354	10,611	-257	-2.4		御 所 野	6,088	4,557	1,531	33.6
	茨 島	4,923	5,518	-595	-10.8		四 ツ 小 屋	1,869	1,955	-86	-4.4
八 橋	10,291	10,631	-340	-3.2	上 北 手		1,856	1,929	-73	-3.8	
東部地域	東 通	6,569	6,830	-261	-3.8	山 手 台	790	293	497	169.6	
	手 形	4,553	4,859	-306	-6.3	北部地域	寺 内	10,015	10,215	-200	-2.0
	手形(字)	6,191	6,588	-397	-6.0		外 旭 川	13,163	13,369	-206	-1.5
	手 形 山	2,300	2,250	50	2.2		土 崎 港 中 央	4,944	5,371	-427	-8.0
	泉(旭川)	3,109	3,094	15	0.5		土 崎 港 東	2,971	2,937	34	1.2
	旭 川	2,436	2,520	-84	-3.3		土 崎 港 西	1,371	1,445	-74	-5.1
	新 藤 田	1,300	1,371	-71	-5.2		土 崎 港 南	3,201	3,509	-308	-8.8
	濁 川	1,867	1,929	-62	-3.2		土 崎 港 北	6,351	6,275	76	1.2
	添 川	2,412	2,069	343	16.6		土 崎 港 其 他	2,974	2,891	83	2.9
	山 内	422	475	-53	-11.2		将 軍 野 東	3,943	3,930	13	0.3
	仁 別	196	196	0	0.0		将 軍 野 南	4,191	4,184	7	0.2
	広 面	14,052	14,320	-268	-1.9		将 軍 野 其 他	3,681	3,630	51	1.4
	柳 田	1,820	1,692	128	7.6		港 北	1,358	1,388	-30	-2.2
	横 森	4,282	4,587	-305	-6.6		飯 島	16,801	17,091	-290	-1.7
	桜	3,385	3,596	-211	-5.9		金 足	3,691	3,975	-284	-7.1
	桜 ガ 丘	2,303	2,226	77	3.5		下 新 城	4,837	4,816	21	0.4
	桜 台	832	285	547	191.9		上 新 城	1,537	1,681	-144	-8.6
	大 平 台	1,212	715	497	69.5		河 辺 地 域	10,242	10,669	-427	-4.0
	下 北 手	3,953	4,076	-123	-3.0		雄 和 地 域	7,848	8,352	-504	-6.0
太 平	2,886	3,089	-203	-6.6	市 全 体	333,109	336,646	-3,537	-1.1		

資料：国勢調査報告

※平成12年は合併前であるため、河辺地域は河辺町、雄和地域は雄和町の数値を使用。

③世帯数の推移

本市の世帯数についてみると、昭和60年の102,469世帯から、平成17年には131,213世帯まで約1.3倍に増加しています。1世帯当たりの人員については、昭和60年の3.0人/世帯から平成17年には2.5人世帯まで減少しており、核家族化、少子化が進展していることがうかがえます。

表 1-2-3 世帯数の推移

年次	世帯数	世帯		
		増減数	増減率 (%)	1世帯当たり人員
昭和60年	102,469	-	-	3.0
平成2年	109,297	6,828	6.7	2.9
平成7年	119,793	10,496	9.6	2.7
平成12年	127,911	8,118	6.8	2.6
平成17年	131,213	3,302	2.6	2.5

資料：国勢調査

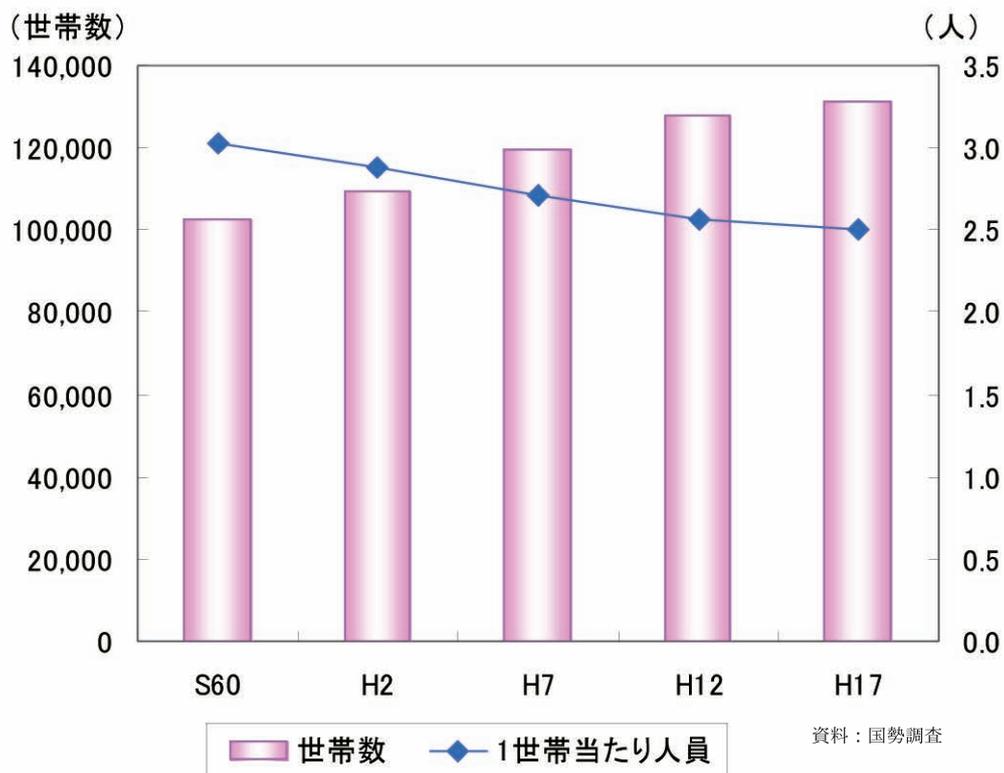


図 1-2-2 世帯数の推移

2-2-2 人口構成

①産業分類別就業者人口

就業者数合計をみると、平成12年の161,234人をピークに減少傾向に転じ、平成17年では152,149人と、約9,000人の減少がみられます。

産業別にみると、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに減少傾向にあり、特に第2次産業の就業者数の減少が顕著にみられます。ほぼ全ての産業において減少傾向にありますが、不動産業と運輸・通信業においては、平成12年、17年と増加傾向を維持しています。

表 1-2-4 産業別就業者数

産業	平成7年	平成12年	平成17年	備考
第1次産業	5,641	4,202	4,286	
農業	5,167	3,900	3,994	
林業	441	281	271	
漁業	33	21	21	
第2次産業	35,324	34,179	27,313	
鉱業	210	184	129	
製造業	18,622	17,062	13,523	
建設業	16,492	16,933	13,661	
第3次産業	119,008	122,853	120,550	
電気・ガス・熱供給・水道業	1,410	1,375	1,222	
卸売・小売業、飲食店	43,455	43,596	41,715	H17については、卸売・小売業と飲食店、宿泊業の和
金融・保険業	6,508	5,853	5,015	
不動産業	1,420	1,424	1,504	
運輸・通信業	10,660	10,534	11,595	H17については、情報通信業と運輸業の和
サービス業	46,789	51,501	50,604	H17については、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）の和
公務（他に分類されないもの）	8,766	8,570	8,895	
合計	159,973	161,234	152,149	

資料：国勢調査

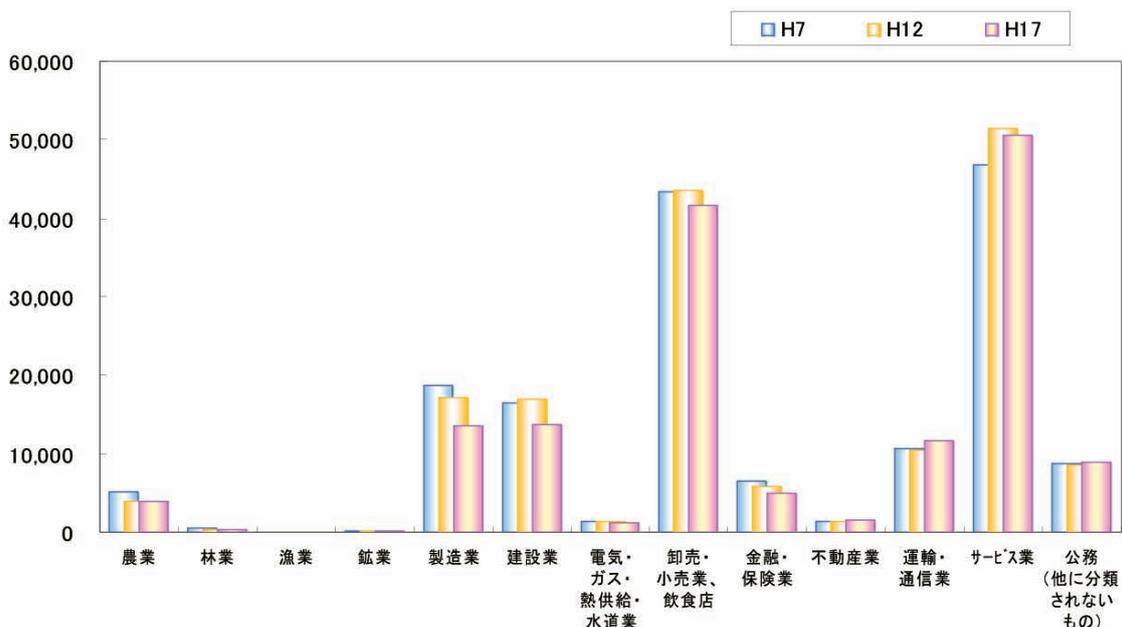


図 1-2-3 産業別就業者数

資料：国勢調査

②年齢別・性別人口

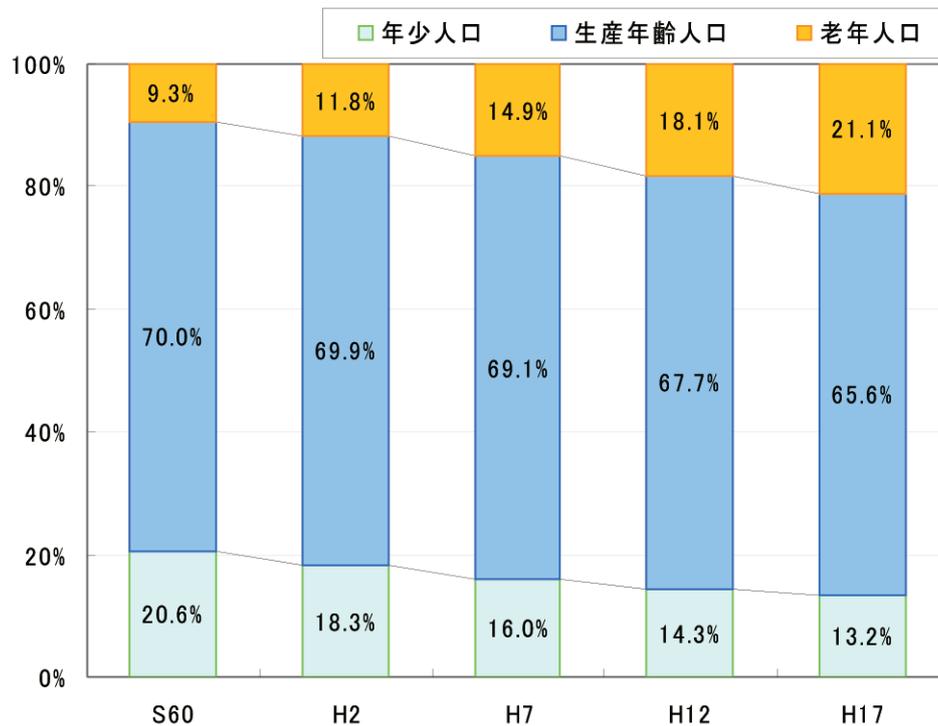
秋田市における年齢別人口の推移をみると、年少人口は昭和60年の65,344人から平成17年には43,879人と2万人以上の減少がみられました。一方老年人口は、昭和60年の29,433人から平成17年には70,371人と4万人以上の増加がみられ、少子高齢の進展が顕著に現れています。

年少人口比率をみると、昭和60年の20.6%から平成17年には13.2%まで減少し、老年人口比率は昭和60年の9.3%から平成17年には21.1%と増加している。生産年齢人口比率も、過去20年間で4.4%減少しています。

表 1-2-5 年齢別・性別人口の推移

年次	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		人口				
							総数	男		女	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)
昭和60年	65,344	20.6	221,705	70.0	29,433	9.3	316,550	152,337	48.1	164,213	51.9
平成2年	58,938	18.3	225,504	69.9	37,955	11.8	322,698	154,788	48.0	167,910	52.0
平成7年	53,023	16.0	228,977	69.1	49,470	14.9	331,597	158,841	47.9	172,756	52.1
平成12年	47,991	14.3	227,785	67.7	60,789	18.1	336,646	161,147	47.9	175,499	52.1
平成17年	43,879	13.2	218,498	65.6	70,371	21.1	333,109	158,107	47.5	175,002	52.5

資料：国勢調査



資料：国勢調査

図 1-2-4 年齢別・性別人口の推移

第3節 土地利用

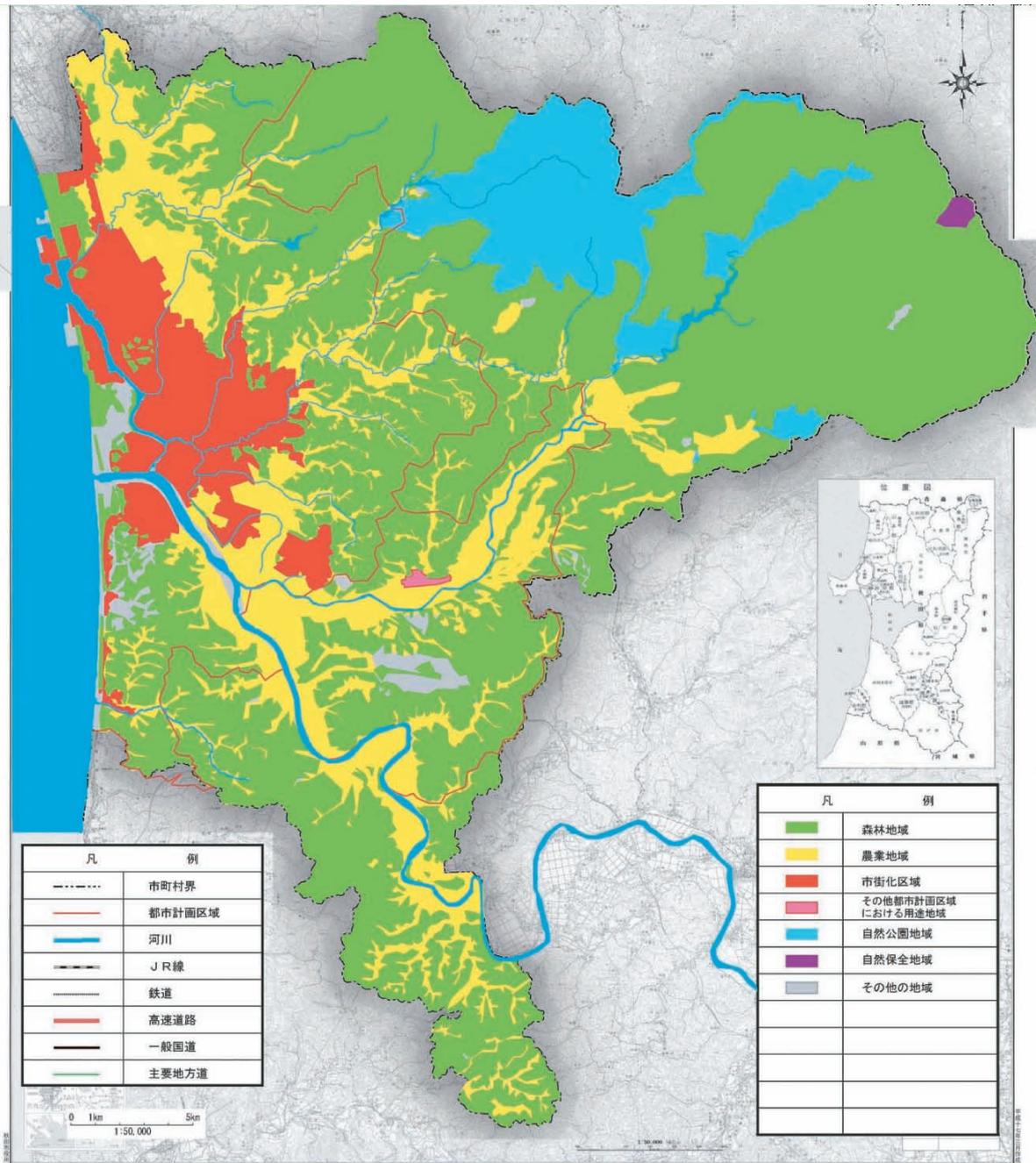
秋田市における土地利用の状況は、農用地が10.7%、森林が69.0%、原野が0.1%、水面が3.9%、道路が3.7%、宅地が6.2%、その他が6.4%となっている。農用地及び森林、原野の合計が79.8%と、緑地の割合が非常に高くなっています。

表1-2-6 土地利用現況

利 用 区 分	面積(ha)	構成比(%)
農 用 地	9,701	10.7%
田	8,610	9.5%
畑	729	0.8%
採草放牧地	362	0.4%
森 林	62,496	69.0%
国 有 林	25,417	28.1%
民 有 林	37,079	40.9%
原 野	63	0.1%
水 面 河 川 水 路	3,533	3.9%
水 面	598	0.7%
河 川	2,388	2.6%
水 路	547	0.6%
道 路	3,312	3.7%
一 般 道	2,526	2.8%
農 道	573	0.6%
林 道	213	0.2%
宅 地	5,650	6.2%
住 宅 地	3,263	3.6%
工 業 用 地	X	X
そ の 他 宅 地	X	X
そ の 他	5,812	6.4%
合 計	90,567	100.0%

資料：利用区分別面積の推移に関する資料（秋田県）
（平成17年10月1日現在）

※工業用地欄及びその他の宅地欄の「×」は、工業統計表において公表を控えた箇所、又は控えたことにより面積の算出（推計）ができない箇所を示す。



資料：秋田県土地利用基本計画 平成13年3月秋田県

図1-2-5 土地利用状況

2-4-2 体育施設

秋田市の体育施設は全市で48施設立地しています。そのうち旧秋田市に36施設、河辺地区5施設、雄和地区は7施設が立地しています。

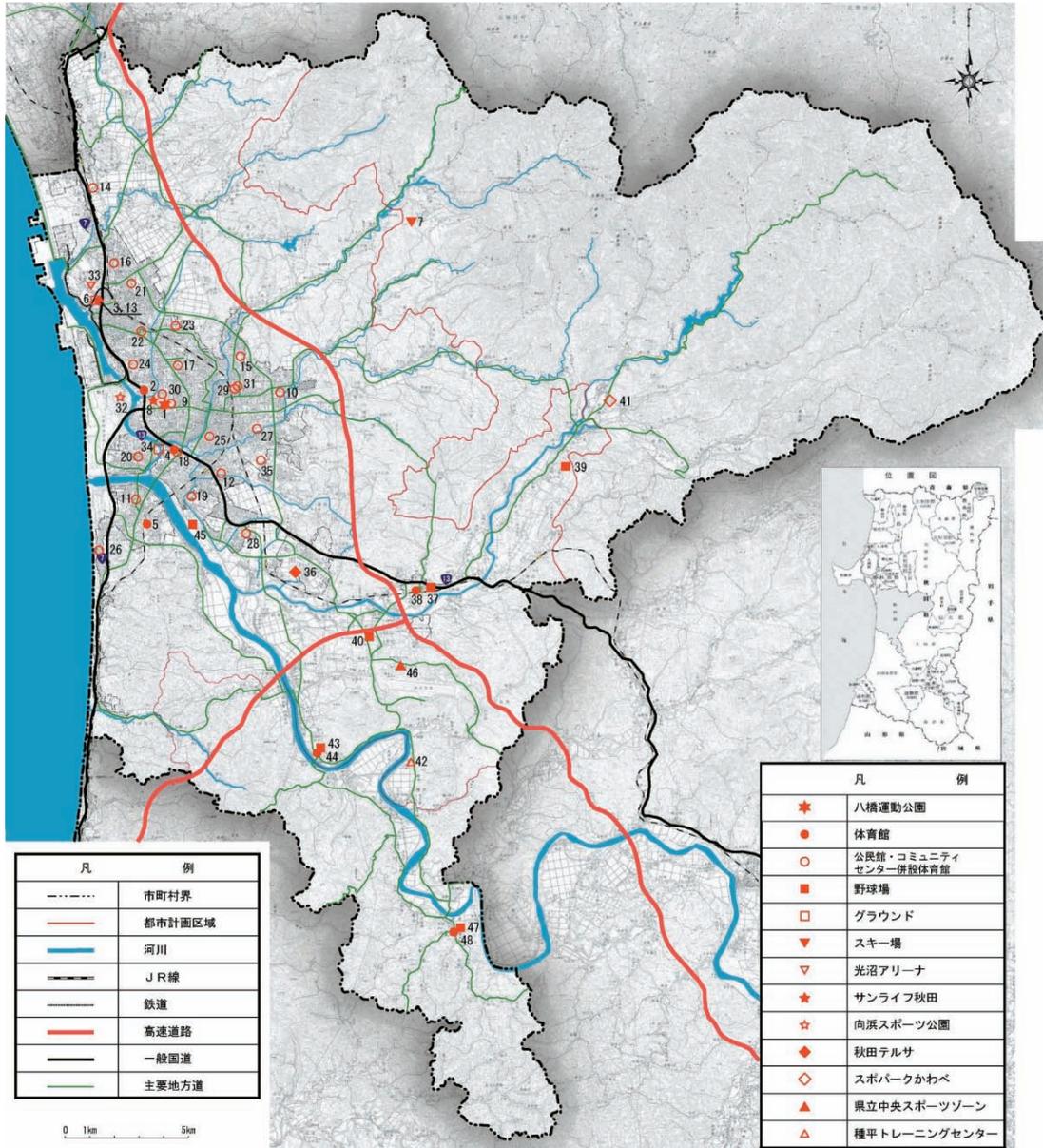


図1-2-7 体育施設

番号	施設名
1	県立体育館
2	市立体育館
3	土崎体育館
4	茨島体育館
5	西部体育館
6	土崎市民グラウンド
7	太平山スキー場
8	サンライフ秋田
9	中央公民館
10	東部公民館
11	西部公民館
12	南部公民館
13	土崎公民館
14	北部公民館
15	旭川地区コミュニティセンター
16	飯島地区コミュニティセンター

17	泉地区コミュニティセンター
18	茨島地区コミュニティセンター
19	大住地区コミュニティセンター
20	勝平地区コミュニティセンター
21	港北地区コミュニティセンター
22	将軍野地区コミュニティセンター
23	外旭川地区コミュニティセンター
24	寺内地区コミュニティセンター
25	橋山地区コミュニティセンター
26	浜田地区コミュニティセンター
27	東部地区コミュニティセンター
28	南地区コミュニティセンター
29	明徳地区コミュニティセンター
30	八橋地区コミュニティセンター
31	手形コミュニティ体育館
32	県立野球場
33	光沼アリーナ

34	勝平市民グラウンド
35	一ツ森公園コミュニティ体育館
36	秋田テルサ
37	河辺和田野球場
38	河辺体育館
39	河辺岩見三内野球場
40	河辺戸島野球場
41	スポパークかわべ
42	種平トレーニングセンター
43	雄和花の森野球場
44	雄和体育館
45	雄物川河川敷野球場
46	県立中央公園スポーツゾーン
47	雄和新波野球場
48	雄和南体育館

資料：秋田市資料

2-4-3 老人福祉施設

秋田市の老人福祉施設は全市で82施設、障害者福祉施設は40施設立地しています。その多くは旧秋田市の市街地部に立地しており、河辺・雄和地区への立地はすくない。特に河辺地区には障害者福祉施設が立地していません。

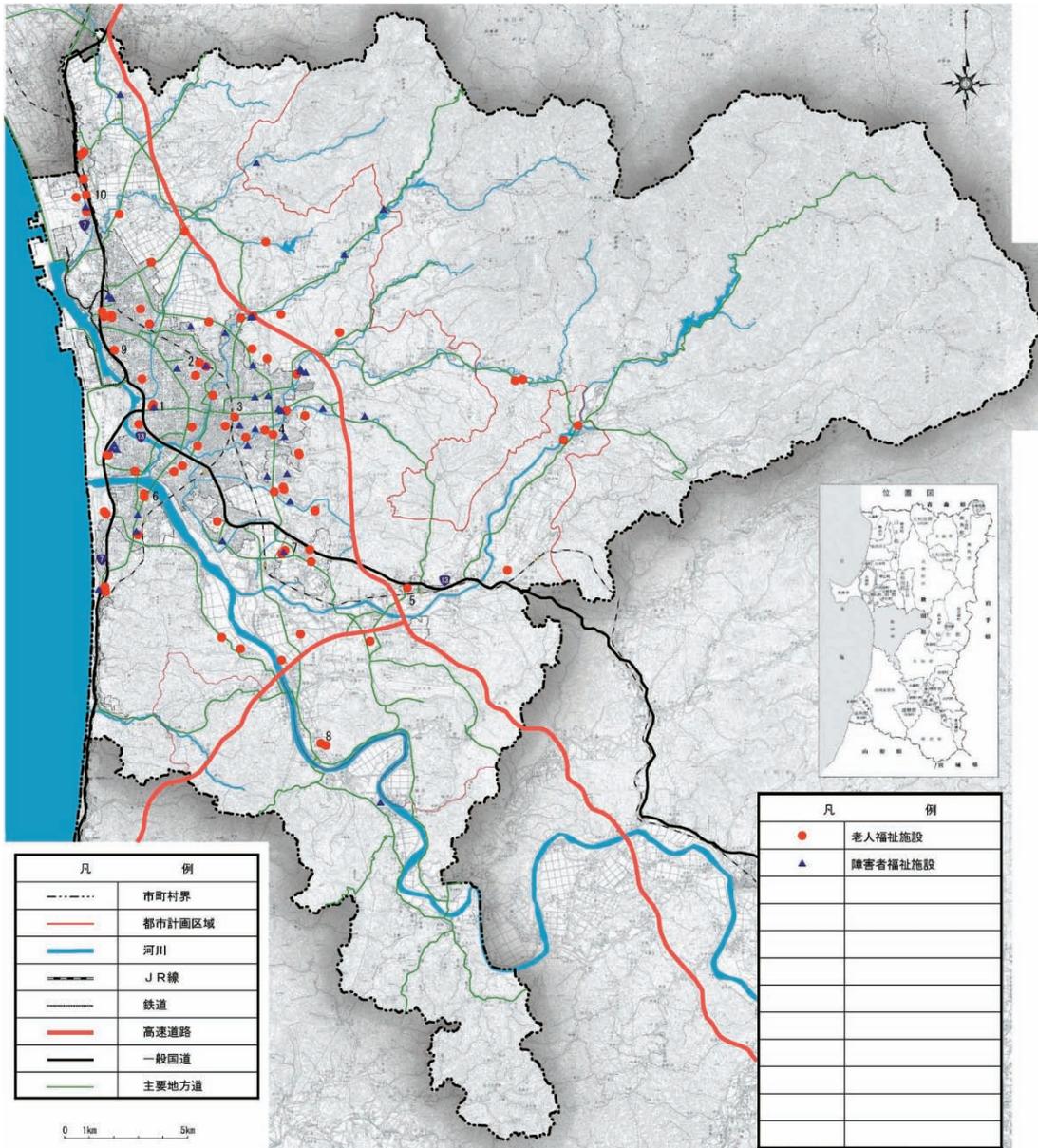


図1-2-8 老人福祉施設・障害者福祉施設

番号	施設名
1	八橋地域包括支援センター社協
2	泉地域包括支援センターリンデンバウム
3	東通地域包括支援センターひだまり
4	桜地域包括支援センター桜の園
5	河辺地域包括支援センター社協
6	新屋地域包括支援センターエンデバー
7	御所野地域包括支援センターけやき
8	雄和地域包括支援センター緑水苑
9	寺内地域包括支援センター寿光園
10	下新城地域包括支援センターニコニコ

老人福祉施設 82施設
障害者福祉施設 40施設

資料：秋田市資料

2-4-4 児童福祉施設

秋田市の児童福祉施設は全市で64施設が立地しています。そのうち旧秋田市に58施設、河辺地区に3施設、雄和地区に3施設が立地しています。

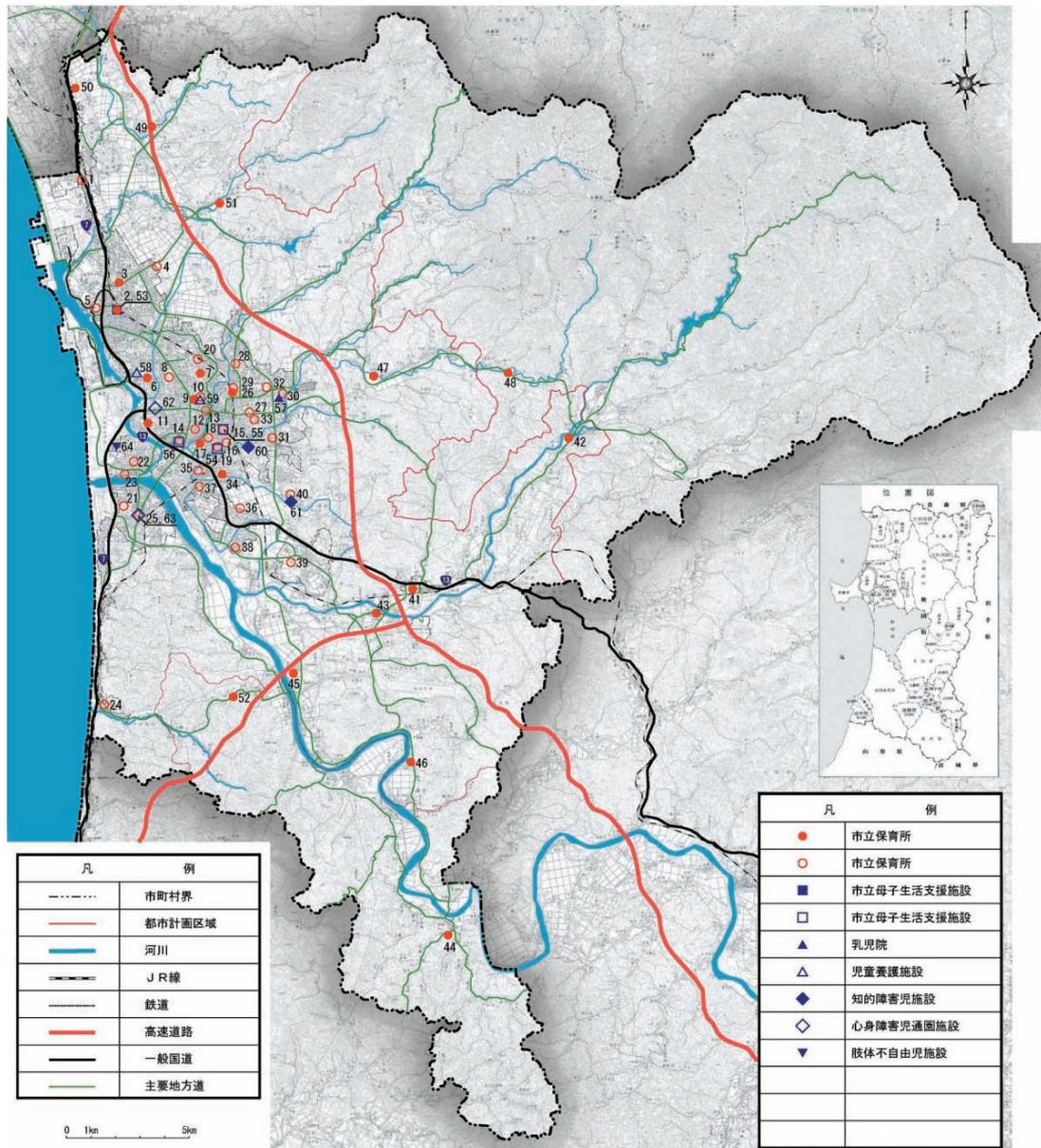


図 1-2-9 児童福祉施設

番号	保育所名	17	川口保育所	34	牛島保育所	51	上新城幼稚園
1	北保育園	18	みどり保育園	35	かんば保育園	52	下浜八田幼稚園
2	土崎保育所	19	城南園	36	あおぞら保育園	53	土崎母子寮
3	港北保育所	20	ウェルビューいずみこども園	37	大野保育園	54	秋田婦人ホーム
4	ふじ保育園	21	日新保育園	38	あおぞら乳児園	55	秋田母子寮
5	あきたチャイルド園	22	勝平保育園	39	ごしよの保育園	56	聖徳会母子寮
6	寺内保育所	23	やまぼと保育園	40	上北手保育園	57	秋田赤十字乳児院
7	泉保育所	24	はねかわ保育所	41	河辺中央保育所	58	感恩講児童保育院
8	白百合保育園	25	グリーンローズ保育園	42	岩見三内保育所	59	聖園天使園
9	保戸野保育所	26	手形第一保育所	43	戸島保育所	60	若竹学園
10	聖園ベビー保育園	27	あさひ保育園	44	新波保育所	61	高清水園
11	川尻保育所	28	ひがし保育園	45	川添保育所	62	秋田県小児療育センター
12	第一ルンビニ園(本園)	29	ひまわり保育園	46	雄和中央保育所	63	オリブ園
13	第一ルンビニ園(分園)	30	こぼと保育園	47	太平幼稚園	64	太平療育園
14	第二ルンビニ園	31	さくら保育園	48	山谷幼稚園		
15	あきた保育園	32	こひつじ保育園	49	金足東幼稚園		
16	楢山保育園	33	こどものくに保育園	50	金足西幼稚園		

資料：秋田市資料

第5節 産業概況

2-5-1 産業別生産額の推移

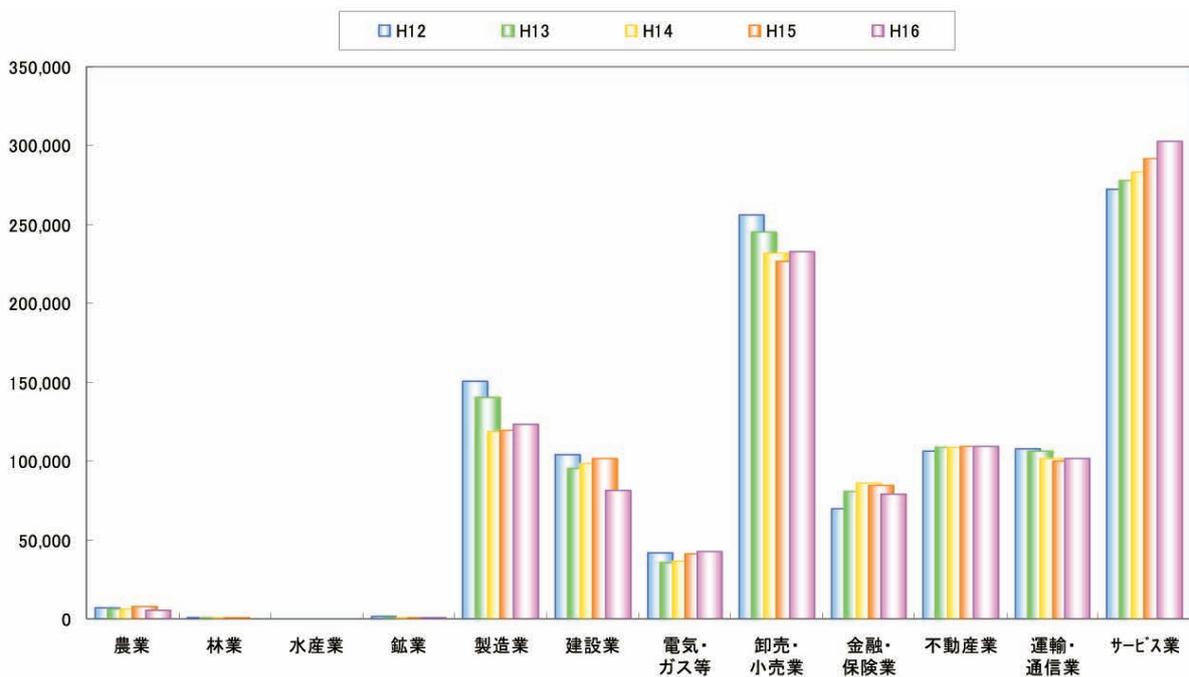
秋田市の産業生産額の推移を以下に示した。第一次産業、第二次産業については、全ての業種において減少傾向がみられ、特に農業、林業、鉱業、建設業で大幅な減少がみられます。

第三次産業は、平成11年、平成14年にやや減少したものの、継続的な増加傾向がみられる。特に不動産業とサービス業は増加傾向が顕著です。卸売・小売業で大幅な減少がみられ、平成16年と平成8年を比較すると、21%程度の減少となっています。

表1-2-7 産業別生産額の推移

年度	第一次産業				第二次産業				第三次産業						
	計	農業	林業	水産業	計	鉱業	製造業	建設業	計	電気・ガス等	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	サービス業
平成8	11,747	10,022	1,672	53	293,409	1,789	173,683	117,937	841,980	41,750	295,543	74,053	96,919	112,752	220,963
9	10,257	8,815	1,385	57	283,035	1,250	173,508	108,277	852,002	48,439	286,863	74,065	102,372	110,295	229,968
10	9,109	8,054	997	58	271,942	1,197	159,584	111,161	853,409	45,131	282,856	68,876	103,009	108,935	244,602
11	7,930	7,029	839	62	275,257	1,103	160,433	113,721	842,157	45,527	258,990	69,948	102,605	109,111	255,976
12	7,626	6,739	813	74	256,383	1,288	150,939	104,156	854,504	41,833	256,087	70,103	106,538	107,514	272,429
13	7,241	6,570	590	81	236,697	853	140,618	95,226	853,914	35,905	244,857	80,852	108,546	105,985	277,769
14	6,984	6,447	471	66	218,240	1,107	118,633	98,500	848,450	36,781	231,732	85,924	108,715	101,862	283,436
15	8,108	7,603	435	70	221,424	884	119,146	101,394	853,356	40,966	226,824	84,859	109,119	99,775	291,813
16	6,096	5,697	350	49	205,341	675	123,492	81,174	868,716	42,886	232,429	79,305	109,561	101,561	302,974

資料：秋田県市町村民経済計算



資料：秋田県市町村民経済計算

図1-2-10 産業別生産額の推移

2-5-2 観光客の推移

秋田市における観光客数の経年推移をみると、平成9年以降減少を続け、平成13年以降は緩やかな増加傾向がみられます。平成18年では年間観光客数が約724万人となり、平成9年と比較すると約119万人減少しています。

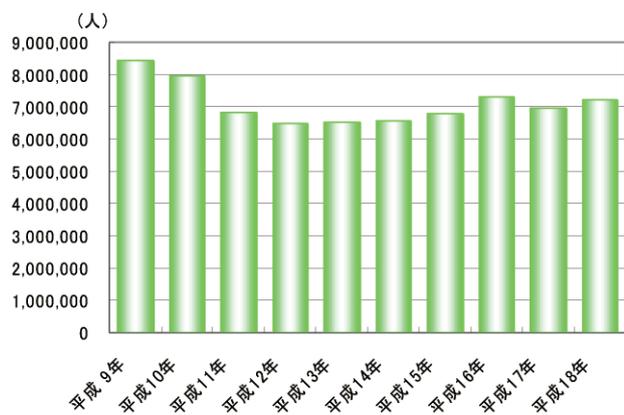
月別の推移をみると過去3年間で同様な傾向を示しており、特に8月に観光客が集中しています。秋田市では8月に東北三大祭のひとつに挙げられる「竿燈まつり」や、雄物川放水路を記念した「雄物川花火大会」が開催され、特に「竿燈まつり」では約138万人もの観光客が集い、大いに賑わいをみせています。

表 1-2-8 観光客数の経年推移

	観光客数(人)	増減数(人)	増減率(%)
平成9年	8,429,831	753,183	9.8
平成10年	7,960,847	-468,984	-5.6
平成11年	6,811,531	-1,149,316	-14.4
平成12年	6,479,804	-331,727	-4.9
平成13年	6,521,385	41,581	0.6
平成14年	6,549,399	28,014	0.4
平成15年	6,771,188	221,789	3.4
平成16年	7,317,718	546,530	8.1
平成17年	6,947,494	-370,224	-5.1
平成18年	7,235,397	287,903	4.1

※平成17年以前の数値は旧河辺町、旧雄和町を含んだ数値である。

資料：平成18年秋田県観光統計



資料：平成18年秋田県観光統計

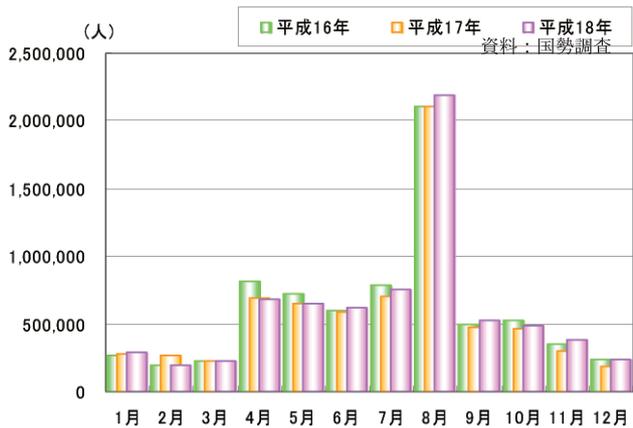
図 1-2-1 観光客数の経年推移

表 1-2-9 月別観光客数の推移

	観光客数(人)		
	平成16年	平成17年	平成18年
1月	264,930	282,207	285,675
2月	193,470	265,570	198,960
3月	230,878	231,666	229,803
4月	813,943	690,541	679,915
5月	718,694	647,809	651,712
6月	603,258	591,496	621,412
7月	782,876	698,002	749,183
8月	2,107,777	2,108,384	2,194,097
9月	495,591	475,432	522,039
10月	522,606	465,778	481,264
11月	348,162	299,815	382,414
12月	235,533	190,794	238,923
年計	7,317,718	6,947,494	7,235,397

※平成17年以前の数値は旧河辺町、旧雄和町を含んだ数値である。

資料：平成18年秋田県観光統計



資料：平成18年秋田県観光統計

図 1-2-2 月別観光客数の推移

第6節 教育・文化

2-6-1 幼稚園

秋田市内には公立、私立を併せ、33箇所の幼稚園が立地しています。うち32箇所は旧秋田市の市街地部に立地し、河辺地区には1箇所が立地しています。

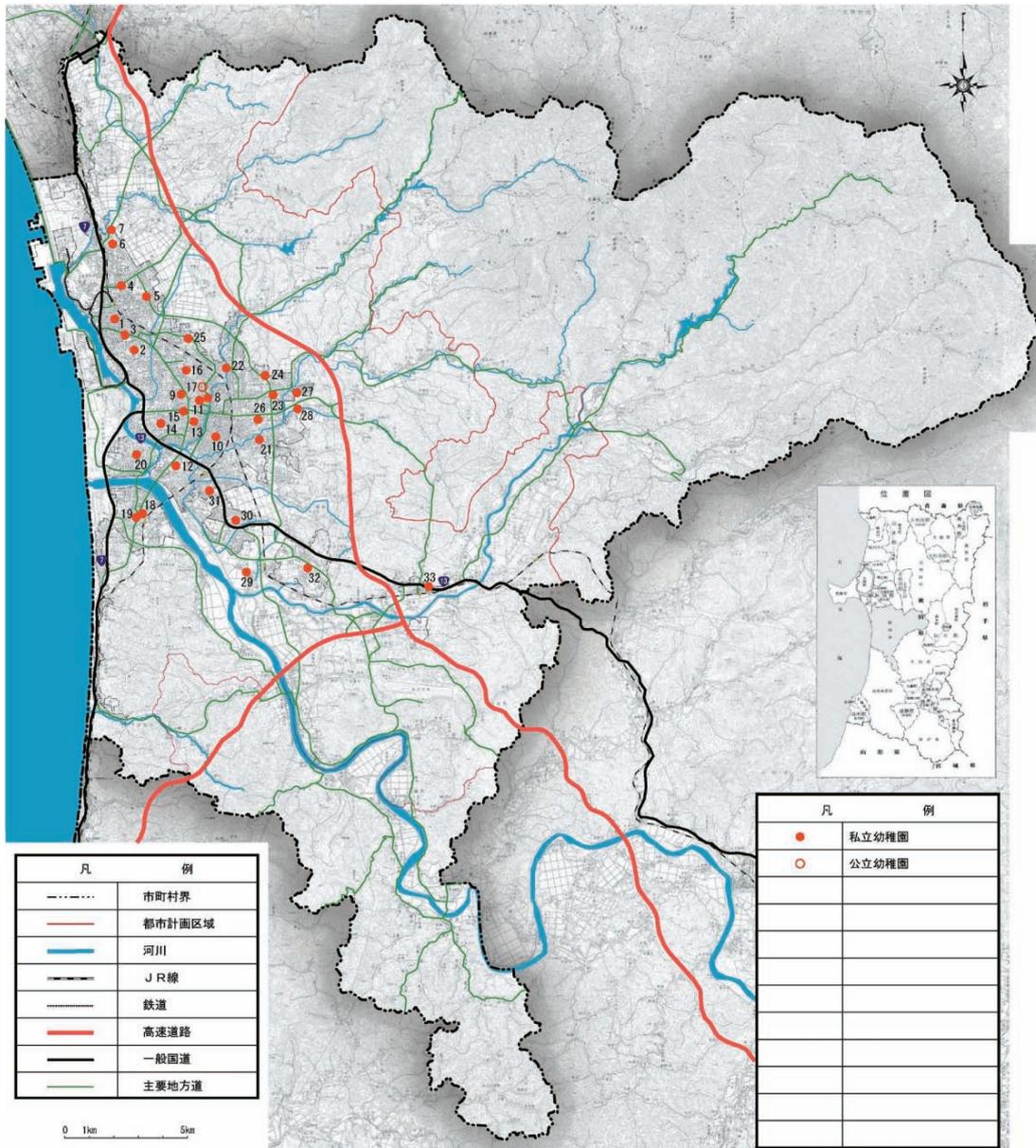


図1-2-13 幼稚園位置図

番号	幼稚園名
1	土崎幼稚園
2	高清水幼稚園
3	土崎カトリック幼稚園
4	港北幼稚園
5	将軍野幼稚園
6	飯島幼稚園
7	けやき平幼稚園
8	聖使幼稚園
9	秋田幼稚園
10	聖霊女子短期大学付属幼稚園

11	聖園学園短期大学附属幼稚園
12	ノースアジア大学附属のびのび幼稚園
13	なかよし幼稚園
14	山王幼稚園
15	わかば幼稚園
16	ひかり幼稚園
17	国立秋田大学教育文化学部附属幼稚園
18	新屋幼稚園
19	ルーテル愛児幼稚園
20	勝平幼稚園
21	こまどり幼稚園

22	秋田市旭川幼稚園
23	広面幼稚園
24	手形山幼稚園
25	外旭川幼稚園
26	秋田東幼稚園
27	下北手幼稚園
28	ノースアジア大学附属さくら幼稚園
29	四ツ小屋幼稚園
30	仁井田幼稚園
31	秋田太陽幼稚園
32	御所野幼稚園
33	和田幼稚園

資料：秋田市資料

2-6-2 小学校

秋田市内には49校の小学校が立地しています。うち41校は旧秋田市に立地し、河辺地区には4校、雄和地区には4校が立地しています。

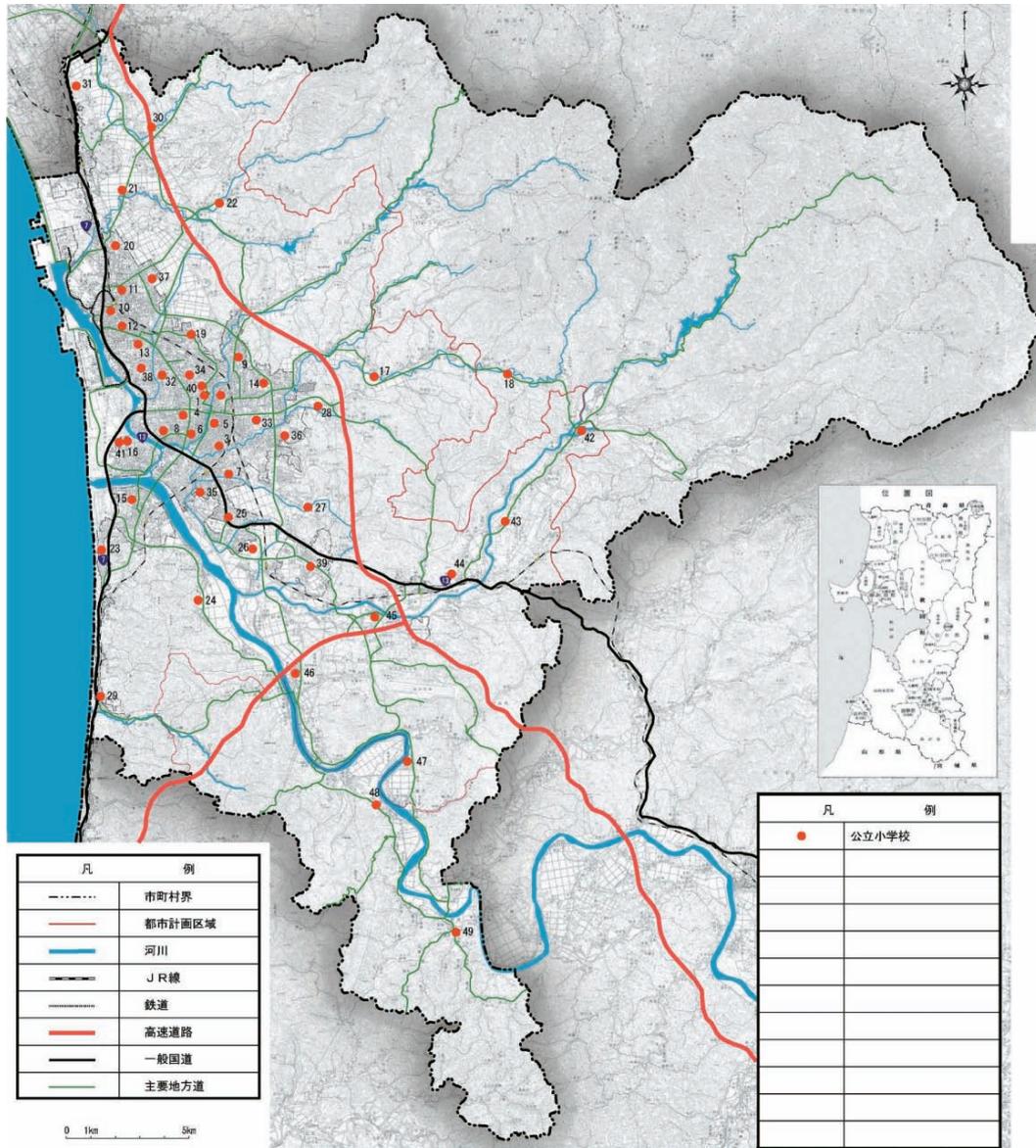


図1-2-14 幼稚園位置図

番号	学校名
1	保戸野小学校
2	明德小学校
3	築山小学校
4	旭北小学校
5	中通小学校
6	旭南小学校
7	牛島小学校
8	川尻小学校
9	旭川小学校
10	土崎小学校
11	港北小学校
12	土崎南小学校
13	高清水小学校
14	広面小学校
15	日新小学校
16	勝平小学校

17	太平小学校
18	山谷小学校
19	外旭川小学校
20	飯島小学校
21	下新城小学校
22	上新城小学校
23	浜田小学校
24	豊岩小学校
25	仁井田小学校
26	四ツ小屋小学校
27	上北手小学校
28	下北手小学校
29	下浜小学校
30	金足東小学校
31	金足西小学校
32	八橋小学校
33	東小学校

34	泉小学校
35	大住小学校
36	桜小学校
37	飯島南小学校
38	寺内小学校
39	御所野小学校
40	秋大付属小学校
41	勝平小学校千秋分校
42	岩見三内小学校
43	赤平小学校
44	河辺小学校
45	戸島小学校
46	川添小学校
47	種平小学校
48	戸米川小学校
49	大正寺小学校

資料：秋田市資料

2-6-3 中学校

秋田市内には公立、私立を併せ、27校の中学校が立地しています。うち24校は旧秋田市に立地し、河辺地区には2校、雄和地区には1校が立地しています。

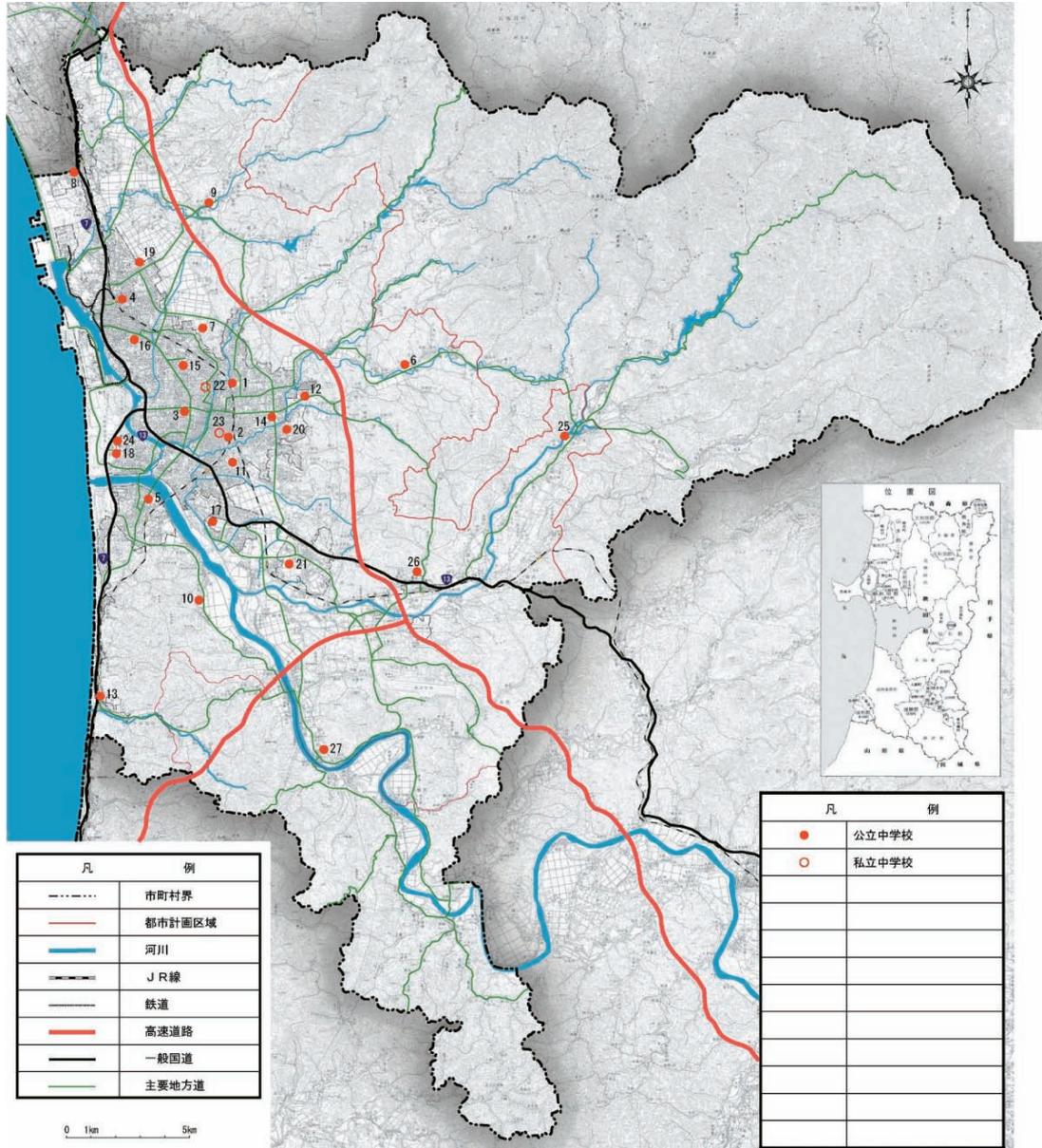


図1-2-15 中学校位置図

番号	学校名
1	秋田東中学校
2	秋田南中学校
3	山王中学校
4	土崎中学校
5	秋田西中学校
6	太平中学校
7	外旭川中学校
8	秋田北中学校
9	上新城中学校
10	豊岩中学校

11	城南中学校
12	下北手中学校
13	下浜中学校
14	城東中学校
15	泉中学校
16	将軍野中学校
17	御野場中学校
18	勝平中学校
19	飯島中学校
20	桜中学校
21	御所野学院中学校

22	秋大附属中学校
23	聖霊短大付属中学校
24	勝平中学校千秋分校
25	岩見三内中学校
26	河辺中学校
27	雄和中学校

資料：秋田市資料

2-6-4 高等学校・大学等

秋田市には公立、私立を併せ、15校の高等学校と、11校の大学（短大等含む）が立地しています。高等学校は全て旧秋田市に立地しており、大学も10校が立地しています。国際教養大学だけが、雄和地区に立地しており、河辺地区には立地していません。

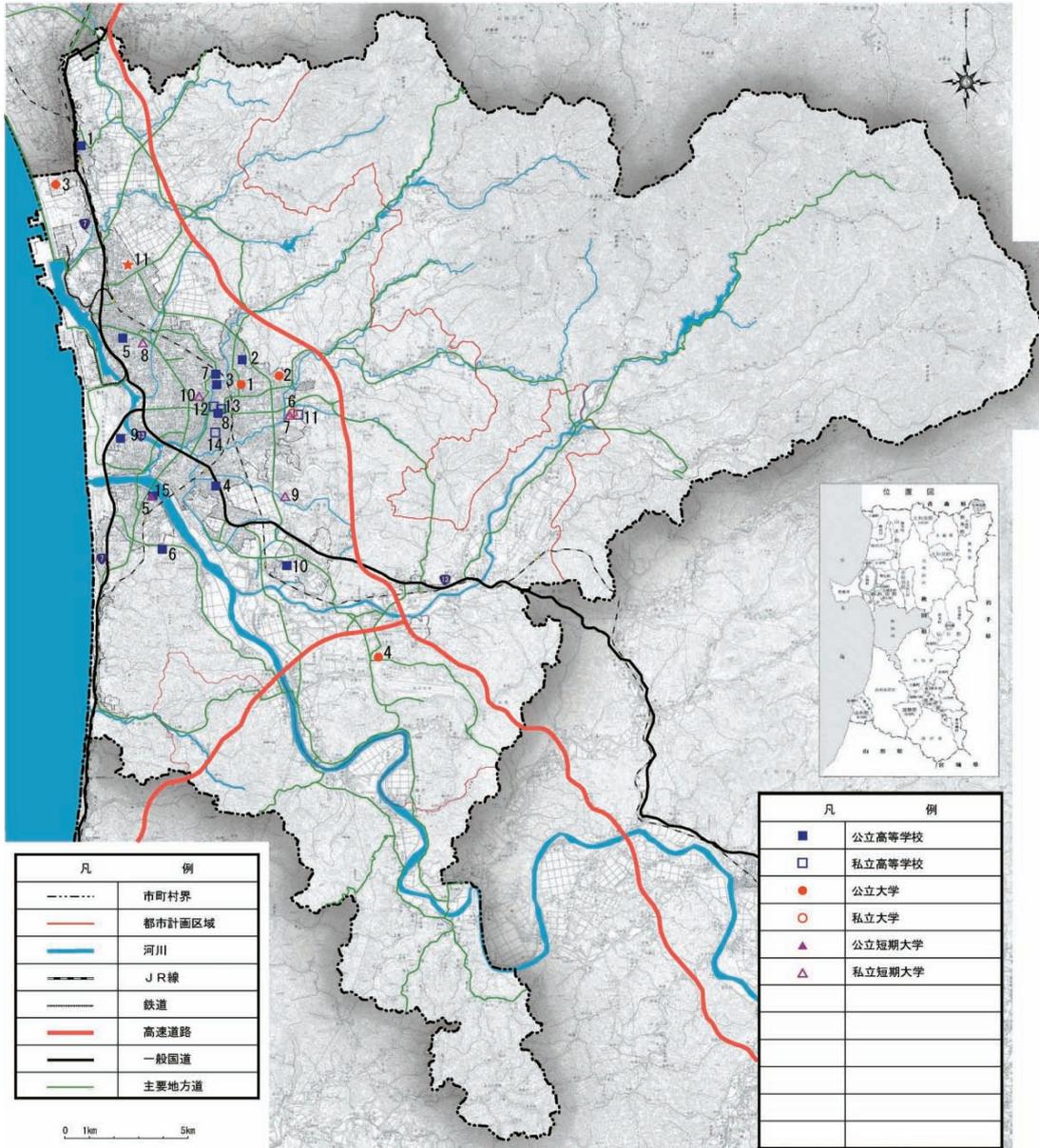


図1-2-16 高等学校・大学等位置図

高等学校	
番号	学校名
1	金足農業高等学校
2	秋田高等学校
3	秋田北高等学校
4	秋田南高等学校
5	秋田中央高等学校
6	新屋高等学校
7	秋田工業高等学校
8	秋田明德館高等学校
9	秋田商業高等学校
10	御所野学院高等学校
11	秋田経済法科大学附属高等学校
12	秋田和洋女子高等学校
13	国学館高等学校
14	聖霊女子短期大学付属高等学校
15	秋田公立美術工芸短期大学付属校高等学院

大学、短期大学、高等専門学校	
番号	学校名
1	秋田大学(教育文化部)
2	秋田大学(医学部)
3	秋田県立大学
4	国際教養大学
5	秋田公立美術工芸短期大学
6	ノースアジア大学
7	秋田栄養短期大学
8	聖霊女子短期大学
9	日本赤十字秋田短期大学
10	聖園学園短期大学
11	秋田工業高等専門学校

資料：DATA魁年鑑2007

第7節 歴史的環境

秋田市における指定文化財の状況を下表に示します。

秋田市では、国、県、市を併せて186の有形文化財、4の無形文化財、22の民俗文化財、32の記念物、合計244が指定文化財として指定されています。

特に有形文化財（建造物）においては、中心市街地付近への立地が多く見られ、藩政時代における佐竹家に縁のあるものが数多くみられます。

このうち有形文化財（建造物）、記念物（史跡）、記念物（名勝）、記念物（天然記念物）について、次頁に位置図を示します。

表1-2-10 指定文化財の状況

種 別		国	県	市	計
有形文化財	建造物	8	2	8	18
	絵画	1	5	14	20
	彫刻	1	10	18	29
	工芸	—	25	20	45
	書跡・古文書	1	11	18	30
	考古資料	2	7	10	19
	歴史資料	1	6	18	25
無形文化財		—	2	2	4
民俗文化財	有形民俗文化財	2	3	5	10
	無形民俗文化財	2	1	9	12
記念物	史跡	3	4	9	16
	名勝	1	—	1	2
	天然記念物	1	1	11	13
合 計		23	77	143	243

資料：秋田市資料

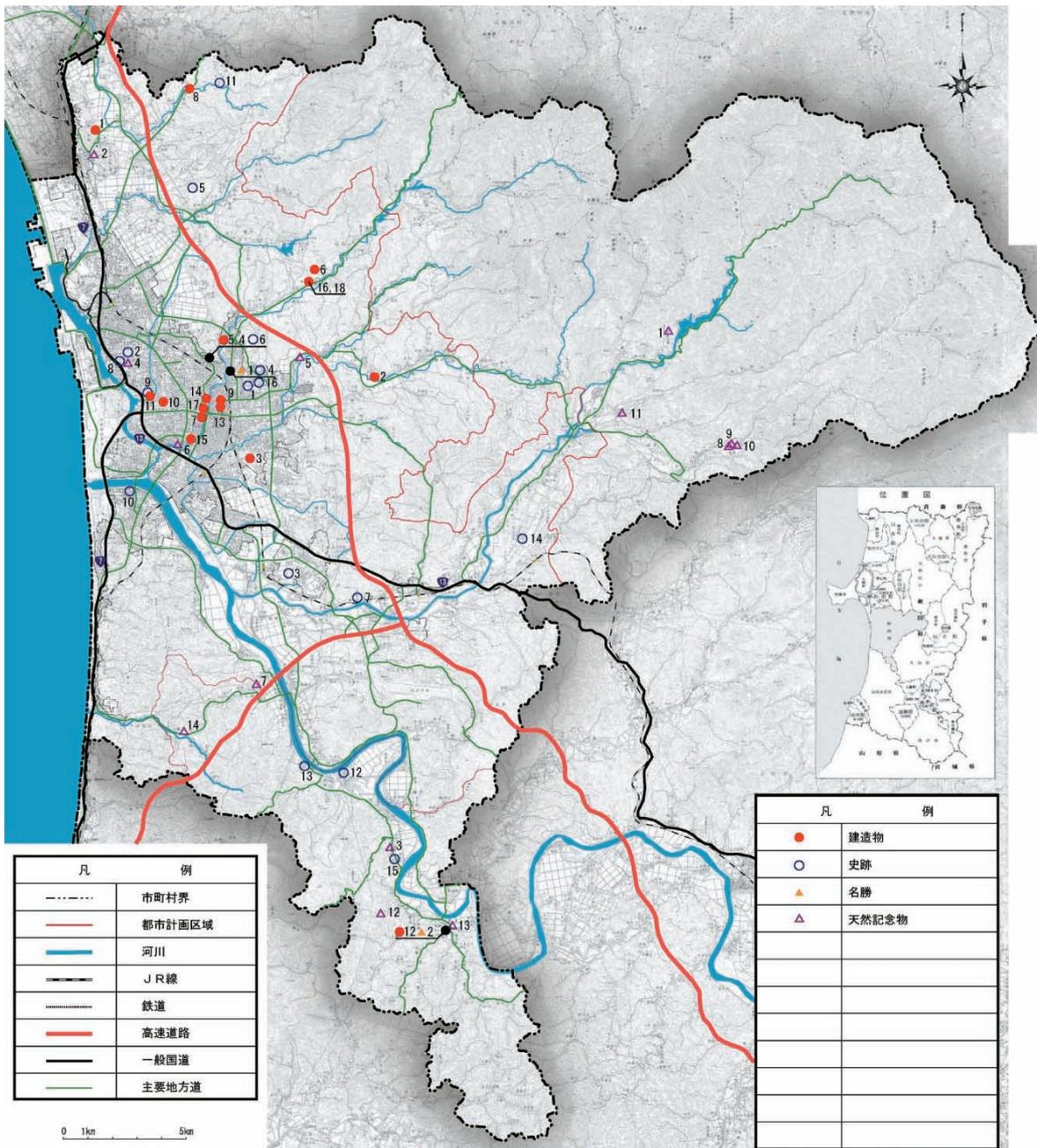


図1-2-17 文化財位置図

建造物		史跡		名勝		天然記念物	
番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	旧奈良家住宅(1棟)	1	平田篤胤墓	1	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	1	筑紫森岩脈
2	嵯峨家住宅(2棟)	2	秋田城跡	2	新波神社の境内(一式)	2	女潟湿原植物群落
3	旧黒澤家住宅(5棟)	3	地藏田遺跡	3	街道の松(3本)	3	里宮の大杉(1本)
4	天徳寺(4棟)	4	如斯亭	4	終墓(1基)	4	旭さし木(けやき)(1本)
5	佐竹家霊屋(1棟)	5	上代窯跡	5	大張野行在所跡	5	柳田のけやき(1本)
6	藤倉水源地水道施設(一構)	6	万固山天徳寺	6	露月山廬書斎(一式)	6	川口のいちょう(1本)
7	旧秋田銀行本店本館(1棟)	7	豊島館	7	柳沢遺跡	7	八田の親杉(1本)
8	文庫蔵1棟、表門1棟、鎮守社1	8	菅江真澄の墓	8	つつじ(1本)	8	もみの木(1本)
9	彌高神社(2棟)			9	いちい(3本)	9	やまぶどう(1本)
10	日吉八幡神社(4棟12基)			10	もみの木(1本)	10	繋一の坂の大杉(1本)
11	石造り五重塔(1基)			11	竹の花の一本杉(1本)	11	白幡の森
12	腰組み細工基礎建築(一式)			12	繋一の坂の大杉(1本)		
13	御物頭御番所(1棟)			13	竹の花の一本杉(1本)		
14	秋田聖教天主教会聖堂(1棟)			14	白幡の森		
15	松倉家住宅(住宅1棟、土蔵2棟)						
16	補陀寺山門(1棟)						
17	旧金子家住宅(住宅1棟、土蔵1棟)						
18	補陀寺本堂(1棟)						
9	全良寺官修墓地						
10	栗田神社						
11	黒川ロータリー式5号井(1基)						

資料：秋田市資料

第8節 公害発生状況

2-8-1 大気汚染の状況

秋田市の大気汚染物質の状況は以下に示した通りであるが、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、環境基準を満たしています。しかし、光化学オキシダントについては、将軍野局、広面局ともに一時間の最高値の環境基準値0.08ppmを超えているが、光化学オキシダント注意報の発令基準である0.12ppmは下回っています。

表1-2-1 大気汚染物質の状況

調査地点	二酸化硫黄		二酸化窒素		浮遊粒子状物質		一酸化炭素		光化学オキシダント	
	年平均地	1時間値の最高値(ppm)	年平均地	1時間値の最高値(ppm)	年平均地	1時間値の最高値(ppm)	年平均地	1時間値の最高値(ppm)	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値の最高値(ppm)
山王	0.001	0.013	0.013	0.057	0.017	0.097	-	-	-	-
土崎	0.004	0.031	0.013	0.059	0.013	0.127	-	-	-	-
新屋	0.000	0.006	0.009	0.051	0.016	0.131	-	-	-	-
上新城	0.000	0.021	-	-	0.013	0.111	-	-	-	-
太平	0.000	0.009	-	-	0.012	0.085	-	-	-	-
添川	0.000	0.015	-	-	0.011	0.100	-	-	-	-
堀川	0.004	0.026	0.004	0.037	0.015	0.134	-	-	-	-
将軍野	0.003	0.022	0.006	0.041	0.023	0.119	-	-	0.034	0.095
茨島	0.002	0.031	0.020	0.092	0.020	0.141	0.4	1.8	-	-
仁井田	0.000	0.006	0.009	0.051	0.014	0.129	-	-	-	-
広面	-	-	0.008	0.045	0.014	0.144	-	-	0.030	0.090

注) 数値は平成18年数値

資料: 平成19年版 秋田市の環境

2-8-2 水質汚染の状況

主要河川におけるBOD平均値の推移を下表に示した。過去10年の経年変化をみると、猿田川や草生津川において、継続的なBOD平均値の低下がみられる。その他の河川においても、あまり大きな変化はみられないか、改善傾向がみられる。

表1-2-1 2 主要河川におけるBOD平均値の推移

各年度間 単位: mg/l

年度	新城川		草生津川	旭川				太平川			猿田川	旧雄物川
	新城橋	新城川橋	面影橋	藤倉橋	添川橋	川口橋	新旭橋	地主橋	松崎橋	太平川橋	関橋	港大橋
平成8年度	0.8	1.9	4.4	0.5	0.6	1.4	2.0	0.5	0.9	2.8	5.1	1.4
9	0.8	1.3	5.3	0.6	0.6	0.9	1.6	0.6	0.7	2.0	4.1	1.4
10	0.7	1.0	3.1	0.5	0.5	0.7	1.2	5.0	0.6	1.5	3.1	1.1
11	0.5	1.7	3.0	0.5	0.5	0.9	1.2	0.5	0.6	2.3	2.6	0.9
12	1.4	3.2	4.1	1.0	0.9	1.4	1.9	0.8	1.2	2.6	2.8	1.3
13	1.7	2.3	3.2	1.0	1.4	1.6	2.6	1.1	1.8	2.9	2.5	2.0
14	0.8	1.3	2.2	0.5	0.6	0.6	1.0	0.5	0.6	1.5	1.9	0.7
15	0.8	1.4	2.1	0.6	0.6	0.7	1.3	0.6	0.8	1.4	1.6	0.7
16	0.6	0.9	2.0	0.6	0.7	0.6	1.0	0.7	0.7	1.2	1.5	1.0
17	0.9	1.7	2.1	0.6	0.6	0.9	1.2	0.6	0.6	1.3	1.4	0.9
18	1.0	1.2	2.1	0.6	0.7	0.7	1.0	0.7	0.9	1.5	1.8	1.0

資料: 平成19年版 秋田市の環境

第3章 その他の地域概況

第1節 レクリエーション施設

本市における主なレクリエーション施設を下表に整理しました。本市のレクリエーション施設は、ゲートボール場1箇所、ゴルフ場7箇所、水泳プール3箇所、スケート場1箇所、海水浴場2箇所、動物園1箇所、植物園2箇所、キャンプ場4箇所、展望施設2箇所、屋内体育施設3箇所、トレーラーハウス1箇所、フィールドアスレチック場1箇所、スキー場1箇所、園地1箇所、サイクリングコース3路線等があり、市内各所に多種多様な施設が立地しています。また、この他にも体育施設で挙げた体育館や野球場、グラウンドが立地しています。

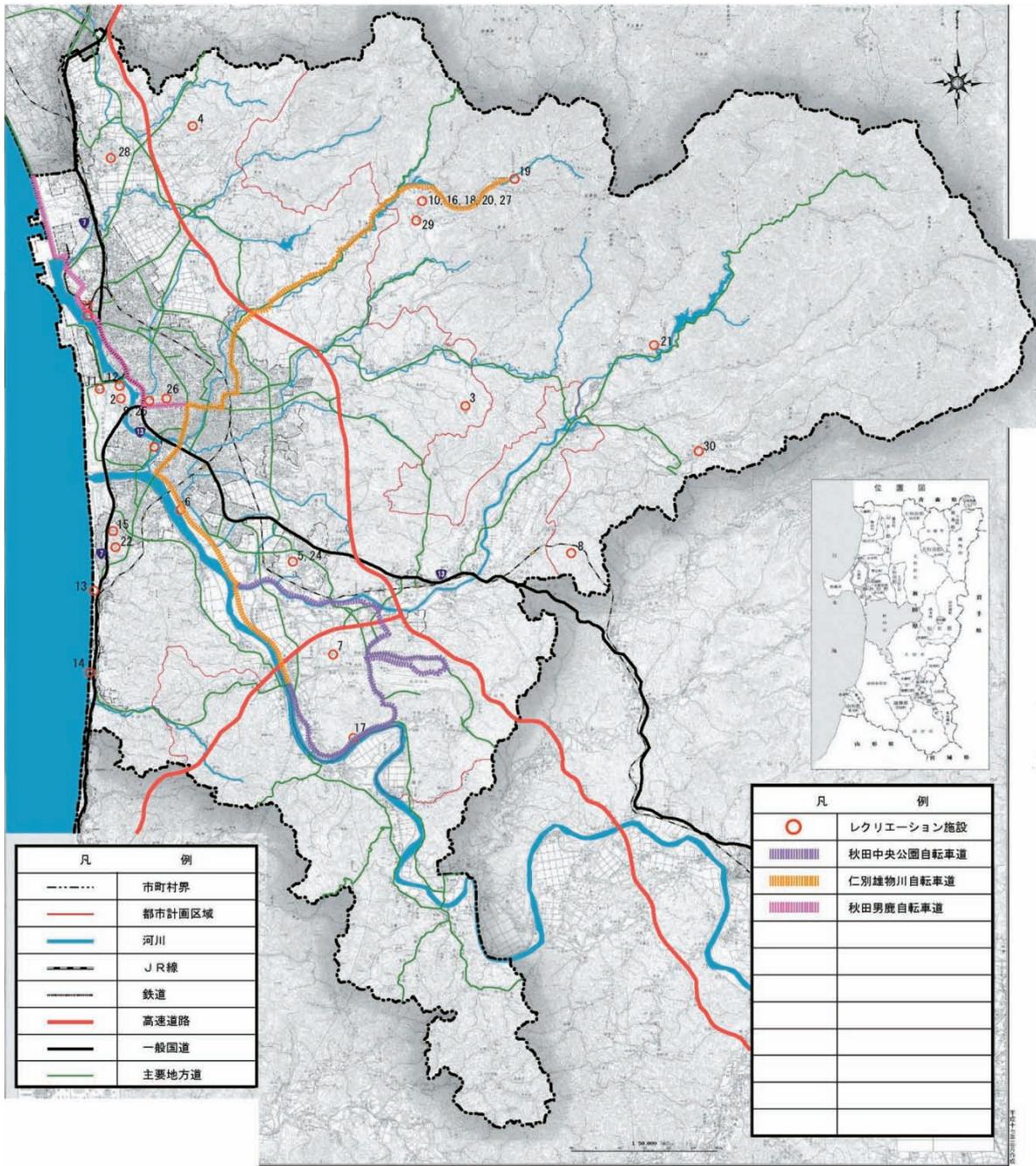
これらの施設を総合的にみると、太平山リゾート公園、八橋運動公園、小泉瀉公園、一つ森公園、県立中央公園等、大規模な公園（総合公園や広域公園等）に整備されています。

雄物川、岩見川、旭川沿線においては、これらの施設を有機的につなぐように、サイクリングコースが整備されています。

表1-3-1 レクリエーション施設

No.	種別	名称
1	ゲートボール場	勝平屋内ゲートボール場
2	ゴルフ場	秋田カントリークラブ
3		秋田太平山カントリークラブ
4		南秋田カントリークラブ
5		リフレッシュガーデン
6		秋田リバーサイドグリーン
7		樺台カントリークラブ
8		ノースハンプトンゴルフ倶楽部
9	水泳プール	サンライフ秋田
10		クアドーム・ザ・プーン
11		県立プール
12	スケート場	県立スケート場
13	海水浴場	桂浜海水浴場
14		下浜海水浴場
15	動物園	大森山動物園
16	植物園	仁別植物園
17		秋田国際ダリア園
18	キャンプ場	秋田市仁別ピクニックの森キャンプ場
19		国民の森キャンプ場
20		太平山リゾート公園オートキャンプ場
21		いこいの森キャンプ場
22	展望施設	大森山公園展望台
23		ポートタワーセリオン
24	屋内体育施設	秋田テルサ
25		サンライフ秋田
26		県立スポーツ会館
27	トレーラーハウス	太平山リゾート公園トレーラーハウス
28	フィールド・アスレチック場	小泉瀉健康広場 アスレチックコース
29	スキー場	太平山スキー場「オーパス」
30	園地	へそ公園
31	サイクリングコース	秋田中央公園自転車道
32		仁別雄物川自転車道
33		秋田男鹿自転車道

資料：秋田市資料



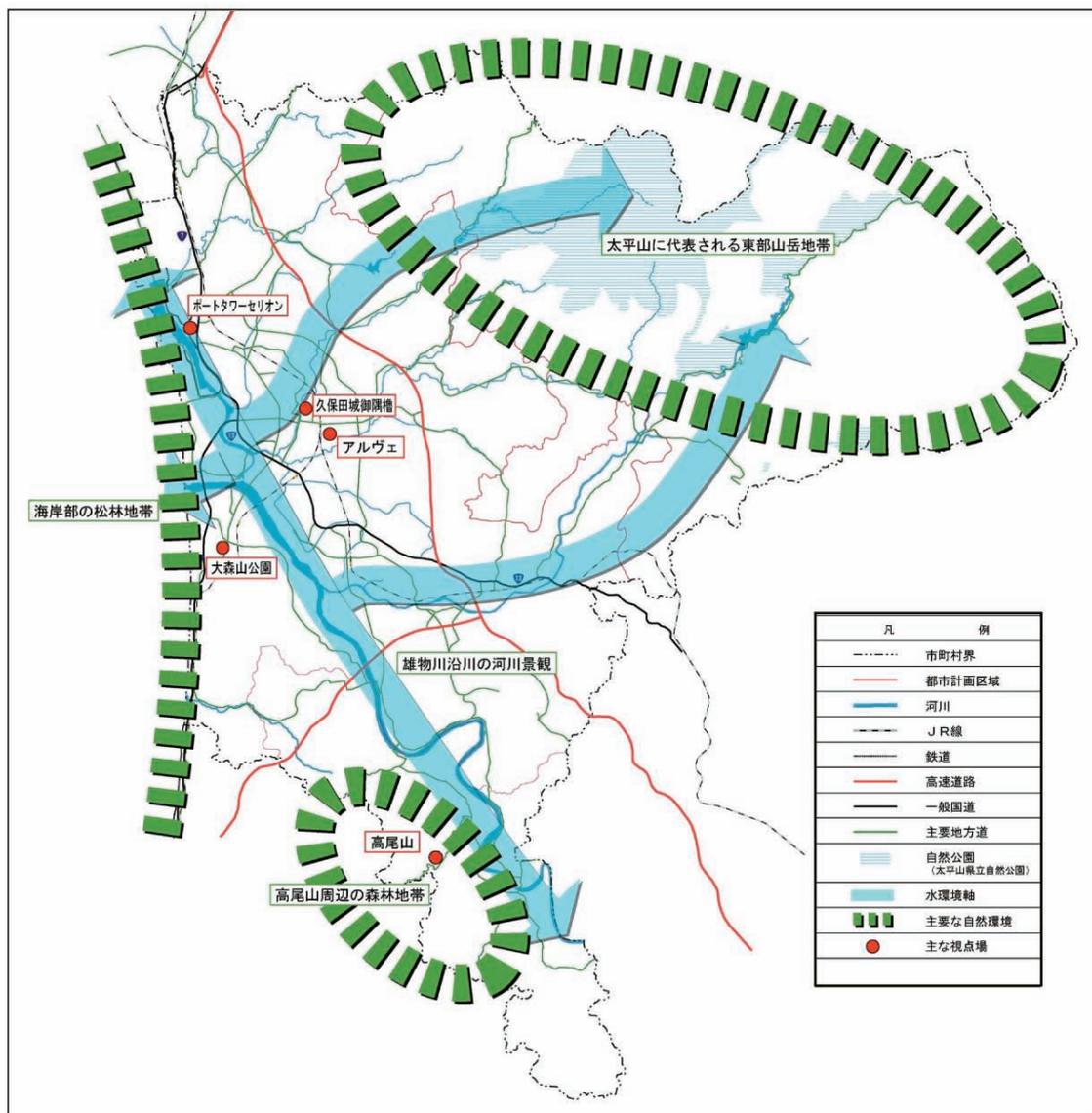
資料：秋田市資料

図1-3-1 レクリエーション施設位置図

第2節 景観調査

秋田市を代表する景観として、市東部に位置する太平山に代表される東部山岳地帯、市南部に位置する高尾山周辺の森林地帯、市西部の海岸部に位置する松林地帯等の自然景観が挙げられます。また、これらを繋ぐように雄物川、岩見川、旭川等の河川が流れ、良好な水辺景観を創出しています。しかし、市西部の松林地帯については、近年松くい虫被害の拡大により、歴史ある松林の景観が損なわれてきており、松くい虫防除等の被害軽減や造林等、保全と再生に向けた活動が行われています。

また、その他の代表的景観として、市街地周縁部や雄物川沿線等に広がる田園景観や、大森山、手形山等に代表される風致地区の自然景観、千秋公園や高清水公園等に代表される歴史的景観が挙げられます。また、市街地における景観も重要な要素です。特に中心市街地においては、遠景に太平山や日本海等の自然景観、近景には建物景観を見ることができます。図に示した視点場からの景観写真を次頁に示します。



出展：自然環境管理計画ネイチャー21をもとに作成

図1-3-2 秋田市における代表的な自然景観

【主な視点場からの景観】

主な視点場からの景観を以下に示します。この他にポートタワーセリオンからも360度の展望が可能であり、市内はもちろん、男鹿半島等の遠景も楽しめます。



大森山からの景観（北一東方向）



大森山からの景観（西一南方向）



アルヴェからの景観（東方向）



アルヴェからの景観（西方向）



高尾山からの景観（東方向）



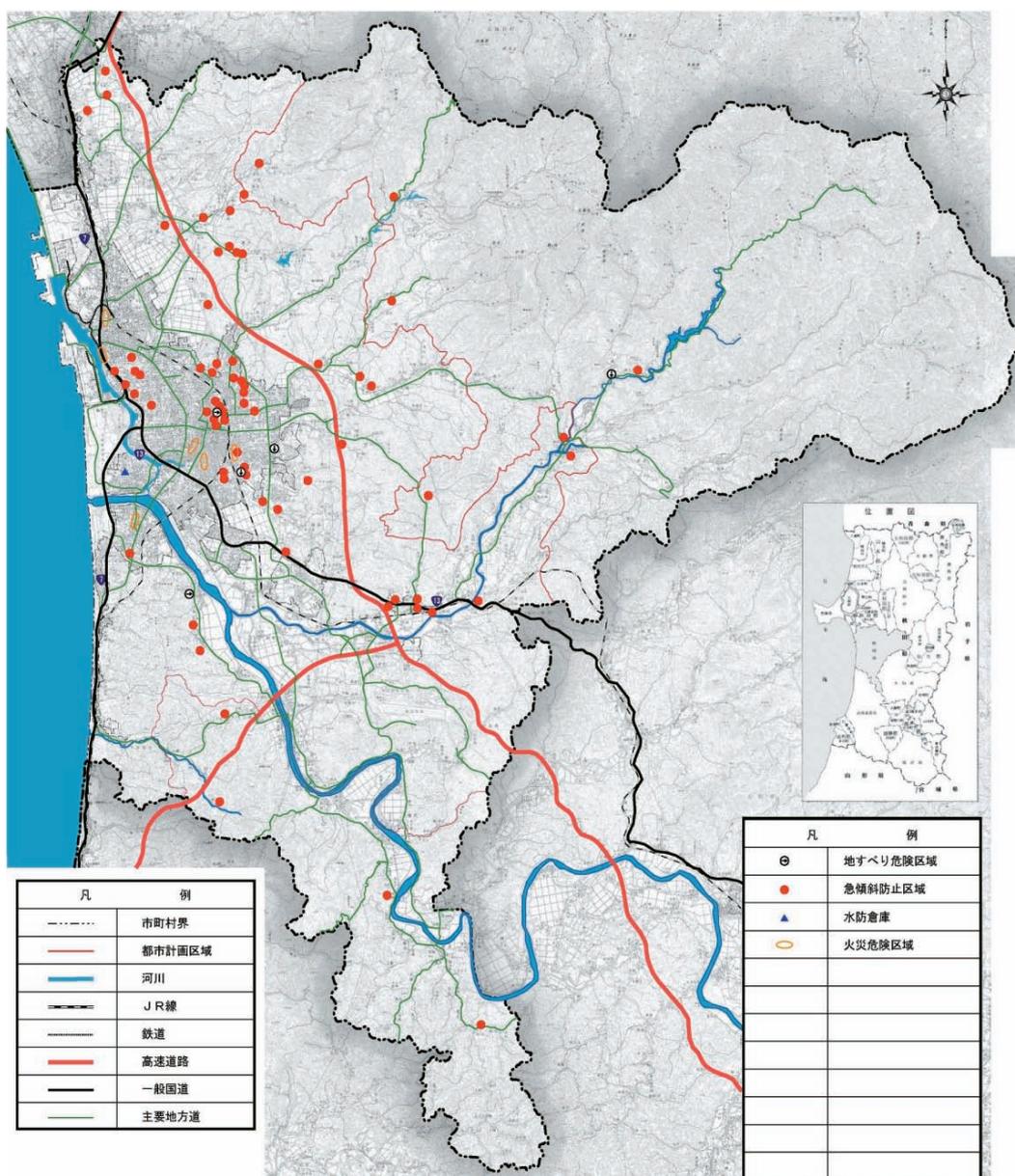
久保田城御隅櫓からの景観（西方向）

第3節 防災調査

3-3-1 危険箇所等

本市における危険箇所として、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火災危険区域について下図に示しました。

地すべり防止区域は、千秋公園、一つ森公園、手形山風致地区等でみられます。急傾斜地崩壊危険区域は、高清水風致地区、焼山風致地区、手形山風致地区、城跡風致地区、金照寺山風致地区、金足風致地区等の風致地区に指定されている地区や千秋公園、一つ森公園に集中しています。火災危険区域については、袋小路や一方通行、狭隘区間等、道路事情の悪い土崎地区、東通地区で見られるほか、住宅等の建築物が密集している檜山地区、大町地区、旭南地区にみられます。また、傾斜地に住宅が立地している新屋表町も火災危険区域とされています。



出展：秋田地域振興局 管内図をもとに作図

図1-3-3 危険箇所等位置図

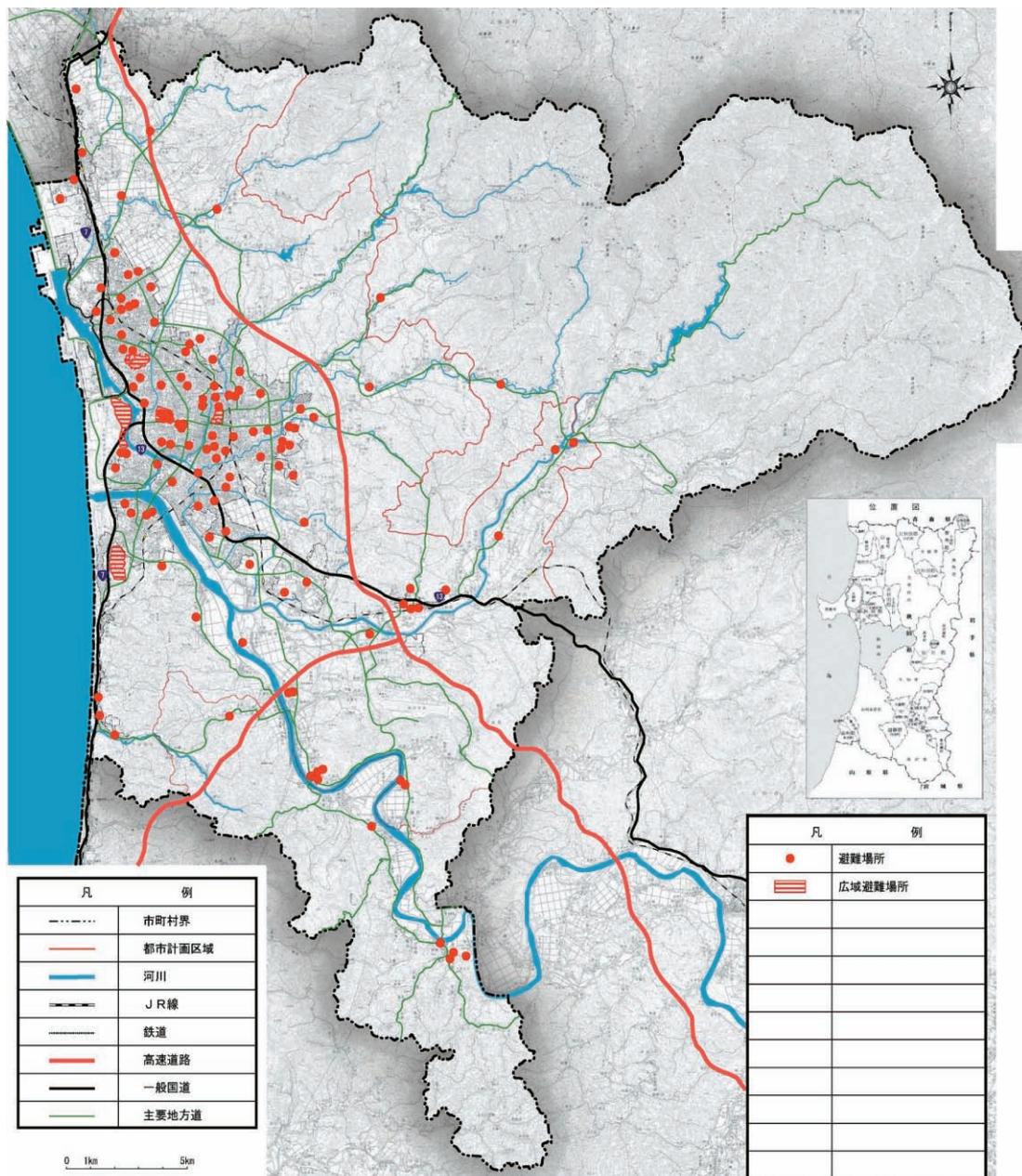
3-3-2 避難場所

本市における避難場所を下図に示しました。

避難場所は市内で127箇所指定されています。主に小・中・高等学校・高等専門学校のグラウンド及び、概ね0.25ha以上の面積を有する都市公園が指定されています。

また、これらの避難場所のうち、高清水公園、千秋公園、八橋運動公園、秋田カントリークラブグリーン、大森山公園の5箇所については、広域避難場所として指定されています。

広域避難場所とは、火災の延焼拡大等により避難場所が危険な状態になった場合の避難場所であり、面積が概ね10ha以上の公園等が指定されています。



出展：秋田市地域防災計画

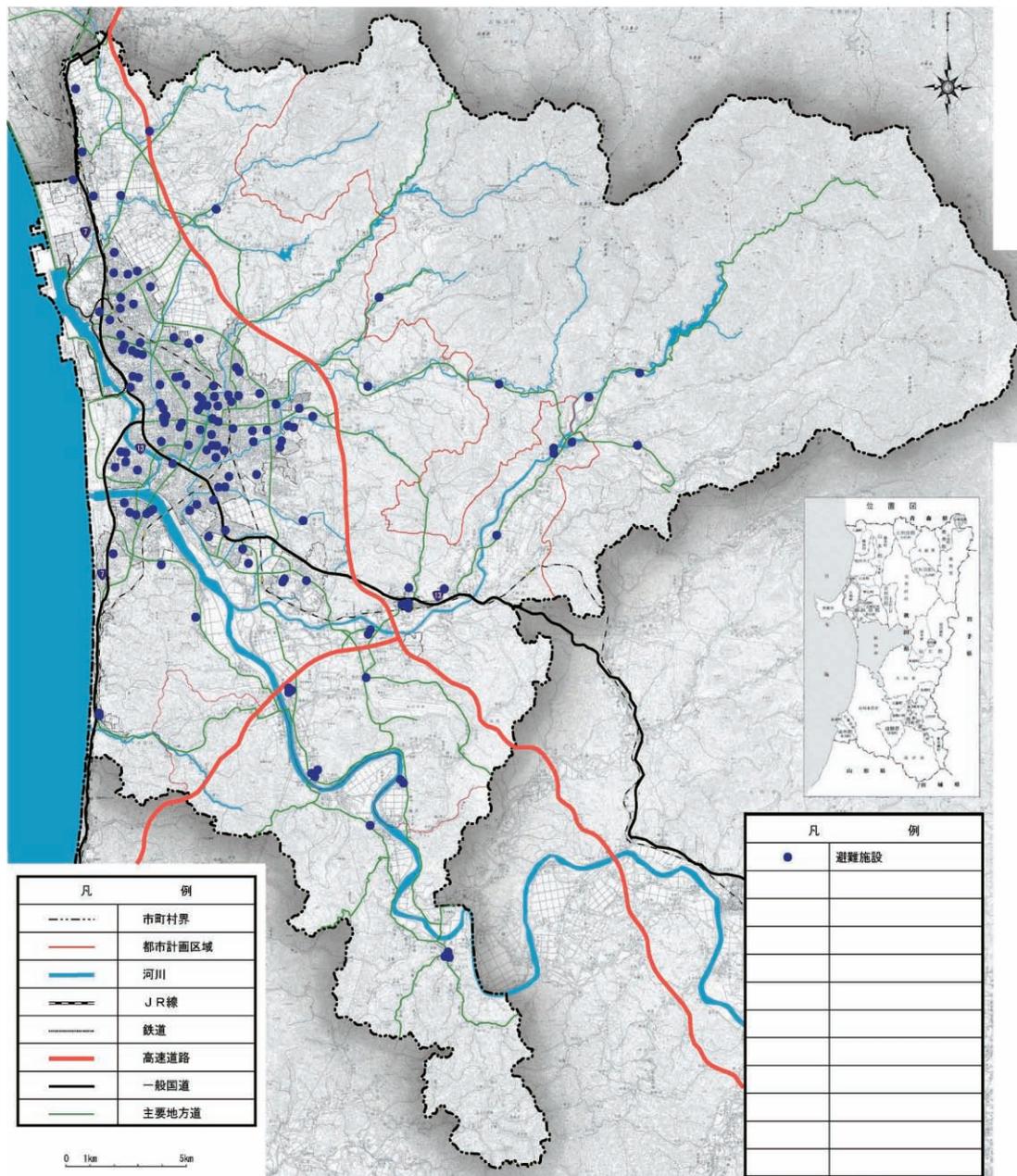
図1-3-4 避難場所位置図

3-3-3 避難施設

本市における避難施設を下図に示した。

避難施設とは、火災や建物の崩壊等により居住場所を確保できなくなった者の収容保護を目的とした施設であり、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選ばれた小・中・高等学校・大学・各種学校・公民館・コミュニティセンター等の公共建築物を指します。

本市では、小学校が45箇所、中学校が24箇所、高等学校が13箇所、大学・各種学校・公民館等が56箇所、合計138箇所が避難施設として指定されています。



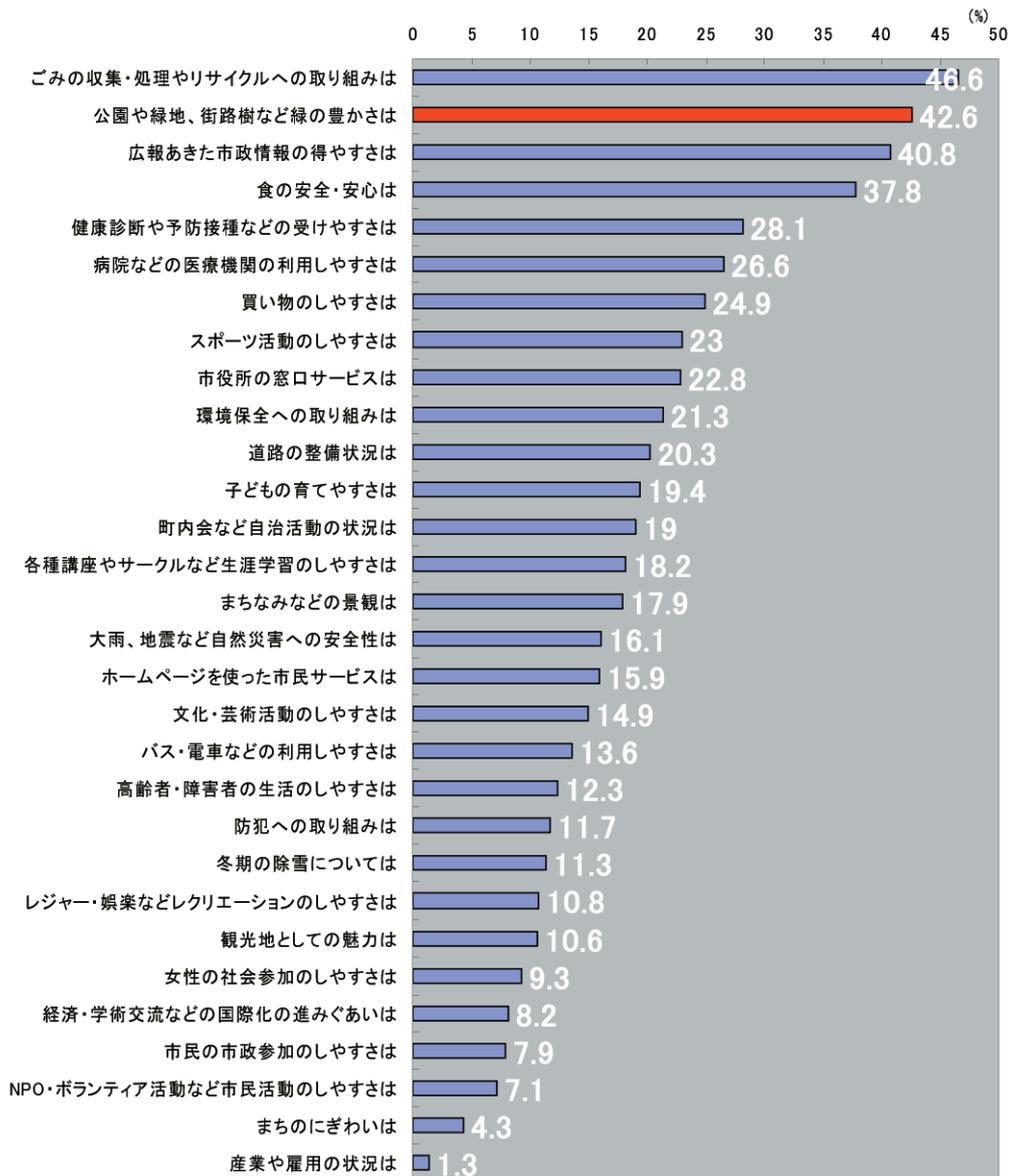
出展：秋田市地域防災計画

図 1-3-5 避難施設位置図

第4章 市民からみた緑の評価

市民の行政ニーズや市施策への評価等を把握し、平成18年度に策定する新たな総合計画の基礎資料とするために、平成17年度に「秋田市しあわせづくり市民意識調査」を実施しました。調査では、社会基盤、環境、教育等秋田市の30の分野に対する5段階評価を行っています。

この結果として、「よい」「どちらかといえばよい」を含めたよい評価を得られた分野として、「公園や緑地、街路樹等緑の豊かさ」が42.6%に上り、全分野の中で2番目に高い評価を得ています。



「よい」「どちらかといえばよい」の合計割合

資料：「秋田市しあわせづくり市民意識調査」秋田市、平成17年

図1-4-1 市民から見た緑の評価

第5章 上位計画等関連計画の整理

緑の基本計画の基本理念、基本方針の検討にあたり、上位関連計画との整合・調和を図る必要があります。ここでは上位関連計画を列挙し、特に関連性の強い計画については、次ページに概要を示します。

名称	策定主体と策定年	関連性
第11次秋田市総合計画	秋田市(平成19年)	有
第5次秋田市総合都市計画	秋田市(平成13年)	有
秋田市農林水産業・農村振興基本計画	秋田市(平成18年)	有
秋田市環境基本計画	秋田市(平成19年)	有
秋田市地域防災計画	秋田市(平成19年修正)	有
秋田県広域緑地計画	秋田県(平成10年)	有
新秋田市住宅マスタープラン	秋田市(平成14年)	無
秋田市中心市街地活性化基本計画	秋田市(平成20年予定)	無
秋田市グリーンツーリズム推進計画	秋田市(平成18年)	無
秋田市観光振興計画	秋田市(平成18年)	無
第3次秋田市障害者プラン	秋田市(平成19年)	無
第5次秋田市高齢者プラン	秋田市(平成18年)	無
秋田市次世代育成支援行動計画	秋田市(平成17年)	無

表 1-5-1 主な上位関連計画の概要（1/5）

名称	第11次秋田市総合計画 ～しあわせ実感 緑の健康文化都市～
策定主体 (策定年次)	秋田市 (平成19年4月)
目標年次	2015年 (平成27年)
基本理念	<p>将来都市像「しあわせ実感 緑の健康文化都市」</p> <p>すべての市民が、緑豊かな都市環境のもと快適な生活をおくり、健康な心身を保ち安全安心に暮らし、文化をはぐくみながら生きがいに満ちた生涯を送ることができるまち</p> <p>分野別の将来都市像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.豊かで活気に満ちたまち 2.緑あふれる環境を備えた快適なまち 3.健康で安全安心に暮らせるまち 4.家族と地域が支えあう元気なまち 5.人と文化をはぐくむ誇れるまち <p>重点・横断テーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民協働・都市内地域分権 2. 受益と負担の適正化 3. 次世代育成 <p>最重要課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業経済基盤の強化 2. 家族や地域、人の絆づくり
緑に関わる基本方針または関連施策	<ol style="list-style-type: none"> 1.豊かで活気に満ちたまち <ul style="list-style-type: none"> ○広域観光拠点として大森山動物園の魅力を向上 2.緑あふれる環境を備えた快適なまち <ul style="list-style-type: none"> ○様々な公益的機能を持つ農地や森林の保全 ○良好な都市景観の形成を規制・誘導 ○緑豊かな公園整備の推進 ○市民が主体となった良好な都市環境の創造と保全 3.健康で安全安心に暮らせるまち <ul style="list-style-type: none"> ○街路や公園、河川などの都市空間が有する多面的な機能の防災的活用 ○堆雪場の適正配置など雪国に適した公共施設の整備のあり方の構築 4.家族と地域が支えあう元気なまち <ul style="list-style-type: none"> ○地域の自治活動に対する支援 ○地域づくりを担う新たな市民組織の結成支援 5.人と文化をはぐくむ誇れるまち <ul style="list-style-type: none"> ○市民との協働による歴史的景観、建造物等の適正な保存・継承 <p>重点・横断テーマ設定の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.市民協働・都市内地域分権について 「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の理念を、市民が身近なものとしてとらえ、市民と市がそれぞれの責任と役割を分担し、お互いが持つ特性をいかしながら、地域の課題を迅速かつ効果的に解決することを目的としています。 2.受益と負担の適正化について 行政サービスには多様なコストがかかっていますが、その多くは税金で賄われています。受益者の限られている行政サービスにおいては、受益者以外の市民が税金としてコストを負担している場合が多くみられます。受益と負担の適正化はこのような不公平を是正することを目的としています。 3.次世代育成について 今後10年間を見据えた行動計画を策定し、少子化への「社会全体での対応」を集中的・総合的に進めることを目的としています。

表1-5-2 主な上位関連計画の概要(2/5)

名称	第5次秋田市総合計画 都市計画マスタープラン ～にぎわいとつるおいのある快適環境都市あきた～	秋田市農林水産業・農村振興基本計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (平成13年4月)	秋田市 (平成18年3月)
目標年次	2020年 (平成32年)	2015年 (平成27年)
基本理念	<p>目指すべき都市の姿 「にぎわいとつるおいのある快適環境都市あきた」</p> <p>活発な交流、多様な情報、県都にふさわしい高度な都市機能が整備されるとともに、世代をこえて心が通い合う市民生活の舞台として、安全で快適で文化的な暮らしが営まれるまち</p> <p>まちづくりの目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 優しさと安全・安心で文化的な生活環境づくり 2. 活力と魅力にあふれた都市空間づくり 3. 人とまちと自然環境が共生するまちづくり 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健全で発展性の高い農林水産業経営の確立 <ol style="list-style-type: none"> 1) 多様な農林水産業経営体の育成 2) 収益性の高い農林水産業の確立 2. 安全で安心な食料の安定的な供給の確保 <ol style="list-style-type: none"> 1) 消費者ニーズに応える生産・流通・販売体制の構築 2) 地域資源を活かした優良地場産品の創出 3. 潤いとやすらぎのある農村の創造 <ol style="list-style-type: none"> 1) 自然豊かで、美しく快適な農村の形成 2) 生き生きとした農村コミュニティの確立 4. 農林業・農村の多面的機能の持続的な発揮 <ol style="list-style-type: none"> 1) 特色ある中山間地域の創造 2) 環境保全重視、地域資源の適切な保全管理 3) 都市と農村の共生・対流促進
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>○市街地を取り巻く自然のみどり(海岸部のみどり、丘陵地のみどり、農地のみどり)の保全、及び市街地内のみどりの形成</p> <p>○市民の憩いの場であり、都市防災機能としての役割を担う大規模な公園・緑地によるみどりの拠点の形成</p> <p>○みどりの拠点、環状道路緑地、河川、緑道等によるみどりのネットワークの形成</p> <p><整備基本方針></p> <p>●丘陵・農地・海岸林・海という恵まれた自然特性の枠組みを今後ともまちの大きな骨格として守り、コンパクトな市街地形成の方向性に対応したみどり豊かな公園都市あきたを目指します。さらに、もう一歩進め、これらを環境と共生するまちづくりとしてとらえ、環境と共生するまちとひとを育て、次世代のまちの基礎を築くこととします。</p>	<p>○優良農地の確保</p> <p>○農地等の保全・防災</p> <p>○循環利用の森林づくりの推進</p> <p>○暮らしをまもる森林づくりの推進</p> <p>○市民との共生の森林づくりの推進</p> <p>○里地里山の保全・活用</p> <p>○グリーン・ツーリズムの推進</p> <p>○市民農園の整備</p>

表 1-5-3 主な上位関連計画の概要（3/5）

名称	秋田市環境基本計画	秋田市地域防災計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (平成19年3月)	秋田市 (平成19年3月修正)
目標主体	2015年 (平成27年)	—
基本理念	<p>望ましい環境像「人にも地球にもやさしいあきた」</p> <p>基本目標</p> <p>①清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります。</p> <p>②多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。</p> <p>③知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。</p> <p>④世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます。</p> <p>⑤一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。</p>	<p>計画の理念</p> <p>「市民と行政が一体となった災害に強い安心できるまちづくりの推進」</p> <p>基本目標</p> <p>1.被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備・強化</p> <p>2.住宅の防火・耐震対策の推進</p> <p>3.防災拠点施設の整備ならびに強化</p> <p>4.市民・企業・行政の協働・連携・分担による防災体制の強化</p> <p>5.災害弱者の安全確保のための体制および環境の整備</p> <p>6.実践的な防災訓練や継続的な防災教育による市民・職員の防災力向上</p> <p>7.事態の推移に対応した活動手順の具体化</p> <p>8.地域の災害特性を踏まえた災害応急対策の確立</p> <p>9.平時・災害時を通じて活用する総合的な防災情報システムの整備</p>
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>○多様で貴重な自然の保全</p> <p>○自然とのふれあいの場の創出</p> <p>○まちの中の緑の保全と創出</p> <p>○親しみやすい水辺の保全と創出</p> <p>○雪と向き合うまちづくりの実践</p> <p>○森林の公益的機能の保全と活用</p> <p>○農地の公益的機能の保全と活用</p> <p>○海の公益的機能の保全と活用</p> <p>○歴史的・文化的遺産の継承と活用</p> <p>○歴史的・文化的環境を活かした活動の支援</p>	<p>○都市計画に基づく防災化・備蓄基地の整備</p> <p>○オープンスペースの整備</p> <p>○延焼遮断帯の整備</p> <p>○ブロック塀等対策</p> <p>○避難場所等の指定・整備</p> <p>○避難誘導体制の整備</p>

表1-5-4 主な上位関連計画の概要(4/5)

名称	秋田県広域緑地計画	雄物川水系河川環境管理基本計画
策定主体 (策定年次)	秋田県土木部都市計画課 (平成10年3月)	建設省東北地方建設局・秋田県 (平成元年3月)
目標主体	平成27年(中間平成17年)	—
基本理念	<p>基本理念「まちに緑が映え、季節感にあるれる秋田まち並み創造」</p> <p>目標年次における緑地確保目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来市街地面積に対する割合 30% (概ね6,350ha) ○都市計画区域面積に対する割合 40% (概ね68,670ha) ○一人当たり都市公園整備目標水準 20㎡/人 <p>都市緑化の総合的な目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑地の総量 住区基幹公園の新設を行いながら、都市計画決定済みの都市公園等の整備を推進するとともに、各都市の実態を考慮しつつ地域制緑地を適切に指定し、目標水準の確保量を確保する。 ○緑の質の向上 緑の質の水準を上げていくため、全県的に、都市公園等を緑豊かな施設緑地として整備を推進するとともに、生活者としての都市住民や交流者としての来訪者に対し、「目にとまる緑」、「都市の景観を形成する緑」、また「緑が感じられるまち」の実現を目指し、民有地も含めた緑地の質的な整備水準を上げていくこととする。 	<p>～ 緑映え 秋田小町育む雄物川を心のふるさとに ～</p> <p>基本目標</p> <p>①心ふれあう豊かな河川空間の創造 雄物川は、流域上流部に自然公園を擁するとともに、広い河川敷はさまざまな鳥類や昆虫類の生息の場となるなど、豊かな自然に包まれている。これら周辺環境と調和した河川の自然景観等にふれ、親しめるような河川空間の創造を図る。</p> <p>②快適でうらおいのある河川空間の創造 住民の河川敷利用の要望は強く、沿川自治体の中には、街づくりの中に積極的に河川空間を活用する計画、あるいは構想を策定中のところが多い。したがって、これら沿川自治体の計画等との整合性を図り、快適でうらおいのある河川空間の創造を図る。</p> <p>③個性と活力に満ちた河川空間の創造 雄物川は、流域内をうるおい、秋田の政治・経済・文化を育むとともに、地域の人々にやすらぎの場を与えるなど、重要な役割を果たしてきた。したがって、雄物川の特徴を活かした川下りや各種イベント等の場となる個性と活力に満ちた河川空間の創造を図る。</p>
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>地域別の緑地配置方針</p> <p>秋田周辺地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一つ森公園、太平山リゾート公園の整備推進を図る。 ○風致公園である新屋海浜公園、勝平山公園、手形山公園の整備を推進し、市街地における自然景観の創出を図る。 ○歴史公園である高清水公園の整備を推進し、歴史的な自然景観の保全に努める。 ○県立小泉湧公園、県立中央公園の整備推進と、その周辺の自然環境の保全に努める。 ○市街地の環境及び景観保全のため、雄物川河川緑地の整備を推進し、雄物川沿いの樹林地の保全に努める。 ○風致区域内の緑地を保全し、市街地における良好な環境の維持・創出に努める。 ○男鹿国定公園を中心とした緑地及び海岸線の保全に努め、天王町から男鹿半島にかけての海岸線と樹林地の保全に努める。 ○太平山県立自然公園を中心とする自然環境の保全に努める。 	<p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ①治水及び利水計画との整合 ②流域との調和 ③豊かな自然環境を基調とした環境づくり ④うらおいある街づくりとの融合 ⑤多彩な表情が展開する魅力ある拠点整備 <p>ブロック別管理方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ④仙北・河辺ブロック テーマ：緑あふれるうらおいの田園空間 ⑤秋田ブロック テーマ：水とふれあう活力に満ちたマルチ空間 ⑨旭川・太平川ブロック テーマ：自然と歴史 身近な川とのふれあい空間 <p>河川空間の整備に関する基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ④仙北・河辺ブロック <ul style="list-style-type: none"> ・河川景観の保全に配慮した護岸の整備を行う。 ・身近な自然にふれ、楽しむことができるよう、散策路等を整備する。 ⑤秋田ブロック <ul style="list-style-type: none"> ・広い高水敷を活用し、各種のスポーツ・レクリエーションが楽しめるよう多目的広場を整備する。 ・自然にふれ、楽しめるよう散策路等を整備する。 ⑨旭川・太平川ブロック <ul style="list-style-type: none"> ・上流部については、周辺の自然・歴史的施設並びに水辺にふれ、楽しめるよう遊歩道等を整備する。 ・都市部については、情感あふれる水辺の憩いが得られるよう水辺公園等を整備する。 ・街並みと調和した良好な水辺景観の維持に努めるとともに、水辺景観の創出に配慮した護岸等を整備する。

表 1-5-5 主な上位関連計画の概要 (5/5)

名称	雄物川水系河川空間管理計画	
策定主体 (策定年次)	建設省東北地方建設局・秋田県 (平成元年3月)	
目標主体	—	
基本理念	—	
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>空間配置</p> <p>④秋田ブロック 泉部・秋田市街地に接し、広い高水敷を活用した施設整備の要請が高い。このことから、背後地の都市計画事業等との調和を図り整備ゾーンを配置する。また、左岸部及び河口部には、野鳥の生息地等、良好な自然を有する部分もあることから自然利用ゾーンを配置する。</p> <p>⑦旭川・太平川ブロック 旭川・太平川下流部は、秋田市街地の中心部を貫流していることから、街並みと調和し、良好な景観の保全と創出を図るとともに、市民がこれらの水辺景観にふれあえるよう整備ゾーン及び景観ゾーンを配置する。</p> <p>水辺のネットワークの整備方針 旭川：仁別国民の森～旧雄物川合流点付近 雄物川：岩見川合流点～河口付近</p> <p>テーマ：『水と歴史のふれあいネットワーク』</p> <p>ハイキングコース、サイクリングコース、休憩広場、案内板等の整備を図り、天然林の広がる仁別国民の森、旭川ダム、歴史的技術的評価の高い藤倉ダムから旭川沿いに、雄物川の水辺の広場、大森山公園等を結び、水と歴史のふれあいネットワークづくりを行う。</p>	

第6章 緑地・緑化の状況

第1節 緑地現況調査

本市の緑地の現況について整理するにあたり、緑地を「施設緑地」、「地域制緑地」に大別し、さらに以下のような分類を行いました。

大別	分類
施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市公園 ○ 公共施設緑地 ○ 民間施設緑地
地域制緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風致地区 ○ 地域森林計画対象民有林 ○ 保安林区域 ○ 自然公園地域 ○ 史跡・天然記念物 ○ 緑地協定 ○ 保存樹

ここで「施設緑地」とは、例えば都市公園等のように、その土地の権原が取得されて整備がなされた緑地を指します。また「地域制緑地」とは、その土地の所有権いかんに関わらず、緑地として指定された一定の地域であり、これらは法律や条例等それぞれの根拠法令にもとづいて指定され、地域内の一定の行為を制限することによって、その土地の保全を図るものです。

6-1-1 施設緑地

1) 都市公園等

本市の都市公園は、墓園や緑地を含め平成19年3月現在で都市計画決定されているものが計262箇所、2121.73haとなっています。このうち開設部分は181箇所、545.53haとなっています。都市計画決定のなされた都市公園の開設率は面積比で25.71%となっており、今後も継続的な整備が求められています。

都市公園の計画と現況については、下表に示すとおりです。

表 1-6-1 都市公園の計画と開設の状況

種別	計画・開設内訳						開設内訳					
	計画		開設		開設率 (%)	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域		
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
住区基幹公園	街区公園	219	50.26	154	32.04	63.75	154	32.04	0	0.00	154	32.04
	近隣公園	19	38.40	7	15.75	41.02	7	15.75	0	0.00	7	15.75
	地区公園	2	9.50	2	8.85	93.16	1	3.90	0	0.00	1	3.90
都市基幹公園	総合公園	5	295.90	5	204.33	69.05	4	167.11	0	0.00	4	167.11
	運動公園	1	26.70	1	21.73	81.39	1	21.73	0	0.00	1	21.73
特殊公園	風致公園	3	235.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	歴史公園	1	39.20	1	2.34	5.97	1	2.34	0	0.00	1	2.34
	墓園	2	76.70	2	18.46	24.07	2	18.46	0	0.00	2	18.46
大規模公園	広域公園	2	753.80	2	196.30	26.04	1	63.70	1	132.60	2	196.30
	緑地	5	594.09	4	43.55	7.33	4	43.55	0	0.00	4	43.55
	緑道	2	2.10	2	2.10	100.00	2	2.10	0	0.00	2	2.10
	広場	1	0.08	1	0.08	100.00	1	0.08	0	0.00	1	0.08
	合計	262	2121.73	181	545.53	25.71	178	370.76	1	132.60	179	503.36

※1 計画・開設内訳には、都市計画区域外の太平山リゾート公園及び北野田地区公園を含む。

※2 墓園の開設面積は墓域を含まない。

※3 開設率は面積比で算出した。

資料：平成19年度秋田市の公園緑地

2) 公共施設緑地

都市公園を除いた公共施設緑地としては、下表に示すとおり、道路や河川等公共空間の緑地や官公庁施設や教育施設等の公共・公益施設の緑地等697箇所502.05haを抽出しました。これらの公共施設の緑地については、市内の公共施設を対象に実施した緑地の状況に関するアンケート調査の結果及び既存資料にもとづいて整理しました。アンケート調査の結果は巻末に掲載しました。また、本調査は都市計画区域内の公共公益施設を対象として行いました。

表 1-6-2 公共施設緑地の状況

公共施設緑地区分	箇所数	面積 (ha) ※1	備考	市街化区域 (1)		市街化調整区域 (2)		都市計画区域 (1)+(2)=(3)	
				箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
河川(都市計画緑地部分は除く)	-	7.10	※3	-	7.10	-	-	-	7.10
公園に準ずる緑地(森林公園)	2	216.00		0	0.00	2	216.00	2	216.00
下水処理場 等	21	12.21		17	2.08	4	10.13	21	12.21
港湾緑地(セリオンリスト)	4	6.39		4	6.39	0	0.00	4	6.39
学校施設	91	67.09		71	55.91	20	11.18	91	67.09
教育文化施設	22	10.94		16	1.47	6	9.47	22	10.94
児童遊園	456	31.30		418	26.40	38	4.90	456	31.30
公民館・コミュニティセンター	27	1.46		23	0.89	4	0.57	27	1.46
市役所・支所・地域センター	16	2.05		14	1.37	2	0.68	16	2.05
保健医療施設	10	6.87		8	5.96	2	0.91	10	6.87
官公庁施設	48	140.64		38	21.90	10	118.74	48	140.64
道路(環境施設帯 等)	-	(68.50)	※2	-	-	-	-	-	-
歩行車道(新奥の細道)	(5)	(80.20)	※4	-	-	-	-	-	-
時点車道	(2)	(30.00)	※4	-	-	-	-	-	-
合 計	697	502.05		609	129.47	88	372.58	697	502.05

※1 面積は都市計画区域外も含めた市域全体での総面積

※2 街路樹が整備されている総延長(km)であり合計には含まない

※3 オープンスペースとしての市街化区域内の水面面積

※4 整備延長(km)であり合計には含まない

資料：緑化状況アンケート調査

3) 民間施設緑地

民間の施設緑地としては、民間公園や私立教育施設9箇所6.04haを計上しました。私立教育施設については、平成9年の計画時に比べ、1箇所減となっていますが、学校の再編が行われたことによるもので、施設面積等については、変化がありません。

民間公園としては、グリーンパーク2.50haを計上しました。

詳細な数値については、下表に示します。

表 1-6-3 民間施設緑地の状況

公共施設緑地区分	箇所数	面積 (ha) ※1	備考	市街化区域 (1)		市街化調整区域 (2)		都市計画区域 (1)+(2)=(3)	
				箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
民間公園(グリーンパーク)	1	2.50		1	2.50	0	0.00	1	2.50
私立教育施設(中、高、短、大)	8	3.54		8	3.54	0	0.00	8	3.54
合 計	9	6.04		9	6.04	0	0.00	9	6.04

※学校の再編があったため、箇所数は減っているが、面積に変更なし。

資料：緑化状況アンケート調査

6-1-2 地域制緑地

地域制緑地としては、法によるもの、その他法によるもの条例等によるものを抽出し、それぞれ次頁以降の表に示しました。

法によるものとして、都市計画法による風致地区を計上しました。市街化区域、市街化調整区域にまたがる手形山、勝平山、大森山、金足の各風致地区についての区域別の面積は、図上計測により算出しました。

表 1-6-4 法による地域制緑地の状況

種別	箇所数	面積 (ha) *1	備考	市街化区域 (1)		市街化調整区域 (2)		都市計画区域 (1)+(2)=(3)	
				箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
風致地区	9	1,664.50	**1	9	619.50	4	1,045.00	9	1,664.50
			城跡		16.00		-		16.00
			金照寺山		30.70		-		30.70
			高清水		71.00		-		71.00
			手形山		90.60		90.60		181.20
			勝平山		353.10		668.70		1021.80
			焼山		40.00		-		40.00
			浜ナシ山		10.00		-		10.00
			大森山		2.60		126.60		129.20
			金足		5.50		159.10		164.60
合 計	9	1664.50		9	619.50	4	1045.00	9	1664.50

注) *1 秋田市の都市計画2005(平成17年3月現在)
市街化/調整・両区域にまたがるものは図上計測により内訳を算出

その他法によるものとしては、地域森林計画対象民有林、自然公園、史跡・天然記念物を地域制緑地として計上しました。地域森林計画対象民有林についての市街化区域、市街化調整区域別の面積は図上計測により算出しました。

表 1-6-5 その他法による地域制緑地の状況

種 別	箇所数	面積 (ha) *1	備考	市街化区域 (1)		市街化調整区域 (2)		都市計画区域 (1)+(2)=(3)	
				箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
地域森林計画対象民有林 等	-	19,646.00	**2	-	298.80	-	19,372.00	-	19,670.80
自然公園地域	1	4,400.00		0	0.00	1	65.00	1	65.00
史跡・天然記念物	3	98.14	秋田市教育委員会調べ	1	89.37	2	8.77	3	98.14
合 計	4	24,144.14		1	388.17	3	19,445.77	4	19,833.94

注) *1 面積は都市計画区域外も含めた市域全体での面積を記載している。
*2 秋田県林業統計をもとに図上計測で、市街化/調整区域の内訳を算出。

(平成18年3月現在)

また、条例によるものとして、「公園都市秋田市をつくる条例」によって結ばれている緑地協定113箇所、430.03haと、保存樹を地域制緑地として計上しました。なお、保存樹については1本当たり100m²として推計しました。推計手法については、平成9年度に策定された秋田市緑の基本計画の手法を用い、変化を読み取りやすいようにしました。

表 1 - 6 - 6 条例による地域制緑地の状況

種 別	箇所数	面積 (ha)	備 考	市街化区域 (1)		市街化調整区域 (2)		都市計画区域 (1) + (2) = (3)	
				箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
緑地協定	113	430.03	秋田市公園課調べ	112	426.08	1	3.95	113	430.03
保存樹	(1,967本)	19.67 ^{※1}		(698本)	6.98	(1,269本)	12.69	(1,967本)	19.67
合 計	113	449.70		112	433.06	1	16.64	113	449.70

資料:秋田市の公園緑地(秋田市、平成19年)(平成19年3月現在)

注) ^{※1} 「公園都市秋田市をつくる条例」による本数:保存樹(1,994本)なお、面積は推定値。

第2節 緑化の状況

6-2-1 緑化に関する条例等の状況

本市では、昭和48年に「公園都市秋田市をつくる条例」を制定し、条例及びその基本方針にもとづき自然環境の保全整備、公共施設の緑化、都市景観の整備、空閑地の美化等緑豊かな美しい公園都市を目指したまちづくりを行ってきました。

このうち自然環境の保全としては、歴史のある樹木（樹林を含む）、すぐれた美観のある樹木又は貴重な樹木で保存することが必要な樹木を保存樹として指定を行っています。保存樹脂亭の内訳は表に示したとおりであり、平成19年3月時点で1967本が指定されている。保存樹は歴史的、文化的遺産として保全を図っているが、老衰による倒伏や枯枝の落下による事故で人や物件に被害を与える可能性があり、その管理の重要性は高いといえます。

しかしながら、時代背景の変化や、人々の保存樹に対する思い等が変化し、近年では指定本数よりも解除本数が多くなりつつあり、今後の保存樹のあり方を考える必要性があります。

また、緑化の推進の一環として、緑地協定を行っています。町内緑化と工場緑化の実績については、次頁の表に示しますが、現在は56町内会、57事業所が緑地協定にもとづき緑化を行っています。緑地協定を結んだ町内や工場では、街区等に樹木を植え、緑の豊富な街区を構成されています。例として、御所野ニュータウン等では、植える樹木の種類もそろえる等、様々な工夫がなされています。

表1-6-7 保存樹指定別内訳表

指定別	指定箇所	指定本数	解除箇所	解除本数	現況箇所	現況本数
単独樹木	173	314	40(12)	77	133	237
樹林	5	1,011	-	-	5	1,011
貴重樹木	48	605	4	136	44	469
並木	16	298	2(6)	48	14	250
計	242	2,228	46(18)	261	196	1,967

平成19年3月現在

表 1 - 6 - 8 保存樹指定、解除年度別一覧表

指定年度	指定箇所	指定本数	解除箇所	解除本数	箇所数	本数
S49	98	1247	-	-	98	1,247
50	27	699	-	-	125	1,946
51	20	38	-	-	145	1,984
52	18	23	3	18	160	1,989
53	25	25	-	-	185	2,014
54	12	12	-	-	197	2,026
55	10	11	-	-	207	2,037
56	6	8	3	3	210	2,042
57	5	5	-	-	215	2,047
58	3	4	1	1	217	2,050
59	5	137	4(1)	146	218	2,041
60	-	-	1	1	217	2,040
61	4	9	2	2	219	2,047
62	-	-	-	-	219	2,047
63	5	5	3	3	221	2,049
H元	-	-	2(1)	4	219	2,045
2	-	-	-	-	219	2,045
3	-	-	10(6)	38	209	2,007
4	-	-	-	-	209	2,007
5	-	-	2(1)	4	207	2,003
6	-	-	-	-	207	2,003
7	1	1	3(1)	7	205	1,997
8	-	-	2(1)	3	203	1,994
9	1	1	1(3)	6	203	1,989
10	-	-	-	-	203	1,989
11	1	1	6(1)	10	198	1,980
12	1	2	1(2)	6	198	1,976
13	-	-	-	-	198	1,976
14	-	-	-(1)	1	198	1,975
15	-	-	-	-	198	1,975
16	-	-	1	1	197	1,974
17	-	-	-	-	197	1,974
18	-	-	1	7	196	1,967
計	242	2228	46(18)	261	196	1,967

平成19年3月現在

※ () は指定本数 (複数) の一部を解除したものであり、箇所の解除は行っていない。

平成19年3月現在

- ・ 町内緑化 56町内会（仁井田向陽町内会他） 6,777戸
- ・ 工場緑化 57事業所（ジャスコ土崎港店他）

表1-6-9 年度別緑地協定実績表

年度	町内緑化			工場緑化	
	箇所数	戸数	本数	箇所数	本数
	町内	戸	本	事業所	本
S50	4	488	1,440	10	313
51	5	674	2,095	-	-
52	4	523	1,694	10	209
53	2	216	648	10	270
54	2	95	233	10	300
55	1	147	294	8	148
56	1	77	231	7	165
57	2	268	110	-	-
58	4	384	768	-	-
59	1	100	193	-	-
60	-	-	-	-	-
61	-	-	-	1	-
62	-	-	-	-	-
63	1	184	109	1	15
H元	1	62	62	-	-
2	1	61	61	-	-
3	2	80	80	-	-
4	1	182	106	-	-
5	2	131	131	-	-
6	-	223	139	-	-
7	1	101	94	-	-
8	2	240	120	-	-
9	3	330	224	-	-
10	2	331	116	-	-
11	4	988	360	-	-
12	3	272	206	-	-
13	2	309	690	-	-
14	2	161	63	-	-
15	-	-	42	-	-
16	-	-	52	-	-
17	2	121	78	-	-
18	1	29	41	-	-
計	56	6,777	10,480	57	1,420



第1章 緑の評価と課題整理の考え方

第2章 現況評価の視点

第3章 機能別評価

第1節 環境保全機能

第2節 防災機能

第3節 景観形成機能

第4節 レクリエーション機能

第5節 健康・学習機能

第4章 緑関係事業・政策の評価（美しいまちづくり）

第1節 「花のあるまちづくり事業」等の点から面へ事業手法の転換・集中支援

第2節 「やすらぎの森整備事業」の見直し

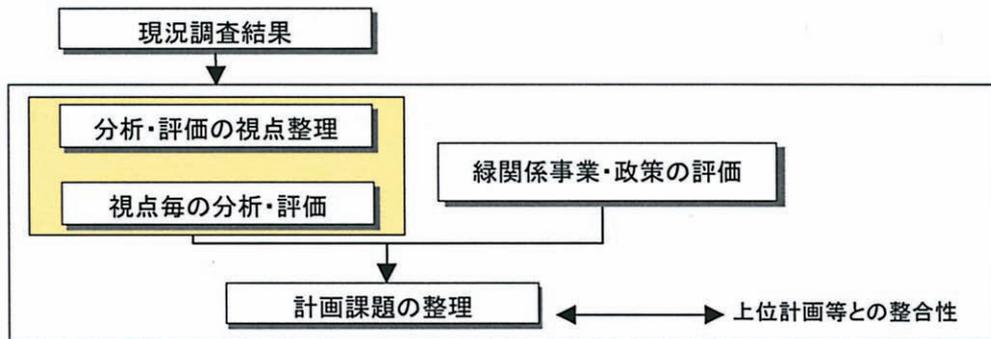
第3節 市民との協働による緑化活動の推進

第5章 計画課題の整理

第1節 課題の抽出

第2節 計画課題

第1章 緑の評価と課題整理の考え方



第2章 現況評価の視点

現況調査の結果を用いて、緑地を以下の5つの機能に分け、それぞれの基本的な考え方をとりまとめた上で各緑地の評価を行うとともに、これまでの緑関係事業・政策の評価も行います。

視点と考え方	項目	内容	対象	
1. 環境保全機能 都市環境を保全するための緑	①秋田市の骨格的な緑の形成	秋田市の骨格的なみどりを形成する自然について評価を行います。	・山林、河川	
	②秋田市を代表する自然環境	良好な植物群落、良好な水辺など秋田市の特筆すべき自然の特性について評価を行います。	・秋田市を代表する自然 ・貴重な植生	
	③すぐれた歴史風土のみどり	歴史資源と一体となったみどりについて評価を行います。	城址、神社仏閣、各種文化財	
	④快適な生活環境	都市公園等の生活環境の維持向上に資する施設緑地について評価を行います。	・住区基幹公園	
	⑤すぐれた農林業地	林地や農地等の農林業地を形づくるみどりについて評価を行います。	林地、農地	
	⑥都市環境負荷の軽減	ヒートアイランド現象などに対してその解消に効果があると想定される緑について評価を行います。	・緩衝緑地、河川、街路樹 ・都市公園	
2. 防災機能 災害時における避難場所、避難路など都市の安全性を高める緑	①自然災害への防備	自然災害の防止や緩和に資するみどりの評価を行います。	・保安林、その他危険区域、防止区域	
	②人為災害への防備	火災等人為災害の防止や緩和に資するみどりの評価を行います。	・緩衝緑地、火災危険地域	
	③避難活動	避難活動の拠点となる避難地について評価を行います。	・避難地	
3. 景観形成機能 都市の風景を構成する要素としての緑	①都市を代表する郷土景観	秋田市を特徴づける重要な構成要素となるみどりについて評価を行います。	・丘陵地、海岸部、河川、農地、林地	
	②地区を代表する郷土景観	各地区の個性的な景観を構成しているみどりについて評価を行います。	港湾、河川敷、工業地	
	③すぐれた眺望点	眺望を楽しむ視点場のみどりとして評価を行います。	・眺望点	
	④ランドマーク	市街地から景観のシンボルとなるポイントを形づくるみどりの評価を行います。	・ランドマーク	
	⑤緑の都市景観	都市景観において重要だと考えられる空間について評価を行います。	・主要駅、中心市街地 ・港湾 ・眺望点・ランドマーク	
4. レクリエーション機能 レクリエーション需要に対応して積極的に活用される緑	①身近なレクリエーション空間	住区基幹公園に代表される身近なレクリエーション空間となっている要素について評価を行います。	・住区基幹公園 ・児童遊園地	
	②広域的なレクリエーション空間	広域的なレクリエーション空間となっている要素について評価を行います。	・広域、総合、運動、特殊公園 ・体験、歴史、文化施設	
	③ネットワークの確保	公園緑地の相互補完や連携促進によるレクリエーションネットワーク形成の評価を行います。	・河川、広域遊歩道、緑道	
5. 健康・学習機能 心身の健康増進、学びの場としての緑	①心身の健康増進	心身の健康増進に資するみどりについて評価を行います。	・自然公園、森林総合公園	
	②学びの場	学びの場としてのみどりについて評価を行います。	・里地里山、河川、海岸	
緑関係事業・政策の評価	日常生活のみどり。花	美しいまちづくり	花壇、花など美しいまちづくりについて評価を行います。	・花壇

第3章 機能別評価

第1節 環境保全機能

3-1-1 秋田市の骨格的な緑の形成

秋田市を代表する自然環境として、市東部に位置する太平山に代表される東部山岳地帯、市南部に位置する高尾山周辺の森林地帯、市西部に位置する松林地帯があり、骨格的な緑を形成しています。雄物川、岩見川、旭川がこれらの骨格的な緑を繋いでおり、良好な水辺環境を創出していることから、これらの環境を今後とも維持・保全する必要があります。



秋田市の骨格的な緑と水のネットワーク	東部山岳地帯（太平山）、高尾山周辺、海岸保安林
	雄物川、岩見川、旭川

3-1-2 秋田市を代表する自然環境

秋田市を代表する自然環境として、上記の骨格的な緑の他、市街地やその周辺に点在する樹林地等のまとまった緑とそれらを通流する河川によって構成され、秋田市を代表する自然環境が形成されており、これらの自然環境を今後とも維持・保全する必要があります。

秋田市の自然環境を代表する山地域の緑	太平山一帯
市街地西側の海岸部の緑	大森山、勝平山一帯、海岸保安林
市街地周辺、平野部との境界に残る緑	太平山、金照寺山、一つ森、手形山、金足、高清水、焼山、勝平山、大森山
市街地を通流する河川	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川



3-1-3 すぐれた歴史的風土のみどり

秋田市には国指定史跡である秋田城址をはじめとして、天徳寺や旧奈良家住宅等の各種文化財、明治期から千秋公園として親しまれている久保田城址、地域で親しまれている神社仏閣等数多くの歴史資源があります。

これらの歴史資源と一体となった緑は市民の憩いの場として、あるいは地域の歴史を象徴する重要な要素であるため、すぐれた歴史的風土を形づくる緑としてその保全を図る必要があります。



秋田市の歴史を象徴として古くから親しまれている緑	久保田城址
文化財と一体となった緑	秋田城址、天徳寺、旧奈良宅周辺
まとまりのある社寺林	総社神社、天徳寺、護国寺、宝塔寺

3-1-4 市街地内の快適な生活環境

都市公園は、主に市街地において市民に緑とオープンスペースを提供する施設緑地ですが、特に生活に密着する住区基幹公園については、歩いていける距離が設定されており、秋田市においてもより身近な緑の創出を目指し、継続的に整備を進めています。一方で、公共的に整備される公園緑地と同様に、住宅地の庭先の緑や団地の植栽地等、民有地の緑もまた、生活空間における貴重な緑となっています。

快適な生活環境を形づくる緑として、都市公園等の生活環境の維持向上に資する施設緑地の整備や、民有地を含めた緑化の推進をより一層充実していく必要があります。



住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の整備推進
生垣づくりや庭園、建物周囲の緑化等線豊かな街区の形成

3-1-5 すぐれた農林業地

秋田市は市域面積多くを占める森林地帯を有しており、なかでも民有林の割合が多くなっています。これらの民有林は地域森林計画対象民有林として、国有林と合わせて地域森林計画に基づいた森林の整備と施業が行われています。また市街地周辺の平野部においては、水田を主体とした農用地が展開しています。

これらの農地についてはすぐれた農業地を形づくる緑として、林地についてはすぐれた林業地を形づくる緑として、緑地としての農地や林地の持続性に着目し、それぞれ農業基本計画及び森林基本計画等の関連施策との調整を図っていく必要があります。



農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	出羽山系の樹林地、南部丘陵の丘陵地の林地

3-1-6 都市環境負荷の軽減

人工物が過密に集積する都市においては緑やオープンスペースが少なく、大気汚染の発生やヒートアイランド現象による気温の上昇等、都市化に伴う各種の弊害が指摘されています。

こうした都市環境負荷の軽減のための緑として、市街地部に隣接する緑や臨海部の緑、及び主要幹線道路における街路樹帯等、大気汚染の抑制や都市型気象の緩和に資する緑の保全・整備を図っていく必要があります。



市街地に残る緑地及び周辺の丘陵地の緑	大森山、金照寺山、一つ森、手形山、城址、金足、高清水、焼山、勝平山
市街地を貫流する河川の水と緑	雄物川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
緩衝緑地としての機能を持つ臨海工業他の緑	勝平山一帯、浜ナシ山一帯、グリーンパーク
緑陰や気象緩和の役割を果たす幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路

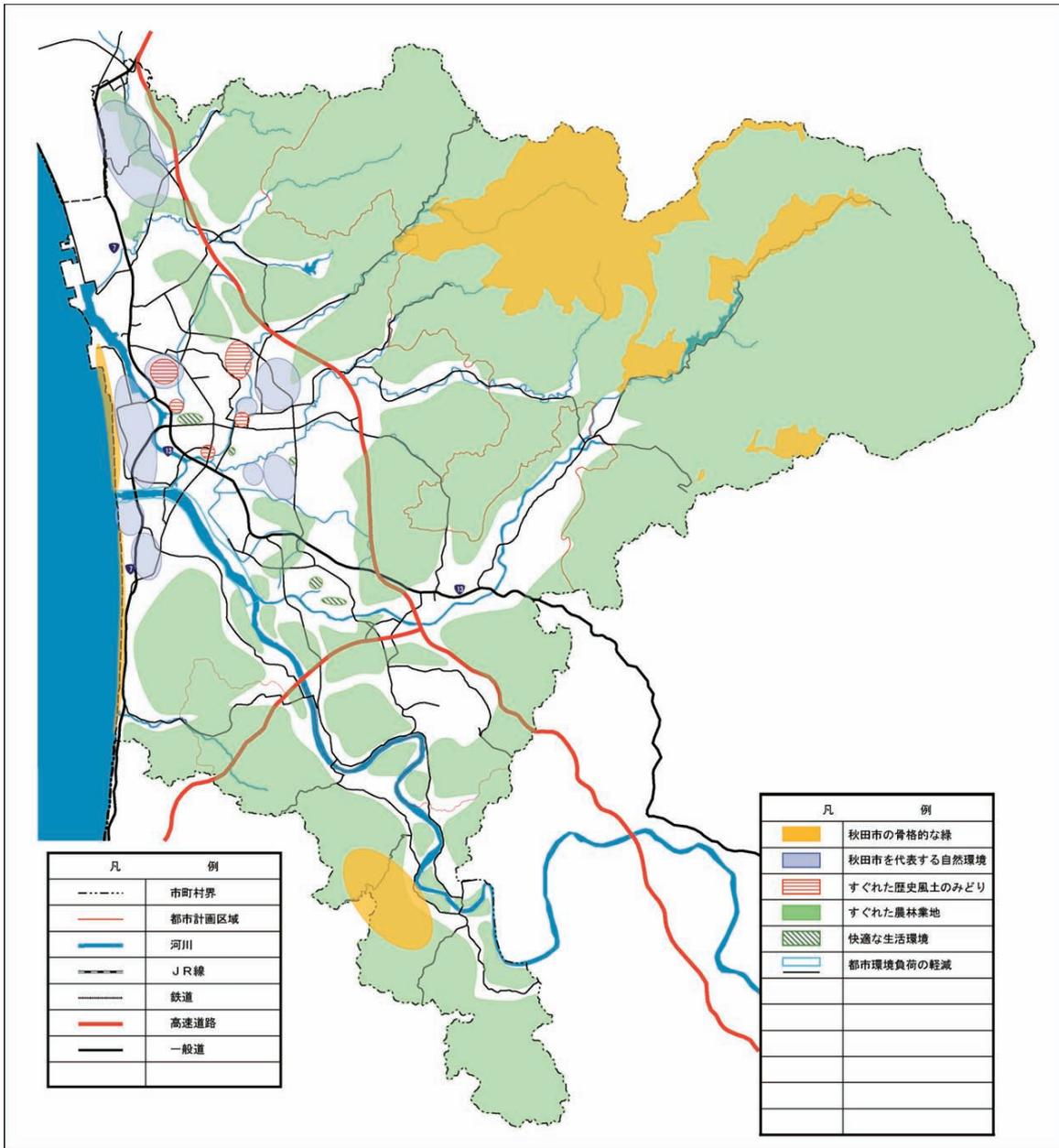


図 2-3-1 環境保全機能評価図

第2節 防災機能

3-2-1 自然災害への防備

市域東側を中心として、市域の多くを占める森林域は、環境保全系統の重要な緑であると同時に水源かん養地として市域の保水力を高め、洪水等の抑止に資する緑です。

また海岸部においては、潮害、飛砂、防風等への防備として、クロマツ等による保安林が形成されている他、地形的条件等による崩落や地すべりの危険のある区域の緑は、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等による法規制がかけられています。

自然災害の防止や緩和に資する緑として、森林地域や保安林、その他防災関連規制区域等の緑の保全を図る必要があります。

保安林の緑	潮害・飛砂・防風・水源かん養 等
急傾斜地崩壊危険区域の緑	高清水、手形山、千秋公園、城跡、一つ森、金照寺山
地すべり防止区域緑	千秋公園、一つ森公園
水害危険区域の緑	雄物川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
保水力を保つ森林の緑	太平山から平野部に至る林地
遊水池的な機能を持つ緑	水田の緑

3-2-2 人為災害への防備

秋田港周辺から旧雄物川一帯にかけては、秋田市の工業地帯となっており、その周辺には、保安林の緑や工場緑化による緑が形成されており、これらは公害や災害の防止や緩和に資する緩衝緑地的な機能を果たしています。

また、交通量の増大等に伴って、大気汚染や騒音等の公害が増加するおそれのある幹線道路沿道や建築物等の密集による火災時の危険度の高い地区については、人為災害の防止や緩和のための緑の保全を、工業地帯については大気浄化や災害防備のための緑の保全等、積極的な緑化の推進を図っていく必要があります。

緩衝緑地としての機能を持つ臨海 工業地周辺の緑	グリーンパーク、浜ナシ山一帯
幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路
緑化の推進の必要な火災危険地域	土崎地区、大町地区、檜山地区、東通地区、新屋地区

3-2-3 避難活動

公園緑地は、災害時の避難地、避難路、あるいは類焼防止帯としての機能のみならず、災害後の救援活動、復旧活動の拠点及び被災者の当面の生活確保等、多様な役割を果たす事が期待できる施設であり、秋田市においても近隣公園や地区公園、総合公園等が避難地に位置づけられています。

これらをふまえて、その整備にあたっては、地域防災計画等との調整を図りつつ、避難地、避難路としてのネットワークの形成によって、より安全な避難体系を構成する緑として、整備を図っていく事が望ましいと考えられます。



一次避難地	近隣公園、地区公園
広域避難地	総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園

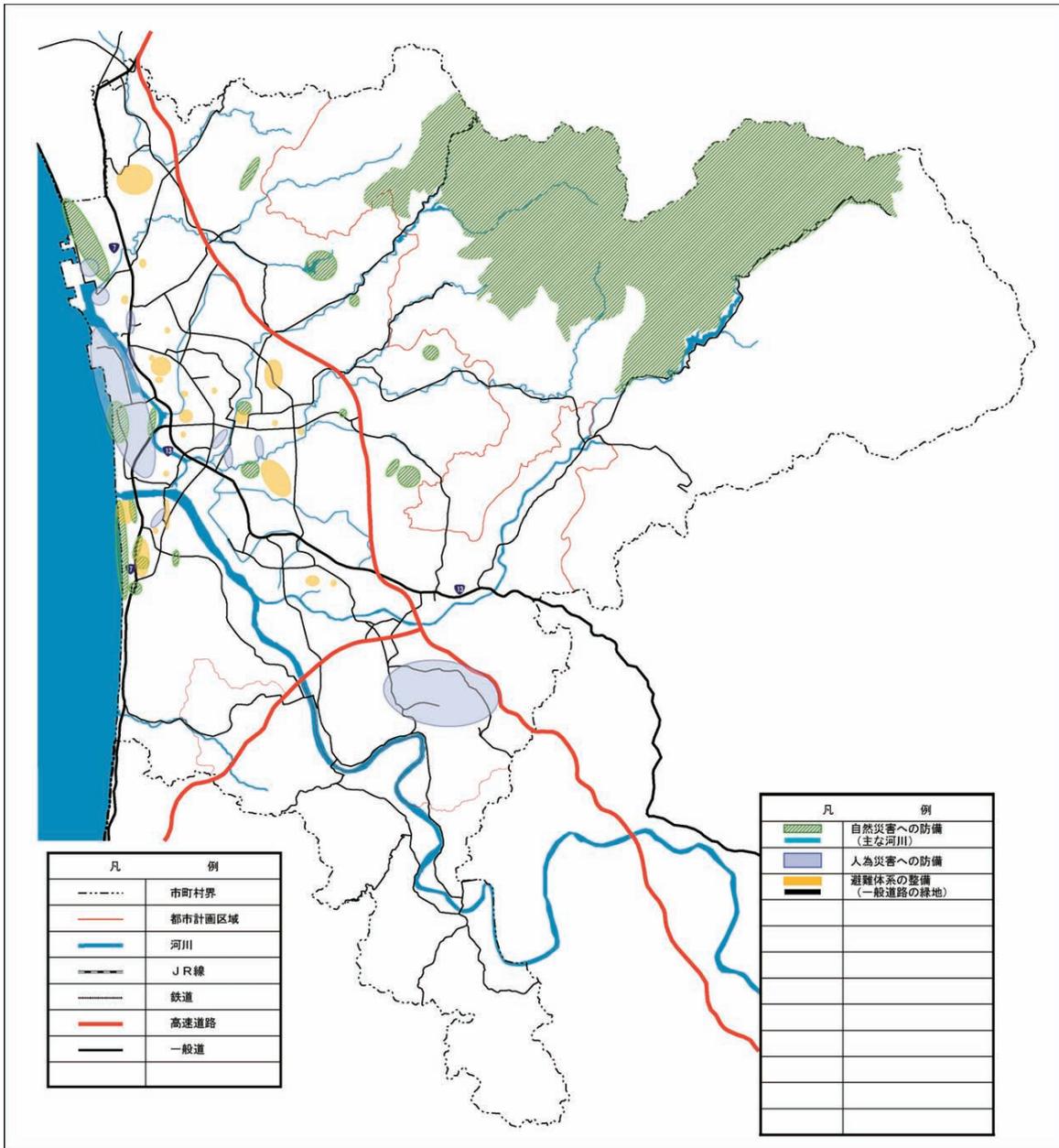


図 2 - 3 - 2 防災機能評価図

第3節 景観形成機能

3-3-1 都市を代表する郷土景観

秋田市は、山地域から平野部、そして海岸へと至る多様な地形条件を持ち、これらを基盤として、山地域や海岸部に広がる森林と、平野部に広がる都市と農用地等によって、秋田市の景観の基本的な構造が形づくられています。

このうち、特に景観構成上重要な緑としては、市街地からの景観の緑の背景を形成する金照寺山や手形山、高清水等、市街地内や市街地に隣接する形で点在している樹林地の緑、及び市街地から特に見えやすい丘陵地端部の緑等が挙げられます。

以上の緑をはじめとして秋田市のシンボルである太平山から続く広大な丘陵部の緑や海岸部の緑、秋田市を代表する河川である雄物川周辺の緑、及び市街地周辺の樹林地や水田地帯の緑等が、秋田市を特徴づける重要な景観の構成要素となる緑の保全を図っていく必要があります。



丘陵地の緑	大森山、金照寺山、手形山、一つ森、天徳寺山、高清水、焼山
海岸部の緑	勝平山一帯、海岸部の保安林、新屋海浜公園
河川の緑	雄物川周辺水辺と緑
農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	太平山から続く山系と南部丘陵地の樹林地

3-3-2 地区を代表する郷土景観

秋田港の港湾施設として整備されているセリオンリスタはアトリウムによる屋内緑化空間であり、通年型の施設緑地として、セリオンプラザや秋田市ポートタワー等周辺の港湾施設と一体となった秋田港の新しい未来を象徴する緑となっています。

また秋田港と連担して市域北部の最大拠点として、港と調和した美しいまちづくりが進められている土崎周辺においては、積極的な緑の創出によって、より一層うるおいの感じられる街なみづくりを図っていくことが望ましいと考えられます。

太平山麓を源流部とする旭川は、仁別国民の森や太平山リゾート公園等を経て森林域から市街地へと流下しており、市街地では、川反地区等のにぎわいを演出する水辺を形成しています。このように旭川は市街地から秋田市最奥部の自然域へと至る線の軸となっています。また特に、天徳寺山、手形山の2つの丘陵地間の流域一帯は、緑に囲まれた落ちつきのある景観を形づくっています。

臨海工業地周辺の緑については、防災系統における重要な緑であると同時に、工業地帯特有の大規模な敷地区画や直線的な道路構成等と相まって、整形的でダイナミックな景観を構成する緑となっています。

地区を代表する郷土景観としての視点から、市北部の拠点である秋田港及び土崎駅周辺における緑化の推進、及び旭川周辺の緑や臨海工業地帯の緑等、各地区の個性的な景観を構成している緑地の保全・整備を図っていく必要があります。



秋田港周辺の緑	セリオンリスタ
港と調和した美しいまちづくりを進める地区	土崎地区
旭川周辺の緑	河川敷・水辺の緑
臨海工業地の緑	グリーンパーク、浜ナシ山一帯

3-3-3 すぐれた景観の眺望点

景観は、一般的には見る「視点」と見られる「対象」によって成立するものですが、景観構成上重要な緑として、眺望対象となる緑と同時に展望施設や眺望地点等の「視点場」における緑についても、主として利用面から景観形成に資する緑としてとらえる事ができます。

これら眺望点における緑としては、展望施設のある千秋公園や地形的に良好な眺望の得られる天徳寺山、手形山、一つ森、大森山、高尾山等の緑が挙げられます。

すぐれた景観の眺望点としての視点からは、展望施設の周辺や眺望地点における緑について、眺望を楽しむ視点場の緑として保全・整備を図っていく必要があります。



快適に眺望を楽しむことのできる眺望地点の緑	千秋公園、天徳寺山、手形山、一つ森、大森山 高尾山
-----------------------	------------------------------

3-3-4 ランドマーク

ランドマークとなる場所を形成する緑としては、市内のほぼどこからでも望むことができる太平山や大森山の緑、あるいは市街地の中に点的に残っている千秋公園や高清水一帯の緑等を挙げることができます。

ランドマークとなる場所としての視点からは、市街地からの景観のシンボルとなる場所、眺望のポイントとなる場所を形づくる緑について、保全を囲っていく必要があります。

遠景としての太平山の緑
市街地南側のスカイラインを形成する大森山の緑
都心の緑のシンボルとしての千秋公園の緑
市街地北部の緑の丘としての高清水一帯の緑

3-3-5 都市景観の創出

秋田駅周辺においては、秋田市の顔となる秋田駅周辺地区約400haについて緑化重点地区整備として、街区公園の再整備を図り地区全体の緑化を実施しています。

このような緑豊かな街づくりへの取組は、良好な都市景観の創出という視点からも特に重要であり、同様に緑化の推進等によって、より積極的に創出が求められる緑としては、以下のような緑が挙げられます。

行政機能が集中する山王地区は、県都としてのシンボリックな地区景観の形成を図っていくことが望ましいところから、より積極的な緑の創出という視点からも公共空間の緑化や公園緑地の整備・再整備を図っていくことが望ましいと考えられます。

また秋田市では古くからシンボリックな河川として親しまれてきた旭川の右岸に位置する川反地区約9haを平成3年1月「公園都市秋田市をつくる条例」に規定する「都市景観促進地区」に指定しており、地区住民の協力のもとに、公共施設の整備・改善を進めるとともに、建て替え・改修等を適切に誘導することにより、川反地区のイメージアップ、ひいては活性化を図るものとしていところから、市民と行政が一体となった緑化活動の推進等による緑の創出によって、より一層効果的な景観整備の促進に努めていくことが望ましいと考えられます。

さらに新屋表町通り地区においては秋田市の中でまとまった町屋が残る唯一の地区として、平成18年度に学官民協働で「景観まちづくりガイドライン」が作成され、景観形成の機運が高まっており、併せて平成19年度以降は、街路灯組合で買収した用地をミニ公園化しようと、やすらぎの森整備事業による整備が進められていることから、今後の住民主体の景観形成やまちづくりのモデルとして支援する必要があります。

計画的に整備され適切な維持管理のなされている街路樹は、都市景観の中における基盤的な緑のひとつであると同時に、環境保全システムにおける都市環境負荷の軽減や防災システムにおける避難体系の構成等の面からも必要な緑であることから、今後整備を進める都市計画道路における街路樹の植栽、及び既設の街路樹の適正な維持管理によって、道路空間における緑化の推進を図っていくことが望ましいと考えられます。



都市景観の創出としての視点からは、県都としての「顔」となる地区、及び不特定多数の利用がある幹線道路沿道や、都市景観促進地区等において、積極的に都市景観を向上させていくような緑の整備、緑化の推進を図っていく必要があります。

県都としての「顔」となる地区	駅前周辺、山王地区
都市景観促進地区	川反地区
幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路
景観形成地区	新屋表町通り

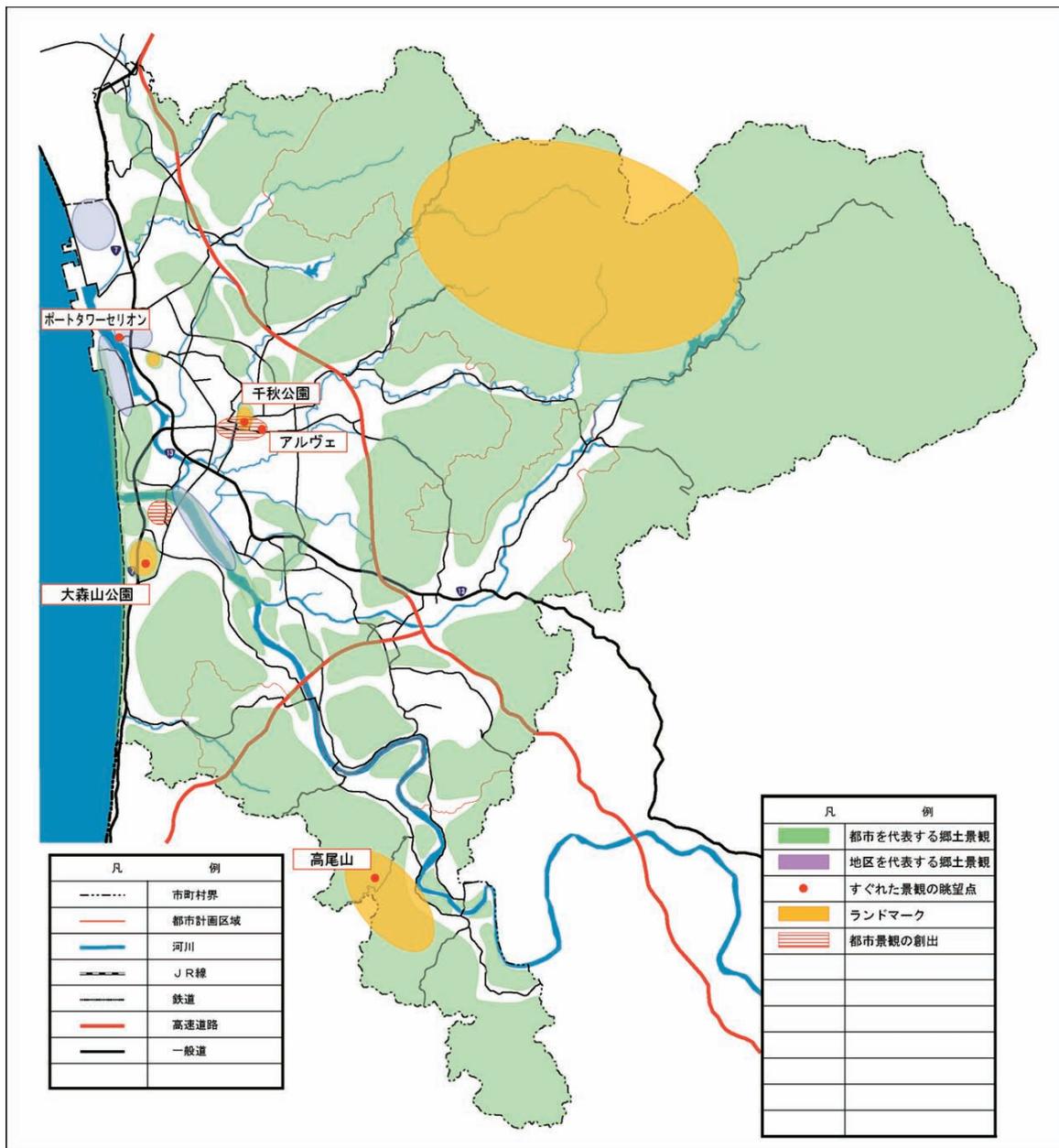


図 2-3-3 景観形成機能評価図

第4節 レクリエーション機能

3-4-1 身近なレクリエーション空間

公園緑地が持つレクリエーション的機能の側面を見た場合、市民の生活に密着した、日常的なレクリエーションに関しては、環境保全系統の快適な生活環境の視点と同様に、住区基幹公園の果たす役割が大きいと考えられます。

一方、都市計画決定はしていないが、市内に400箇所以上ある児童遊園地については、まとまった規模を持つものもあり、その機能面を拡充していく事が望ましいと考えられます。

日常圏におけるレクリエーションの場となる緑として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）等の都市公園や児童遊園地等の施設緑地を、日常的な利用に対応できるよう整備を図る必要があります。



住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の合理的配置と整備推進

児童遊園地の機能向上

3-4-2 広域的なレクリエーション空間

広域的なレクリエーションニーズに関しては、都市住民全般の利用に供する都市基幹公園をはじめとした規模の大きい公園緑地がレクリエーション利用の拠点となる施設緑地としての機能を果たしています。

秋田市における広域的なレクリエーション空間の緑としては、県立小泉潟公園や太平山リゾート公園、八橋運動公園等の大規模公園や特殊公園、都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備、及び自然公園やその他の各種体験施設の緑地の保全・活用を図っていく必要があります。



自然を楽しむ広域公園	県立小泉潟公園
各々に個性ある総合公園	千秋公園、大森山公園、一つ森公園、太平山リゾート公園、御所野総合公園
スポーツレクリエーションの拠点となる運動公園	八橋運動公園、向浜運動施設、県立中央公園スポーツゾーン
手軽に美しい風致にふれる特殊公園	新屋海浜公園、勝平山公園、高清水公園、手形山公園
自然の様々な姿に触れる各種体験施設	花木観光農園、太平山県立自然公園、大滝山自然公園、浜田森林総合公園、仁別国民の森

3-4-3 ネットワークの確保

レクリエーションニーズの多様化や余暇時間の増大といった社会の動向に対応していくために、より複合的なレクリエーション利用、あるいは周遊的な利用等に対応していく事が求められるところから、市内の公園緑地の相互補完や連携化の促進による、レクリエーションネットワークの形成を図っていく事が望ましいと考えられます。レクリエーション利用をより向上させる視点から、拠点となる緑を結び合わせる、河川空間や緑道等の主として線状の緑地の整備を図り、水と緑のネットワーク化を充実していく必要があります。



河川緑地の整備や河川沿いの歩道等を中心とする河川の緑	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
歩く楽しみ、ゆっくりサイクリングの楽しみを 持てる広域遊歩道の緑	新奥の細道、広域自転車道（秋田男鹿自転車道、秋田中央公園自転車道、仁別雄物川自転車道）
まちの緑を楽しめる市街地内緑道等の緑	仲小路、秋田駅・千秋公園、山王帯状緑地

第5節 健康・学習機能

3-5-1 心身の健康増進

森林や川等豊かな自然環境に身をおき、森林浴や散策等、自然にふれることで、人々はやすらぎや憩いを感じるものです。

これまでも自然公園や森林公園、河川空間の緑にふれあうことで、心身の健康増進が図られてきたことから、心身の健康増進に資するみどりや自然環境の保全・活用を図る必要があります。



森林浴等の自然とのふれあいにより、心身の健康増進に資する緑	太平山県立自然公園、大滝山自然公園、浜田森林総合公園、仁別国民の森、勝平山公園、高清水公園、手形山公園、市街地をとりまく周縁部の緑
水と緑とのふれあいにより、心身の健康増進に資する緑	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川、海岸部の保安林、新屋海浜公園

3-5-2 学びの場

自然とのふれ合い体験や野外活動等の体験は、自然を大切に思う心を養う上で大きな効果があります。

これまでも自然公園や森林総合公園のほか、河川空間の緑、集落における里山等が、自然体験を通じた環境教育や野外活動等の場として親しまれてきたことから、学びの場としての自然環境及び緑地の保全・活用を図っていく必要があります。



野外活動等の自然とのふれあいにより、自然を学習できる緑	太平山県立自然公園、大滝山自然公園、浜田森林総合公園、仁別国民の森、勝平山公園、高清水公園、手形山公園、大森山公園、市街地をとりまく周縁部の緑
水と緑とのふれあいにより、自然を学習できる緑	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川、海岸部の保安林、新屋海浜公園

第4章 緑関係事業・政策の評価（美しいまちづくり）

第1節 「花のあるまちづくり事業」等の点から面へ事業手法の転換・集中支援

秋田市ではこれまで「花のあるまちづくり事業」等を通じて花苗やプランター等の貸出、昭和58年の日本海中部沖地震で秋田市内でブロック塀等の倒壊に伴う地震に強いまちづくりの必要性から、より安全で緑豊かなまちづくりの一環として生垣を造成する方へ苗木を援助し、防災の向上、景観向上及び緑化を図ってきました。

また、「花苗の交付とプランターの貸出」事業では町内会等へ公園に植える花苗の交付やプランターの貸出を行っている他、「花のあるまちづくり協力員」事業では市民から応募した花のあるまちづくり協力員により千秋公園、大森山公園、八橋運動公園、平和公園の公園花壇の手入れを、「花と緑の相談所」事業では毎年4月から10月まで木や花の管理の相談に応じる「花と緑の相談所」を一つ森公園コミュニティ体育館内に開設し都市内の緑化に貢献してきました。

これらの花苗、生垣の交付に関する事業における問題点として、以下の4点が挙げられます。

1. 交付した花苗、苗木のみの植栽で終わり、市民負担による補充事例が少ない
2. 限られた市民の利用が多く、市民全体への波及が見られない（受益と負担が不適正）
3. 審査制度がないため、申請者のほぼ全数が助成を受けられる
4. 助成効果の検証がしづらい

さらに、長年事業を続けてきたにもかかわらず、アンケート結果においても事業の知名度が低いという結果がでており、事業効果は限定的なものとなっていました。このため、より一層の事業効果を生み出すため、これまで点的だった「花のあるまちづくり事業」等を、町内会や地区等の面的に転換・集中して支援する等の工夫が必要です。



第2節 「やすらぎの森整備事業」の見直し

秋田市ではこれまで地域の緑地や鎮守の森等、地域が目指している自然環境の保全に対し、市が上物施設の整備を実施する「やすらぎの森整備事業」を行ってきました。

「やすらぎの森整備事業」に関する問題点として以下の3点が挙げられます。

1. 市の自主財源のみで予算が構成され、単年度の整備投資額が少ない。
2. 予算規模が小さく、1箇所の整備に時間がかかりすぎる
3. 市民要望への対応が機動性に欠ける

以上の問題点を克服するため、事業の在り方の検討や財源確保等が必要です。



第3節 市民との協働による緑化活動の推進

地球温暖化が進展し、地球環境問題がクローズアップされている現在、緑の普及啓発はますます重要な問題となっています。

また、市域の緑の多くは民有地に存在しており、これらの緑を守り育てることは、市民一人ひとりが緑が持つ機能を理解することが重要で、行政のみならず民間や市民レベルが一体となって取り組む必要があります。

市民や民間の緑化活動をより一層盛り上げていくために、行政と市民や民間等の協働体制を確立し、活動を支える新たな仕組みづくりが必要となっています。



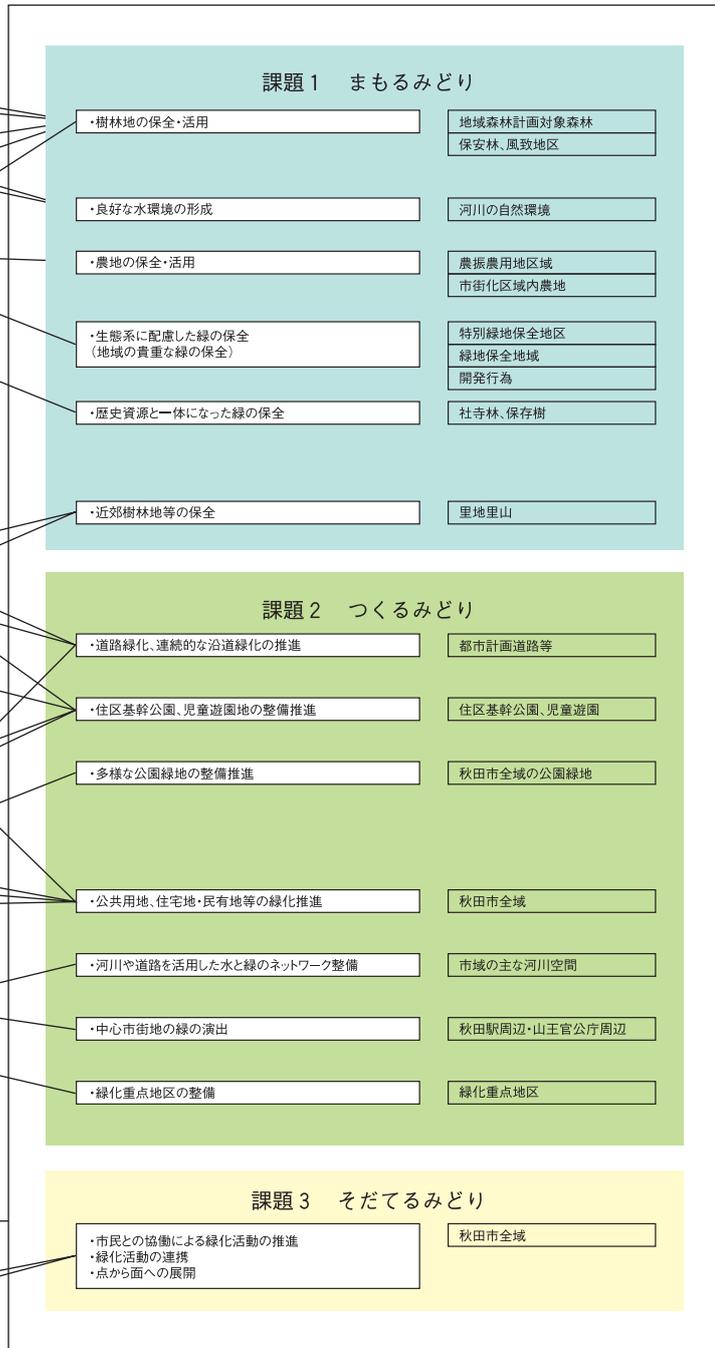
第5章 計画課題の整理

第1節 課題の抽出

機能別評価及び緑関係事業・政策評価の結果をもとに、カテゴリ毎に今後の緑づくりに向けた課題を整理しました。

視点と考え方	項目	主な緑の対象	評価
1. 環境保全機能	①秋田市の骨格的な緑の形成	・太平山周辺、高尾山周辺、海岸保安林が骨格的な緑を形成 ・緑を繋ぐ雄物川、岩見川、旭川等の河川が貫流	市街地を取り囲む骨格的な緑とそれらを繋ぐ良好な河川環境を今後とも維持・保全を図る必要があります。
	②秋田市を代表する自然環境	太平山一帯、海岸保安林、金照寺山、一つ森、手形山、城址、金足、高清水等の秋田市を代表する自然環境 雄物川、岩見川、旭川等の秋田市を代表する河川自然環境	・骨格的な緑の他、市街地やその周辺に点在する樹林地などのまとまった緑とそれらを貫流する河川によって構成され、これらの自然環境を今後とも維持・保全する必要があります。
	③すぐれた歴史風土のみどり	久保田城址、秋田城址、天徳寺、旧奈良家住宅周辺、総社神社、天徳寺、護国寺、宝塔寺等の歴史資源	秋田市内には数多くの歴史資源があり、これらの歴史資源と一体となった緑は市民の憩いの場として重要な要素であるため、すぐれた歴史的風土を形づくる緑としてその保全を図る必要があります。
	④快適な生活環境	・住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)の整備推進 ・生垣づくりや庭園、建物周囲の緑化など線豊かな街区の形成	快適な生活環境を形づくる緑として、都市公園等の生活環境の維持向上に資する施設緑地の整備や、民有地を含めた緑化の推進をより一層充実していく必要があります。
	⑤すぐれた農林業地	・市街地周辺の農用地地帯 ・出羽山系の樹林地、南部丘陵地の丘陵地	市街地周辺の農林業地については緑地としての永続性に着目し、それぞれ農業基本計画及び森林基本計画等の関連施策との調整を図っていく必要があります。
	⑥都市環境負荷の軽減	・大森山、手形山、城址、高清水等の市街地および周辺の緑 ・雄物川、旧雄物川、旭川等の市街地を貫流する河川と緑 ・勝平山一帯、グリーンパーク等の緩衝緑地帯 ・緑陰や気象緩和の役割を持つ幹線道路、都市計画道路の街路樹帯	都市環境負荷の軽減のための緑として、市街地に隣接する緑や臨海部の緑、主要幹線道路における街路樹帯など、大気汚染の抑制や都市型気象の緩和に資する緑の保全・整備を図っていく必要があります。
2. 防災機能	①自然災害への防備	保安林、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、水害危険区域、保水力を保つ森林、遊水池的な機能を持つ緑等	自然災害の防止や緩和に資する緑として、森林地域や保安林、その他防災関連規制区域等の緑の保全を図る必要があります。
	②人為災害への防備	グリーンパーク、浜ナシ山一帯(緩衝緑地帯) 幹線道路、都市計画道路(幹線道路の街路樹帯) 土崎地区、大町地区、橋本地区、東通地区、新屋地区(火災危険地域)	交通量の増大に伴い、大気汚染や騒音等の公害が増加するおそれのある幹線道路沿道や建築物等の密集による火災時の危険度の高い地区の緑の保全、工業地帯については大気浄化や災害防備のための緑の保全等、積極的な緑化の推進を図っていく必要があります。
	③避難活動	一次避難地：近隣公園、地区公園 広域避難地：総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園	避難体系を構成する緑地として、都市公園や緑地の適正な配置によって、近隣公園クラス以上の公園に20分以内(1~2km)で避難できることを目標とした整備及び避難路としての主要な幹線道路での街路緑化の推進を図っていく必要があります。
3. 景観形成機能	①都市を代表する郷土景観	大森山、金照寺山、手形山等(丘陵地の緑) 勝平山一帯、海岸部の保安林、新屋海浜公園(海岸部の緑) 雄物川周辺の水辺と緑(河川の緑) 市街地周辺の農用地地帯(農地の緑) 太平山から続く山系と南部丘陵地の樹林地(林地の緑)	秋田市のシンボルである太平山から続く大きな丘陵部の緑や海岸部の緑、秋田市を代表する河川である雄物川周辺の緑、及び市街地周辺の樹林地や水田地帯の緑など、秋田市を特徴づける重要な景観の構成要素となる緑の保全を図っていく必要があります。
	②地区を代表する郷土景観	セリオンリスタ(秋田港周辺の緑) 土崎地区(港と調和した美しいまちづくりを進める地区) 河川敷・水辺の緑(旭川周辺の緑) グリーンパーク、浜ナシ山一帯(臨海工業地の緑)	地区を代表する郷土景観としての視点から、市北部の拠点である秋田港及び土崎駅周辺における緑化の推進、及び旭川周辺の緑や臨海工業地帯の緑など、各地区の個性的な景観を構成している緑地の保全・整備を図っていく必要があります。
	③すぐれた眺望点	千秋公園、天徳寺山、手形山、一つ森、大森山、高尾山(快適に眺望を楽しむことのできる眺望地点の緑)	すぐれた景観の眺望点としての視点からは、展望施設の周辺や眺望地点における緑について、眺望を楽しむ視点地の緑として保全・整備を図っていく必要があります。
	④ランドマーク	遠景としての太平山の緑 市街地南側のスカイラインを形成する大森山の緑 都心の緑のシンボルとしての千秋公園の緑 市街地北部の緑の丘としての高清水一帯の緑	ランドマークとなる場所としての視点からは、市街地からの景観のシンボルとなる場所、眺望のポイントとなる場所を形づくる緑について、保全を図っていく必要があります。
	⑤緑の都市景観	駅前周辺、山王地区(県都としての「顔」となる地区) 川反地区(都市景観促進地区) 幹線道路、都市計画道路(幹線道路の街路樹帯) 新屋ま可通り(景観形成地区)	都市景観の創出としての視点からは、県都としての「顔」となる地区、及び不特定多数の利用がある幹線道路沿道や、都市景観促進地区などにおいて、積極的に都市景観を向上させていくような緑の整備、緑化の推進を図っていく必要があります。
4. レクリエーション機能	①身近なレクリエーション空間	・住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)の合理的配置と整備推進 ・児童遊園地の機能向上	日常圏におけるレクリエーションの場となる緑として、住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)等の都市公園や児童遊園などの施設緑地を、日常的な利用に対応できるよう整備を図る必要があります。
	②広域的なレクリエーション空間	県立小泉湧公園(自然) 千秋公園、大森山公園、一つ森公園等(個性ある総合公園) 八橋運動公園、向浜運動施設、県立中央スポーツゾーン(スポーツ等) 新屋海浜公園、勝平山公園、高清水公園、手形山公園(特殊公園) 太平山県立自然公園、仁別国民の森等(各種体験施設)	広域圏におけるレクリエーションの場となる緑として、大規模公園や特殊公園、都市基幹公園(総合公園、運動公園)の整備、及び自然公園やその他の各種体験施設の緑地の保全・活用を図っていく必要があります。
	③ネットワークの確保	雄物川、岩見川、旭川等の河川緑地の整備、河川沿いの歩道整備 新奥の細道、広域自転車道等の広域遊歩道の整備 仲小路、秋田駅・千秋公園等の市街地内緑道整備	レクリエーション利用をより向上させる視点から、拠点となる緑を結び合わせる、河川空間や緑道などの主として線状の緑地の整備を図り、水と緑のネットワーク化を充実していく必要があります。
5. 健康・学習機能	①心身の健康増進	太平山県立自然公園、大滝山自然公園、浜田森林総合公園、仁別国民の森、勝平山公園、高清水公園、手形山公園 雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川、海岸部の保安林、新屋海浜公園	心身の健康増進の視点から、森林浴など、森林や川など豊かな自然環境に身を置き、ふれることで、やすらぎや憩いを感じられる自然公園や森林公園、河川空間の緑の保全・活用を図る必要があります。
	②学びの場	太平山県立自然公園、大滝山自然公園、浜田森林総合公園、仁別国民の森、勝平山公園、高清水公園、手形山公園 雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川、海岸部の保安林、新屋海浜公園	自然を大切に思う心を養う上で大きな効果がある自然公園や森林総合公園のほか、河川空間の緑、集落における里山など、学びの場としての自然環境及び緑地の保全・活用を図っていく必要があります。
緑関係事業・政策の評価	美しいまちづくり	「花のあるまちづくり事業」等の事業について、点から面へ事業手法の転換・集中支援 市民との協働による緑化活動の推進	より一層の事業効果を生み出すため、これまで点だった「花のあるまちづくり事業」等を、町内会や地区等の面的に転換・集中して支援するための広報・PR推進、ボランティア等の育成などの工夫が必要です。 市民や民間の緑化活動をより一層盛り上げていくために、行政と市民や民間等の協働体制を確立し、活動を支える新たな仕組みづくりが必要です。

緑の課題の抽出 適用



第2節 計画課題

ここでは、系統別の評価結果をもとに、秋田市緑の基本計画（平成10年）の基本方針に分類し、それぞれの課題を整理しました。

現在残っているすぐれた緑の資質を生かしていく「まもるみどり」、緑を生み出していくことによって、これからの新しい秋田市のイメージをつくり上げていく「つくるみどり」、さらに、緑の保全や創出のためには市民参加や民間と行政の連携が不可欠であることから、緑に対する全市的な意識を育成していくための「そだてるみどり」、それぞれに対する課題を以下に示します。

課題1 まもるみどり

① 樹林地の保全・活用

- ・ 秋田市の骨格的な緑を形成している太平山及び高尾山周辺、市西部の樹林地帯は、多様な動植物の生息場所でもあることから、維持・保全する必要があります。
- ・ 骨格的な緑の他、市街地周辺の金照寺山、一つ森、手形山等のまとまった緑についても、秋田市を代表する緑として保全・活用する必要があります。

② 良好な水辺環境の形成

- ・ 骨格的な緑を繋いでいる雄物川、岩見川、旭川等の良好な水辺環境について一体的に保全する必要があります。

③ 農林業地の保全・活用

- ・ 市街地周辺の農林業地について、緑地としての持続性に着目し農業基本計画や地域森林計画等の関連施策等の調整を図る必要があります。
- ・ 市街化区域内において、環境保全、防災、郷土の景観形成上重要な農地については生産緑地地区の指定等を検討する必要があります。

④ 生態系に配慮した緑の保全（地域の貴重な緑の保全）

- ・ 生態系に配慮した緑や地域の貴重な緑の保全を図るため、風致地区等において特別緑地保全地区、緑地保全地域等の指定を検討する必要があります。

⑤ 歴史資源と一体になった緑の保全

- ・ 社寺林や保存樹等のすぐれた歴史風土を形づくる緑の保全を図る必要があります。

⑥ 近郊樹林地等の保全

- ・ 里地里山等近郊樹林地の保全を図る必要があります。

課題2 つくるみどり

① 道路緑化、連続的な沿道緑化の推進

- ・ 大気汚染等の都市環境負荷の軽減や都市景観の向上等を目的とした道路緑化、連続的な沿道緑化を今後とも推進する必要があります。
- ・ 沿道の民有地には緑化を推進し、潤いのある街路景観を形成していくとともに、災害時の地域の安全性を高めるために、ブロック塀の生垣化を推進する必要があります。

② 住区基幹公園、児童遊園地の整備推進

- ・ 今後の公園整備については防災面や景観等からの機能向上が求められており、適正な配置面においても整備を推進するとともに、児童遊園地等の施設緑地についても日常的な利用に対応した整備を検討する必要があります。
- ・ 子供から高齢者を含むすべての市民が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設内容とする必要があります。
- ・ 未整備となっている公園の再配置や事業手法（借地等の利用）についても検討を行う必要があります。
- ・ 公園緑地の計画と維持・管理のあり方等について、市民と市の役割分担を明確化することも含め、市民参加について検討する必要があります。

③ 多様な公園緑地の整備推進

- ・ 広域圏のレクリエーションの場として、多様なニーズに対応した大規模公園や特殊公園、自然公園やその他各種体験施設の緑地の保全・活用を図る必要があります。

④ 公共用地、住宅地、民有地等の緑化推進

- ・ 公共施設は市民が集い、憩いの場となるよう、積極的な緑化による緑豊かな空間づくりに努めるとともに、住宅地や商業地等の先導的な役割と公共施設緑化の充実が求められています。
- ・ 住宅地や民有地等の緑については、地区計画等による緑化率や基金等の創設による面的な緑化による緑の充実を検討する必要があります。
- ・ 市街地や住宅密集地においては、地域の防災性向上のため、生垣等による緑化等、その地域性に配慮した民有地緑化とその支援制度の検討が必要です。

⑤ 河川や道路を活用した水と緑のネットワーク整備

- ・ 避難場所としての公園緑地や街路樹のある幹線道路及び緑道機能を有する緑地等で結び、市民が安全に避難できるよう防災ネットワークを形成する必要があります。
- ・ レクリエーション利用を向上させるため、拠点となる緑を連結する河川空間や緑道など、線状の緑の形成を図り、水と緑のネットワークの充実を図る必要があります。

⑥ 中心市街地の緑の演出

- ・ 秋田駅周辺等の中心市街地については、ヒートアイランド化の防止、緑化による魅力アップ等を目的に緑化地域制度の検討を含め、屋上や壁面への緑化、花鉢やハンギングバスケットの設置等、少ないスペースを活かした緑化を図ることを検討する必要があります。
- ・ 千秋公園の整備を推進し、「秋田市の顔」として中心市街地の魅力アップと活性化につなげる必要があります。

⑦ 緑化重点地区の整備

- ・ 拠点となる地区の緑化重点地区の設定により、都市緑化の推進を図る必要があります。

課題3 そだてるみどり

① 市民との協働による緑化活動の推進

- ・ 市域の緑の多くは民有地であることから、これらの緑を守り育むことは市民の一人ひとりが緑を意識し、産官民が協働で推進することが重要であり、市民による自主的な緑に関する取組や学習の場づくりを検討する必要があります。

② 緑化活動の連携

- ・ 緑に関わる様々な市民団体の育成、ネットワーク化とグループ間の情報交換や交流の機会が求められています。

③ 点から面への展開

- ・ これまでの緑化・緑地に関わる事業は一定の成果は得られたものの、その効果は限定的で「点的」だったことが問題としてあげられることから、「面的」な事業手法の転換（スクラップアンドビルド）へと見直しが求められています。
- ・ 公園・緑化関連事業費の縮減から、事業手法の検討に当たっては、基金制度の創設も視野に入れた効率的な緑化事業が可能となるよう、市が引き続き実施する事業と基金に引き継ぐ事業を明確化する等の検討を行う必要があります。



第3編 基本計画

第1章 緑の将来目標

第1節 緑を取り巻く社会の変化

第2節 基本理念

第3節 緑の将来像

第4節 緑の目標水準

第5節 緑のまちづくりの基本方針

第2章 緑の将来像実現に向けた重点テーマ

第3章 緑地の機能別配置計画

第1節 環境保全機能の配置計画

第2節 防災機能の配置計画

第3節 景観形成機能の配置計画

第4節 レクリエーション機能の配置計画

第4章 実現に向けた施策の方針

第5章 緑地保全及び緑化の推進のための法制度の活用

第6章 緑化重点地区計画

第7章 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」の創設

第1章 緑の将来目標

第1節 緑を取り巻く社会の変化

秋田市における緑をとりまく社会情勢の変化として、以下の項目が挙げられます。

● 人口減少と高齢化の進行

秋田市の人口は、平成17年10月現在で333,109人となり、平成12年にくらべ約3千人減少しています。今後もこの傾向は続くものと予想されており、人口減少社会に到来しています。また、高齢化率は平成17年10月現在で、約21%と5人に一人が高齢者であり、平成27年には約27%と4人に一人以上が高齢者である高齢化社会の到来が予測されています。

これまでのような成長発展のまちづくりからの脱皮した人口減少社会及び高齢化社会に対応していくことが求められています。

● 安全安心なまちづくりの実現

近年、各地で大震災が発生する等災害に対応したまちづくりが求められています。また、平成17年豪雪災害における交通障害、集中豪雨等による河川氾濫、土砂災害等、様々な自然災害に対する安全なまちづくりが求められています。

● コンパクトなまちづくり

人口減少社会において、効率的な社会基盤の活用のためこれまでの拡大する都市から、都市機能の集積したコンパクトなまちづくりが求められています。コンパクトなまちにおいては、歩いて暮らせるまちづくりを実現することが求められています。

● 市民協働の実現

市民のライフスタイルや価値観の変化にともない、市民ニーズは多様化、高度化しています。秋田市では今後とも厳しい財政状況が続くと見込まれていることから、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の原点に立ちもどり、市と市民がそれぞれの責任を再認識し、地域課題を迅速に効果的に解決していく仕組みづくりである市民協働を推進していくことが求められています。

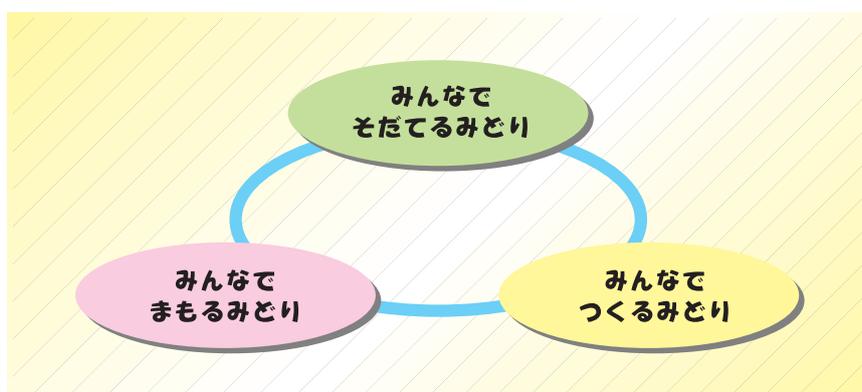
● 地球環境問題の深刻化

地球温暖化やヒートアイランド現象等、地球規模での環境問題が深刻化しており、その解決策の一つとして、緑の保全と創出が重要な課題となっています。

第2節 基本理念

遠くに見える山々の緑、まちにある木々の緑、花々の彩り、道や河原に見える緑、そして、身近にある公園等、都市にある緑は、私たちの暮らしに潤いを与え、快適な都市・生活環境、生物生息環境を創造し、まちに時の流れと風格を与える等、多くの恩恵を与えるものです。そして、この緑は、継承されてきた財産であり、これを次の世代に継承していくことは、今現在、ここに暮らしている私たちみんなに与えられている使命といえます。

私たちは、緑からの様々な恩恵を受け、文化的健康的な暮らしを実現し、しあわせを実感できるとともに、身近な公園や緑をきっかけとした新たなコミュニティを醸成し、そしてこれを子孫に受け渡していくことを目指して、「みんなでそだてるみどり」「みんなでつくるみどり」「みんなでまもるみどり」の3つのみどりを基本理念として掲げます。



3つの基本理念



**みんなで
そだてるみどり**

- ・ 水と緑の豊かなまちづくりには、市民と事業者、行政などの協働により取り組むことで実現されるものです。そして、緑とふれあうことにより、人々は安らぎを感じ、笑顔になることができます。
- ・ このため、緑に対して、みんなが関わることができること、そして、緑の大切さ、恩恵を一人でも多くの市民が実感できるための仕組みづくりを実現します。

**みんなで
つくるみどり**

- ・ 住宅地等に配置された身近なみどり（公園）を市民との協働で創造するとともに、道路や学校の公共公益施設の緑化、民有地の緑化など緑豊かで潤いのあるまちなみを創出します。
- ・ 千秋公園、大森山公園など、多くの市民が訪れ、自然とふれ合い楽しむことができるみどり（公園）についてもより多くの市民の関わりを実現し、一緒に創造して行きます。
- ・ この緑を創出するためには、市民、事業者、行政の協働により実現してきます。

**みんなで
まもるみどり**

- ・ 本市には、太平山や高尾山などの山々、雄物川、岩見川などの河川、市街地を囲むように広がる田園地帯、田園地帯の背後にそびえる里山、地域を見守ってきた社寺林、大木など貴重な緑の資源があります。
- ・ また、国指定史跡である秋田城跡をはじめとする各種文化財など、秋田市民のこれまでの歴史や風格を備えた緑の資源もあります。
- ・ この貴重な緑を、次の世代へ受け渡すため、みんなでこの緑をまもってくための取り組みを進めていきます。

(1) みどりの拠点づくり

● 広域的な緑の拠点

広域的な緑の拠点として、大規模公園や特殊公園、都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備、及び自然公園やその他の各種体験施設の緑地の保全・活用を図ります。

自然を楽しむ広域公園	県立小泉瀉公園
各々に個性ある総合公園	千秋公園、大森山公園、一つ森公園、太平山リゾート公園、御所野総合公園
スポーツレクリエーションの拠点となる運動公園	八橋運動公園、向浜運動施設、県立中央公園スポーツゾーン
手軽に美しい風致にふれる特殊公園	新屋海浜公園、勝平山公園、高清水公園、手形山公園
自然の様々な姿に触れる各種体験施設	花木観光農園、太平山県立自然公園、大滝山自然公園、浜田森林総合公園、仁別国民の森

● 身近な緑の拠点

日常圏における緑の拠点として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）等の都市公園や児童遊園地等の施設緑地を、日常的な利用に対応できるよう整備を図ります。

住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の合理的配置と整備推進
児童遊園地の機能向上

● 秋田市の顔となる緑の拠点

秋田市の顔となる緑の拠点として、「顔」となる地区、及び地域の拠点となる地区等において、緑化の推進を図ります。

県都としての「顔」となる地区	駅前周辺、山王地区
地域の拠点となる地区	土崎地区、新屋地区、御所野地区

(2) 水とみどりのネットワークづくり

幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路
河川緑地の整備や河川沿いの歩道等を中心とする河川の緑	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
歩く楽しみ、ゆっくりサイクリングの楽しみを持てる広域遊歩道の緑	新奥の細道、広域自転車道（秋田男鹿自転車道、秋田中央公園自転車道、仁別雄物川自転車道）
まちの緑を楽しめる市街地内緑道等の緑	仲小路、秋田駅・千秋公園、山王帯状緑地

(3) まもり残していくみどり

● 秋田市を代表する緑

秋田市の自然環境を代表する山地域の緑	太平山一帯、高尾山周辺
市街地西側の海岸部の緑	勝平山一帯、海岸保安林
市街地周辺、平野部との境界に残る緑	太平山、金照寺山、一つ森、手形山、城址、金足、高清水、焼山、勝平山
市街地を貫流する河川	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川

● すぐれた歴史的風土の緑

秋田市の歴史を象徴として古くから親しまれている緑	久保田城址
文化財と一体となった緑	秋田城址、天徳寺、旧奈良家住宅周辺
まとまりのある社寺林	総社神社、天徳寺、護国寺、宝塔寺

● すぐれた農林業地

農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	出羽山系の樹林地、南部丘陵の丘陵地の林地

● 自然災害への防備

保安林の緑	潮害・飛砂・防風・水源かん養 等
急傾斜地崩壊危険区域の緑	高清水、手形山、千秋公園、城跡、一つ森、金照寺山
地すべり防止区域緑	千秋公園、一つ森公園
水害危険区域の緑	雄物川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
保水力を保つ森林の緑	太平山から平野部に至る林地
遊水池的な機能を持つ緑	水田の緑

● 都市を代表する郷土景観等

丘陵地の緑	大森山、金照寺山、手形山、一つ森、天徳寺山、高清水、焼山
海岸部の緑	勝平山一帯、海岸部の保安林、新屋海浜公園
河川の緑	雄物川周辺水辺と緑
農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	太平山から続く山系と南部丘陵地の樹林地

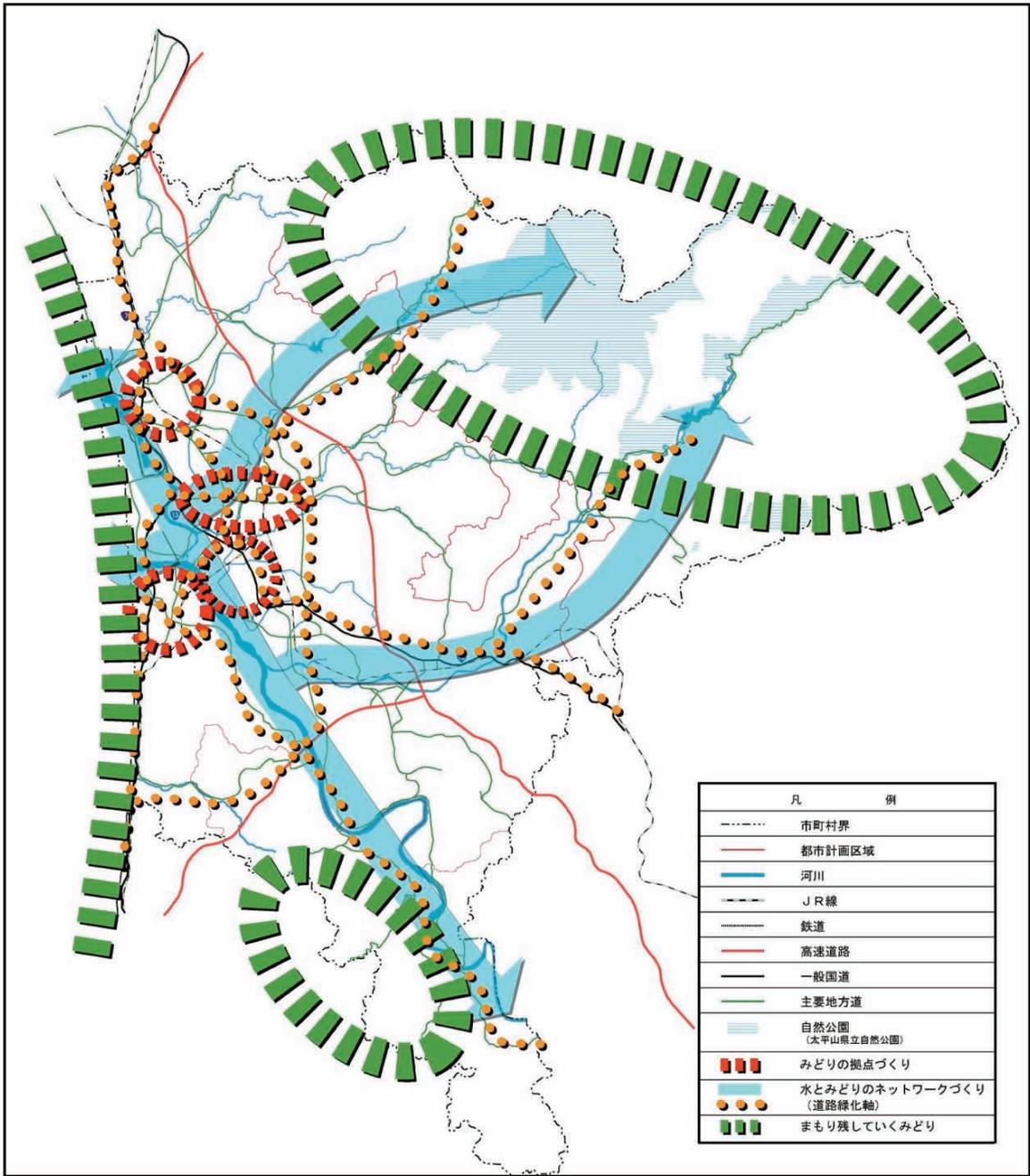


図 3-1-1 緑の将来像図

第4節 緑の目標水準

(1) 緑の目標水準の考え方

市ではこれまで、みどりの整備水準を示すうえで市民一人当たりの公園面積を指標に掲げ、公園や緑地の整備を進めてきました。

しかしながら、市町合併による行政区域の拡大や、人口減少・少子高齢化の急速な進展といった社会構造の変化にともない、市民が身近に感じられる緑の豊かさを、市民一人当たり公園面積で推しはかることの妥当性が薄れてきています。

さらに、これまで整備を進めてきた公園のなかには、子供達の遊び場として画一的な整備メニューによって、利用方法が限定されることにより周辺住民の方々のニーズにそぐわなくなっている公園、利用が低迷することで防犯上問題が発生している公園など、高齢者、障害者を含め、市民の誰もが自由に、思い思いの活動を楽しめる施設形態や利用形態となっていない公園も少なくないのが現状です。さらに、近年公園の役割として、日常的な遊びや休憩などの場としての利用のみならず、災害時の避難場所や地域の行事や維持管理の協働作業を通じた地域のコミュニティの場などとしても期待されています。

時代と市民のニーズに即して、地域に愛される交流の場としての質の向上が求められています。

これらのことから、今後、市民により身近なみどりを創出し「みどりの健康文化都市」を実現するためには、みどりの整備水準を新たに「量」と「質」の2つの視点から捉え、市民にわかりやすい指標を示しながら、目標水準の達成を目指していくことが必要となります。

そのため、秋田市における緑の目標量の設定にあたっては、市民が身近な施設として実感できる緑を充実させるため、都市域における水と緑の公的空間確保量として「市街地における緑地率」、また、誰にでも優しく安心な都市の形成に資する緑の機能や質の向上を目指す意味で高齢者、障害者など、市民誰もが訪れることができ、自由に利用できるための整備を充実をはかるために「公園のバリアフリー化率」を整備目標に掲げます。



「緑の目標水準」における緑とは：都市地域の連続した樹林地、草地、及びこれに類するもの、さらに都市公園、広場、民間等において公開されている広場などのオープンスペースを総称します。

(2) 緑の確保目標

①身近な「緑の量」としての目標値

より多くの市民が、緑や地域の人々と触れ合い、緑の恩恵を受けられることで、身近な緑を実感できることとなります。このため、まもられるべき緑が保全され、市民が身近に利用できる緑（オープンスペースなど）が適切に確保され、維持管理されているなど、持続性のある緑が、適正に市街地に確保されていることが必要となります。

秋田市では、市街化区域等の面積に対する、都市公園のほか風致地区など法により保全される緑（公的緑地）と、さらに市民との協働による公開緑地等（市民協働による緑地）の面積の比率を「市街地における緑地率」として定め、概ね30%が確保されている状態を目指し、整備、保全を進めます。

市街化区域等の面積には、市街化区域及び市街化区域に近接する地区公園等の面積を含みません。

将来像：市街地における緑地率が概ね30%確保されている。

$$\text{緑地率} = \frac{\text{市街化区域の公的及び市民協働緑地及び市街化区域に隣接する公的緑地面積}}{\text{市街化区域の面積} + \text{市街化区域に隣接する公的緑地面積}}$$

■公的緑地率 29%程度

持続性ある緑地として、都市公園、風致地区等の公的緑地を対象とします。この公的緑地の市街化区域における面積を公的緑地率として設定し、実現を図ります。

●都市公園（基幹公園等） 4%程度

市街化区域内及び市街化区域に隣接する住区基幹公園（近隣、地区、街区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）及び児童遊園を含みます。都市計画決定されている都市公園の開設により実現します。

●風致公園等 8%程度

市街化区域内及び市街化区域に隣接する特殊公園（風致公園、歴史公園、墓園等）及び都市緑地など、都市公園のうち緑の保全に関わる機能を有する公園を含みます。都市計画決定されている都市公園がすべて開設されることにより実現します。

●法による緑地の保全 17%程度

風致地区、緑化協定など法により保全される緑地について、継続的に保全されることにより実現します。

■市民協働による緑地率 1%以上

市民協働による新たな法制度さらに、秋田市独自の基金創設等により、今後新たに創出される広場や公開緑地等により実現します。

平成19年現在の緑地率が23%であることから、短期的目標（10年）として市街地における緑地率 概ね24%を目指します。



図 3-1-2 緑地率の目標値と現況

緑地	内訳	現況(平成19年度)		短期目標(平成29年度)		将来像		備考
		面積(b)(ha)	緑地率(b/A)	面積(c)(ha)	緑地率(c/A)	面積(a)(ha)	緑地率(a/A)	
公的緑地		1,756.1	22.9	1,826.9	23.8	2,416.6	29.9	
	都市公園(基幹公園等)	266.9	3.5	275.1	3.6	324.1	4.0	住区基幹公園、都市基幹公園、児童遊園地
	風致公園等	233.3	3.0	233.3	3.0	680.2	8.4	風致公園などの特殊公園の他、公共施設等
	法による緑地保全	1,255.8	16.4	1,318.4	17.2	1,412.3	17.5	風致地区、緑地協定等
市民協働による緑地		6.0	0.1	6.7	0.1	7.4	0.1	民間施設緑地、広場、オープンガーデン等
市街化区域等面積(A)		7,667 ha		7,667 ha		8,085 ha		
緑地率			23.0		23.9		30.0	

参照 みどりの確保について

社会資本整備社会資本整備審議会公園緑地小委員会の報告では、以下の4つの点が挙げられています。

複合的・連続的な「みどり」の確保方策を講じ、連担した市街地において持続性のある「みどり」の割合(公的緑地率※)を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示すことが必要

「みどり」豊かな都市像を、各地方公共団体が緑の基本計画等において示し、これを、幅広い「みどり」を対象とした多様な主体の取り組みを含めた総合的な施策の展開により実現すべき。

中長期的な見通し・目標量を設定し、その内数として次期重点計画(5年)におけるわかりやすい達成度(達成目標)、アウトプット量設定を検討すべき。

維持管理コスト、更新コストの縮減に向けた効率的な整備・保全・管理方策についても検討を進めるべき。

②身近な「緑の質」としての目標値

高齢化社会の進展のなかで、高齢者や身体の不自由な人をはじめとしてだれもが安心して快適に暮らせるまちづくりが求められています。

暮らしに身近な公園は、市民に潤いややすらぎを与えるとともに、地域の交流の場として、さらに、まちに安全や安心を提供するものです。

秋田市においては、今後も市民の高齢化の進展が予想されているなかで、暮らしに身近な公園については、高齢者や身体の不自由な人をはじめ、より多くの市民が、安心していつでも気軽に訪れ、思い思いに利用できるために、移動や利用上の障壁（バリア）が解消されるとともに、公園と周囲との物理的（柵など）、心理的（犯罪などの危険さ、維持管理の不適切さなど）による近づきにくさなど）障壁を解消することで、地域や人に優しい公園づくりを進めていくことが必要です。

秋田市では、公園に求められる質の向上のなかで、とくに、高齢者、障害者などだれもが安心して利用できる公園づくりを進めていくことで、利用する市民の障壁を取り払い、まずは訪れることができる環境づくりを重点的に進めて行きます。このため、緑の質に関する将来像として、「市街地における主要な都市公園においてバリアフリーが実現されている」ことを掲げながら、「市街地における都市公園のバリアフリー化率」の向上を目指します。

将来像：市街地における主要な都市公園でバリアフリーが実現されている。

市街地における都市公園のバリアフリー化率

$$= \text{バリアフリー整備された都市公園数} / \text{都市公園数}$$

都市公園におけるバリアフリーの実現は、「園路及び広場」「車いす利用者用駐車場施設」「便所」のすべて、公園によってはいずれかが施された状態とします。

- ・園路及び広場

都市公園の出入口や駐車場から主要な公園施設及び特定公園施設（管理所、広場、便所など）までの一つ以上の経路が、高齢者や車いす利用者などに配慮されていること。

- ・車いす利用者用駐車施設

高齢者、車いす利用者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、「車いす利用者用駐車施設」が設置され、その表示がなされていること。

- ・便所

高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合、一つ以上は、高齢者、障害者等の利用に適した構造を有する便所、又は便所内に便房を設置します。

平成19年現在の身近な都市公園のバリアフリー化率が42.8%であり、今後の整備量を考慮して、短期的目標（10年）として概ね64%を目指します。

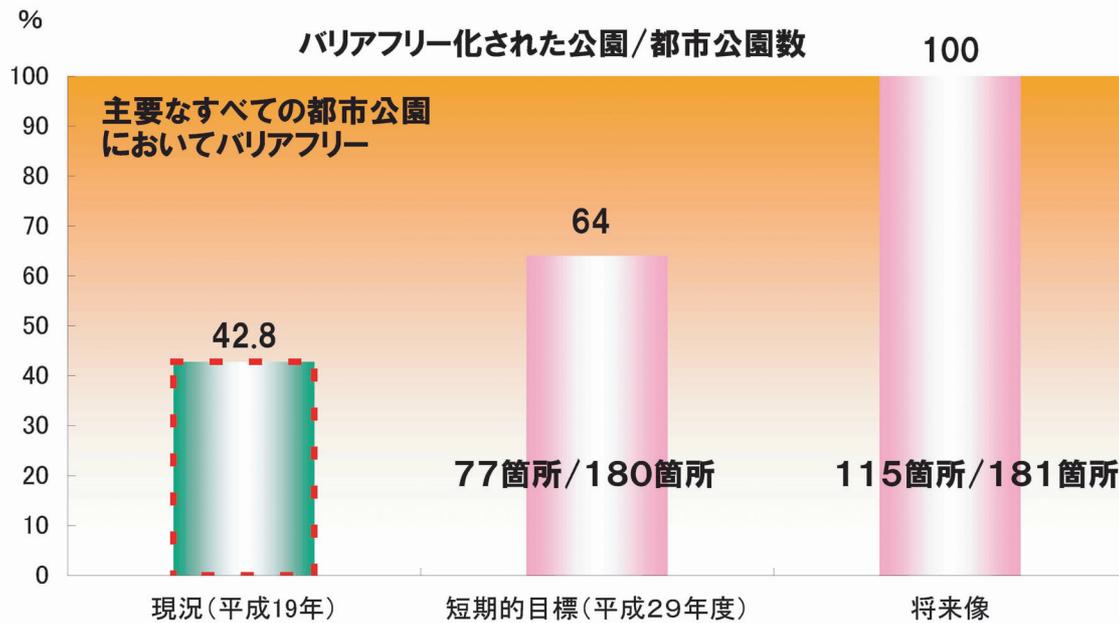


図 3 - 1 - 3 市街地における都市公園のバリアフリー化率の目標値と現況

参照 都市公園のバリアフリーについて

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針において、都市公園の目標として、以下の目標値が掲げられています。

① 移動等円滑化園路

園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された都市公園の約四十五パーセントについては、平成二十二年までに、園路及び広場について、移動等円滑化を実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された都市公園の約三十五パーセントについては、平成二十二年までに、駐車場について、移動等円滑化を実施する。

③ 便所

便所の設置された都市公園の約三十パーセントについては、平成二十二年までに、便所について、移動等円滑化を実施する。

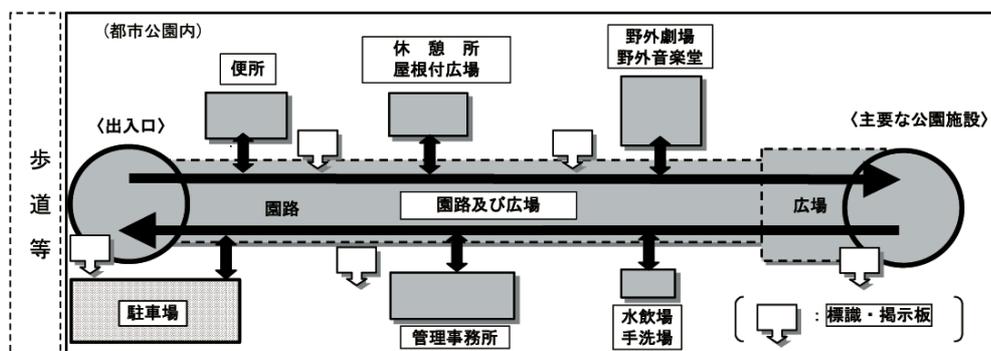


図 3 - 1 - 4 園路及び広場と主要な公園施設・特定公園施設との接続の概念図

第5節 緑のまちづくりの基本方針

秋田市における緑の将来像の実現を目指して、次のような基本方針を定めます。

● みんなでそだてるみどり

1. みどりのパートナーづくりを推進します

緑をそだて、まもっていくためには、市民の主体的な活動とこの活動を支える仕組みづくりの充実が求められています。本市では、身近な公園の維持や管理のための公園愛護協会の活動等により、多くの市民がみどりのパートナーとして関わっています。

今後、市民・事業者と協働での緑のまちづくりを進めるために、緑や公園等に関わる地域団体の設立、育成を支援するとともに、活動に対する支援制度等の充実を進めていきます。併せて、多くの団体間の交流を通じたネットワークづくりを推進します。

基本施策： ・みどりのパートナーの育成
・みどりのパートナー支援体制の整備

2. みどりへの“気づき”づくりを推進します

緑のパートナーを育成し、より多くの市民の参加を促進するためには、緑の大切さを実感してもらうこと、そして何より、緑に触れることの喜びを感じてもらうこと、つまり気づいてもらうことが重要です。また、すでに、みどりをそだて、まもるための地域組織が活動を継続するためには、その活動を認知し、評価してもらうことも大きな要因の一つといえます。

このため、より多くの市民が、緑の大切さ、楽しみ、喜びを感じることができる機会の創出や活動団体に関する情報提供等“気づき”づくりを推進します。

基本施策： ・緑化に関わる広報・PR推進
・美しい秋田づくりの広報・PR推進

●みんなでつくるみどり**3. みどりの拠点づくりを進めます**

秋田市には、県立小泉瀧公園、太平山リゾート公園、千秋公園等、多くの都市公園等が整備されています。また、街区公園等身近に利用できる公園は、身近なオープンスペースとして、暮らしに潤いや余暇の場を提供するだけでなく、地域のコミュニティの場として、また、災害時の避難場所として、除雪の一時的な堆雪の場として等、地域生活に対して、様々な恩恵を与えています。

一方で市街地には、無理なく歩いて行ける身近な公園が不足している地域や、開設から時期を経て、施設の老朽化や高齢化の進行により、周辺住民の利用ニーズにそぐわない公園等も見られます。

このため、自然に触れ、レジャーやスポーツに興じ、地域の歴史や文化に触れるための場の提供として、既存の都市公園の整備充実を図るとともに、地域住民のニーズに合わせた、暮らしに身近な公園等の整備充実を推進します。

基本施策： ・都市公園の整備・充実
・多様な公園緑地の整備、再整備の促進
・緑化重点地区の整備

4. 県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます

秋田市中心市街地には、久保田城趾に秋田市の歴史と風格を感じる千秋公園が整備されています。また、秋田駅西口に広がる中央街区では、中心市街地の活性化に向けた事業が進められようとしています。

この秋田市中心部にある千秋公園、中心市街地の緑は、秋田市を訪れる方々にとって、歴史と風格と緑豊かな秋田の象徴を感じる地域であり、秋田にふさわしい緑化の推進や千秋公園等の整備充実、さらに連続性の確保により、県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます。

基本施策： ・風格ある中心市街地のための緑の演出

5. 水とみどりのネットワークづくりを進めます

本市には、森林や田園、社寺林、公園等の多様な緑があり、雄物川、岩見川、太平川等の多くの川、緑化された道路等により、相互につながり、水と緑のネットワークを形成しています。この水と緑のネットワークの形成は、緑豊かな景観を提供するほか、レクリエーションや防災等、我々にとっても重要な役割を持っていますが、鳥や昆虫等の生き物等にとっても重要な要素です。このため、今後とも河川、道路等を活かして、水や緑のネットワークの形成を目指します。

基本施策： ・ 河川を活かした水と緑のネットワークの整備
・ 道路を活かした緑のネットワークの整備

6. みどり豊かな生活環境づくりを進めます

みどりは、生活環境に潤いややすらぎをもたらすだけでなく、火災の延焼、土砂災害の防止、避難路や避難場所としての役割、災害時の防災拠点等災害から市民の生命や財産をまもる重要な役割を持っています。また、ヒートアイランド現象等を緩和するための働きもあります。さらには、住宅地における防犯のための役割等も期待されています。

住宅地等のみどりは、安全・安心で、美しいまちづくりにおいて、大きな役割を担っているとと言えます。

このため、緑豊かな生活環境づくりのため、公共公益施設の緑化の推進とともに、市民、事業者等との協働等により、緑豊かな住宅地の創出を推進します。

基本施策： ・ 公共用地の緑化推進
・ 緑豊かな住宅地の創出
・ 民有地の緑化

●みんなでまもるみどり**7. 樹林地、農地等、自然の緑の保全を図ります**

本市は太平山一体の山々、高尾山周辺の山々等の樹林地帯に囲まれ、市街地との間に、田園地帯が広がっています。この田園の背後にある里山は、実り豊かな田園を育むために重要な役割を果たしています。

日本海沿岸には松林により海岸樹林地帯が広がっていますが、近年松くい虫被害の拡大により、歴史ある松林の景観が損なわれてきており、松くい虫防除等の被害軽減や造林等、保全と再生に向けた活動が求められています。

このような樹林地、農地等は、良好な状態で祖先から受け継いだものであり、次の世代へと継承していくために、良好な状態を維持、保全してゆきます。

基本施策： ・地域の貴重な緑の保全
・樹林地の保全
・農地の保全

8. 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します

市の外郭を形成する樹林地、海岸樹林地帯の保全、さらに田園、その背後にある里山、地域を見守ってきた社寺林、歴史を物語る大木等、子孫に受け継ぐべき貴重な緑等があります。

近年、産業構造の変化や生活環境の変化により、これらとの接点が希薄になり、維持管理できない緑が増えています。

自然の恩恵を感じ、体感することで、重要性や役割を認識していくことが重要です。このため、都市近郊の樹林地帯等の保全、育成を推進するとともに、生物生態系に配慮しつつ、レクリエーションの場として、自然と触れるための接点の回復を図る等、利用に興じるための場づくり等をすすめ、市民や事業者等と協働で、地域の緑を守り、活用して行きます。

基本施策： ・近郊樹林地等の保全
・森林公園等の整備・拡充

第2章 緑の将来像実現に向けた重点テーマ

緑の将来像実現に向けて次の4つを重点テーマと位置づけ、事業化に向けた検討と実施を優先的におこないます。

(1) 市街地における身近な緑の充実と緑の拠点づくりの推進

①市街地における身近な緑の充実

- ・市街地における身近な緑の充実を図るために、住区基幹公園の適正な配置検討を行います。
- ・適正な住区基幹公園の配置間隔は、その誘致距離を誰でも快適に移動可能な半径約300mと設定し、既設の住区基幹公園の空白地帯について整備を推進することとします。
- ・整備に際して、防災面等からの必要性等も考慮して、その優先順位を決定します。

②児童遊園地の都市公園としての位置づけと整備の方向性

- ・財政状況が厳しい中、新規の公園整備も厳しさを増しています。今後の新規の公園整備に当たっては、対象となる住区内に一定規模以上の児童遊園地が整備されている場合は、その児童遊園地を都市公園と位置づけ、身近な緑として整備を推進します。
- ・一定規模に達しない児童遊園地については拡張の可能性がないか検討するとともに、児童遊園地や住区基幹公園が未整備の住区にあっては、身近な緑として活用できる公共公益施設がないかどうか、借地として借り上げ可能な用地がないかどうかについても検討を行いながら整備を推進します。

③緑化重点地区の設定

- ・秋田市では緑の拠点づくりを基本方針として掲げており、市街地にモデル的な地区を選定し、緑化意識の高まり等市全体への波及を図るとともに、指定地区が骨格的な緑の一部として、緑の基本計画の早期実現を目指すものです。
- ・「緑化重点地区」とは、都市緑地法第4条第2項第3号のなかで「緑の基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のことで、緑化の方向性や緑化手法等詳しいプランを策定し、重点的に緑化を推進します。
- ・地区の選定にあたっては、次に示す地区の選定条件を踏まえ設定します。

- ▶ 県都としてふさわしい“顔”となる地区
- ▶ 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ▶ 緑が少ないまとまりのある住宅地

(2) 水と緑のネットワークの充実（街路樹の推進）

- ・ 街路樹は、都市に潤いを与え、まちのシンボルとなるまちなみ形成がはかれるだけでなく、災害時の延焼防止等の防災性にも有効です。
- ・ 海岸や河川等の水辺、緑の拠点、公園等の主要な施設を遊歩道や街路樹等で結ぶことによってネットワークが形成されます。
- ・ 豊かな緑と自然に囲まれた都市環境の形成を推進するため、街路樹や低木の植栽による道路空間緑化や緑道の整備を推進し、都市内における緑化空間のネットワークを構築します。

▶ 良好な水辺空間を生かしたネットワーク

良好な水辺空間を生かした生態系及びレクリエーション系ネットワークの充実に努めます。

▶ 快適な移動空間の整備

緑道や幹線道路の歩道では、木陰の確保や景観向上のために緑を充実し快適な移動空間の確保を図ります。

▶ 避難路としての防災機能の充実

避難地に連結する緑道や街路樹のある幹線道路では、緑量の確保や緑化の推進を通じ避難路としての機能の充実に努めます。

▶ 広域的な緑の連携

太平山や雄物川等広域的な緑の連携に、隣接市町村等と必要な取り組みを検討します。

(3) 緑地保全のための法制度の活用

- ・ 市街地の周囲に広がる樹林地は、岩見川、猿田川、旭川、馬踏川、下浜鮎川等の水源のかん養、生き物の生育空間、まとまった緑の景観を形成する等、多様な役割を担っています。
- ・ 田園地帯に広がる里地里山は、近隣集落住民に稲作等の実りのほか、山菜、生物生育地域等として良好な自然環境と懐かしい秋田の風景を創出してきました。しかしながら、里山等の維持管理の担い手不足等から、この荒廃が懸念されています。
- ・ 風致地区等のほか、緑地保全地域、特別緑地保全地区等の緑地保全の指定による緑地の保全を進めます。

(4) 市民協働と緑の基金創設

都市緑化を計画的・効果的に進めていくため、市民と行政のパートナーシップに根ざした、緑のまちづくりについて、協働と役割分担により目標の実現を図ります。

①市民協働の実現

▶ 緑の保全や緑化活動に対する支援

市民が主体となって行う緑の保全や、緑化活動を進めやすくする環境づくりの支援を図ります。

▶ 公園づくり等への市民参加の促進

親しまれる公園となるよう、計画段階からの市民参加や地域の緑の拠点づくりを進めるための環境づくりの支援を図ります。

▶ 緑に関する技術提供

地域の緑化活動に対する情報提供や技術支援等を図るとともに、緑の専門家やボランティアの派遣等の充実について検討します。

②緑の基金創設

- ・ みどりに関する基金制度の充実を図ります。
- ・ みどり豊かで快適なまちをつくるためには、緑地・道路・公園等公共施設の緑化とともに、市街地の大半を占める民有地の緑化が必要です。
- ・ このため、市民等による提案による緑化等を実現するための基金を創設します。

第3章 緑地の機能別配置計画

第1節 環境保全機能の配置計画

①秋田市の骨格的な緑の形成

秋田市を代表する自然環境として、市東部に位置する太平山に代表される東部山岳地帯、市南部に位置する高尾山周辺の森林地帯、市西部に位置する松林地帯があり、骨格的な緑を形成しています。雄物川、岩見川、旭川がこれらの骨格的な緑を繋いでおり、良好な水辺環境を創出していることから、これらの環境を今後とも維持・保全します。

秋田市の骨格的な緑と	東部山岳地帯（太平山）、高尾山周辺、海岸保安林
水のネットワーク	雄物川、岩見川、旭川等

②秋田市を代表する自然環境

秋田市を代表する自然環境として、上記の骨格的な緑の他、市街地やその周辺に点在する樹林地等のまとまった緑とそれらを貫流する河川によって構成され、これらにより秋田市を代表する自然環境が形成されており、これらの自然環境を今後とも維持・保全します。

秋田市の自然環境を代表する山地 域の緑	太平山一帯
市街地西側の海岸部の緑	勝平山一帯、海岸保安林
市街地周辺、平野部との境界に残 る緑	太平山、金照寺山、一つ森、手形山、城址、金足、 高清水、焼山、勝平山
市街地を貫流する河川	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、 新城川

③すぐれた歴史的風土のみどり

秋田市には国指定史跡である秋田城址をはじめとして、天徳寺や旧奈良家住宅等の各種文化財、明治期から千秋公園として親しまれている久保田城址、地域地区で親しまれている神社仏閣等数多くの歴史資源があります。これらの歴史資源と一体となった緑は市民の憩いの場として、あるいは地域の歴史を象徴する重要な要素となっていることから、すぐれた歴史的風土を形づくる緑として、その保全を図ります。

緑地保全地区予定地となっている寺町一帯の社寺林について、緑地保全地区に指定はされていないが、市街地に残る緑として、今後も保全を図ります。

秋田市の歴史を象徴として古くか ら親しまれている緑	久保田城址
文化財と一体となった緑	秋田城址、天徳寺、旧奈良家住宅周辺
まとまりのある社寺林	総社神社、天徳寺、護国寺、宝塔寺

④市街地内の快適な生活環境

都市公園をはじめとする公共的に整備される公園緑地だけでなく、住宅地の庭先の緑や団地の植栽地等、民有地の緑もまた、生活空間における貴重な緑となっています。

快適な生活環境を形づくる緑として、都市公園等の生活環境の維持向上に資する施設緑地の整備や、民有地を含めた緑化を推進します。

住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の整備推進
生垣づくりや庭園、建物周囲の緑化等線豊かな街区の形成

⑤すぐれた農林業地

農地についてはすぐれた農業地を形づくる緑として、林地についてはすぐれた林業地を形づくる緑として、緑地としての農地や林地の持続性に着目し、それぞれ農業基本計画及び森林基本計画等の関連施策との調整を図り、適切な保全を図ります。

農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	出羽山系の樹林地、南部丘陵の丘陵地の林地

⑥都市環境負荷の軽減

都市環境負荷の軽減のための緑として、市街地部に隣接する緑や臨海部の緑、及び主要幹線道路における街路樹帯等、大気汚染の抑制や都市型気象の緩和に資する緑の保全・整備を図ります。

市街地に残る緑地及び周辺の丘陵地の緑	大森山、金照寺山、一つ森、手形山、城址、金足、高清水、焼山、勝平山
市街地を貫流する河川の水と緑	雄物川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
緩衝緑地としての機能を持つ臨海工業他の緑	勝平山一帯、グリーンパーク、浜ナシ山一帯
緑陰や気象緩和の役割を果たす幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路

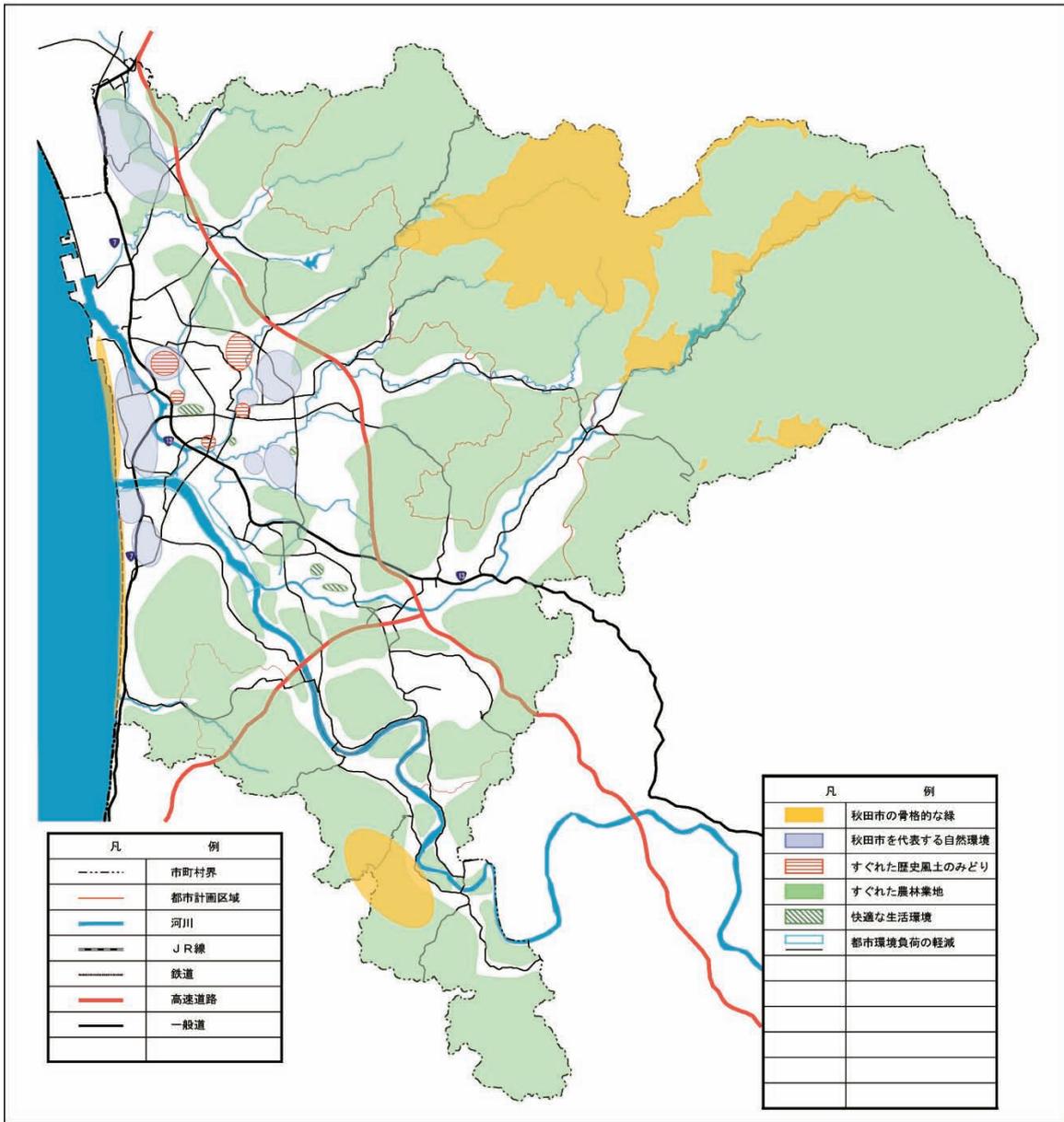


図 3-3-1 環境保全機能の配置方針

第2節 防災機能の配置計画

①自然災害への防備

市域東側を中心とした森林域は、環境保全系統の重要な緑であると同時に水源かん養地として市域の保水力を高め、洪水等の抑止に資する緑です。また海岸部においては、潮害、飛砂、防風等への防備として、クロマツ等による保安林が形成されているほか、地形的条件等による崩落や地すべりの危険のある区域の緑は、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等による法規制がかけられています。自然災害の防止や緩和に資する緑として、森林地域や保安林、その他防災関連規制区域等の緑の保全を図ります。

保安林の緑	潮害・飛砂・防風・水源かん養 等
急傾斜地崩壊危険区域の緑	高清水、手形山、千秋公園、城跡、一つ森、金照寺山
地すべり防止区域緑	千秋公園、一つ森公園
水害危険区域の緑	雄物川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
保水力を保つ森林の緑	太平山から平野部に至る林地
遊水池的な機能を持つ緑	水田の緑

②人為災害への防備

秋田港周辺から旧雄物川一帯にかけては、秋田市の工業地帯となっていますが、その周辺には、保安林の緑や工場緑化による緑が形成されており、これらは公害や災害の防止や緩和に資する緩衝緑地的な機能を果たしています。また、交通量の増大等に伴って、大気汚染や騒音等の公害が増加するおそれのある幹線道路沿道や建築物等の密集による火災時の危険度の高い地区については、人為災害の防止や緩和のための緑の保全を、工業地帯については大気浄化や災害防備のための緑の保全等、積極的な緑化の推進を図ります。

緩衝緑地としての機能を持つ 臨海工業地周辺の緑	グリーンパーク、浜ナシ山一帯
幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路
緑化の推進の必要な火災危険地域	土崎地区、大町地区、櫛山地区、東通地区、新屋地区



③避難活動

公園緑地は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震の例からも明らかなとおり、災害時の避難地、避難路、あるいは類焼防止帯としての機能のみならず、災害後の救援活動、復旧活動の拠点及び被災者の当面の生活確保等、多様な役割を果たす事が期待できる施設です。これらをふまえて、その整備にあたっては、地域防災計画等との調整を図りつつ、避難地、避難路としてのネットワークの形成によって、より安全な避難体系を構成する緑として、整備を図ります。

一次避難地	近隣公園、地区公園、街区公園
広域避難地	総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園

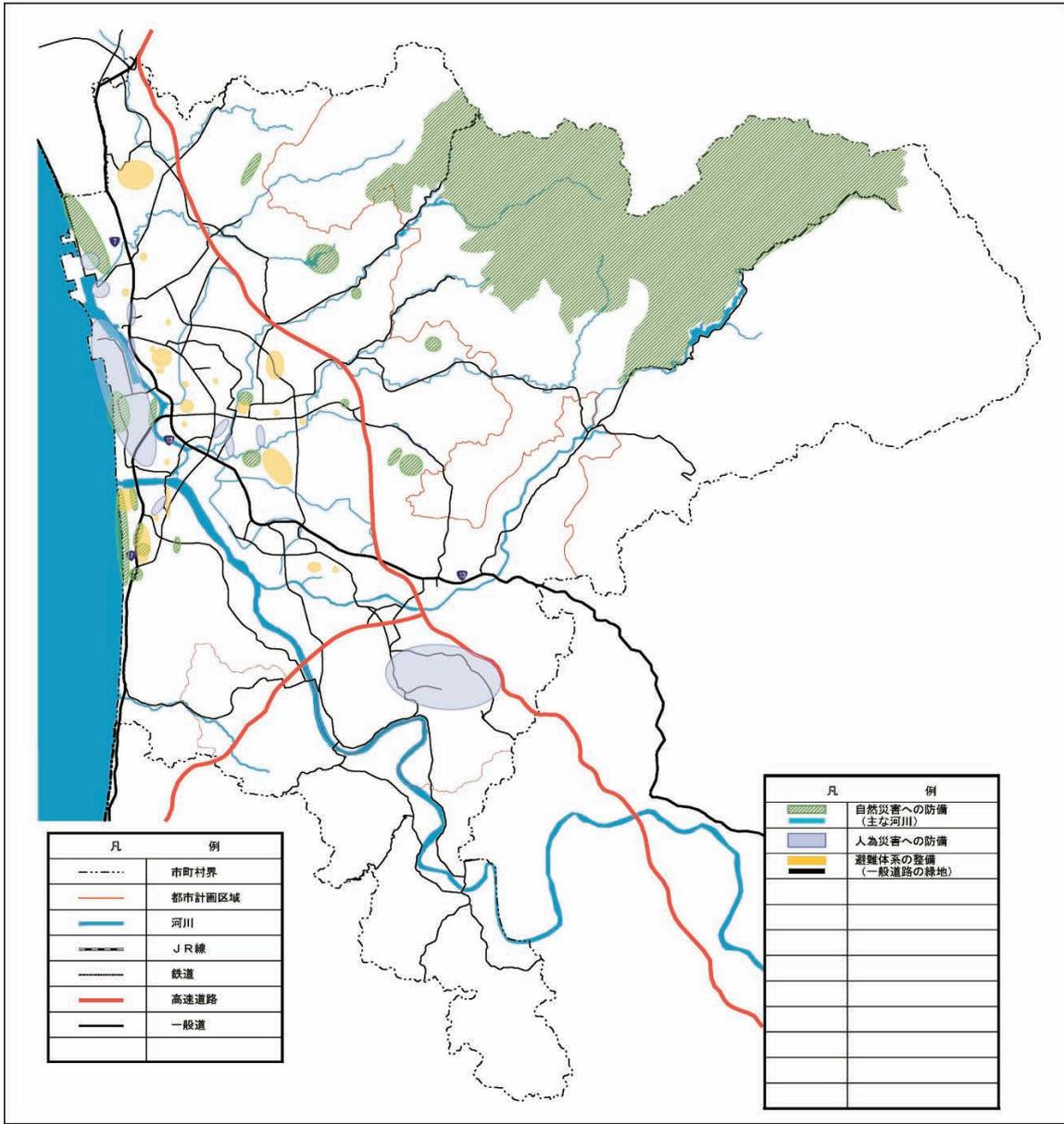


図 3-3-2 防災機能配置方針

第3節 景観形成機能の配置計画

①都市を代表する郷土景観

秋田市のシンボルである太平山から続く広大な丘陵部の緑や海岸部の緑、秋田市を代表する河川である雄物川周辺の緑、及び市街地周辺の樹林地や水田地帯の緑等、秋田市を特徴づける重要な景観の構成要素となる緑の保全を図ります。

丘陵地の緑	大森山、金照寺山、手形山、一つ森、天徳寺山、高清水、焼山
海岸部の緑	勝平山一帯、海岸部の保安林、新屋海浜公園
河川の緑	雄物川周辺水辺と緑
農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	太平山から続く山系と南部丘陵地の樹林地

②地区を代表する郷土景観

地区を代表する郷土景観としての視点から、市北部の拠点である秋田港及び土崎駅周辺における緑化の推進、及び旭川周辺の緑や臨海工業地帯の緑等、各地区の個性的な景観を構成している緑地の保全・整備を図ります。

秋田港周辺の緑	セリオンリスタ
港と調和した美しいまちづくりを進める地区	土崎地区
旭川周辺の緑	河川敷・水辺の緑
臨海工業地の緑	グリーンパーク、浜ナシ山一帯

③すぐれた景観の眺望点

すぐれた景観の眺望点としての視点からは、展望施設の周辺や眺望地点における緑について、眺望を楽しむ視点場の緑として保全・整備を図ります。

快適に眺望を楽しむことのできる 眺望地点の緑	千秋公園、天徳寺山、手形山、一つ森、大森山 高尾山
---------------------------	------------------------------

④ランドマーク

ランドマークとなる場所としての視点からは、市街地からの景観のシンボルとなる場所、眺望のポイントとなる場所を形成する緑について、保全を図ります。

遠景としての太平山の緑
市街地南側のスカイラインを形成する大森山の緑
都心の緑のシンボルとしての千秋公園の緑
市街地北部の緑の丘としての高清水一帯の緑

⑤都市景観の創出

都市景観の創出としての視点からは、県都としての「顔」となる地区、及び不特定多数の利用がある幹線道路沿道や、都市景観促進地区等において、積極的に都市景観を向上させていくような緑の整備、緑化の推進を図ります。

県都としての「顔」となる地区	駅前周辺、山王地区
都市景観促進地区	川反地区
幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路
景観形成地区	新屋表町通り



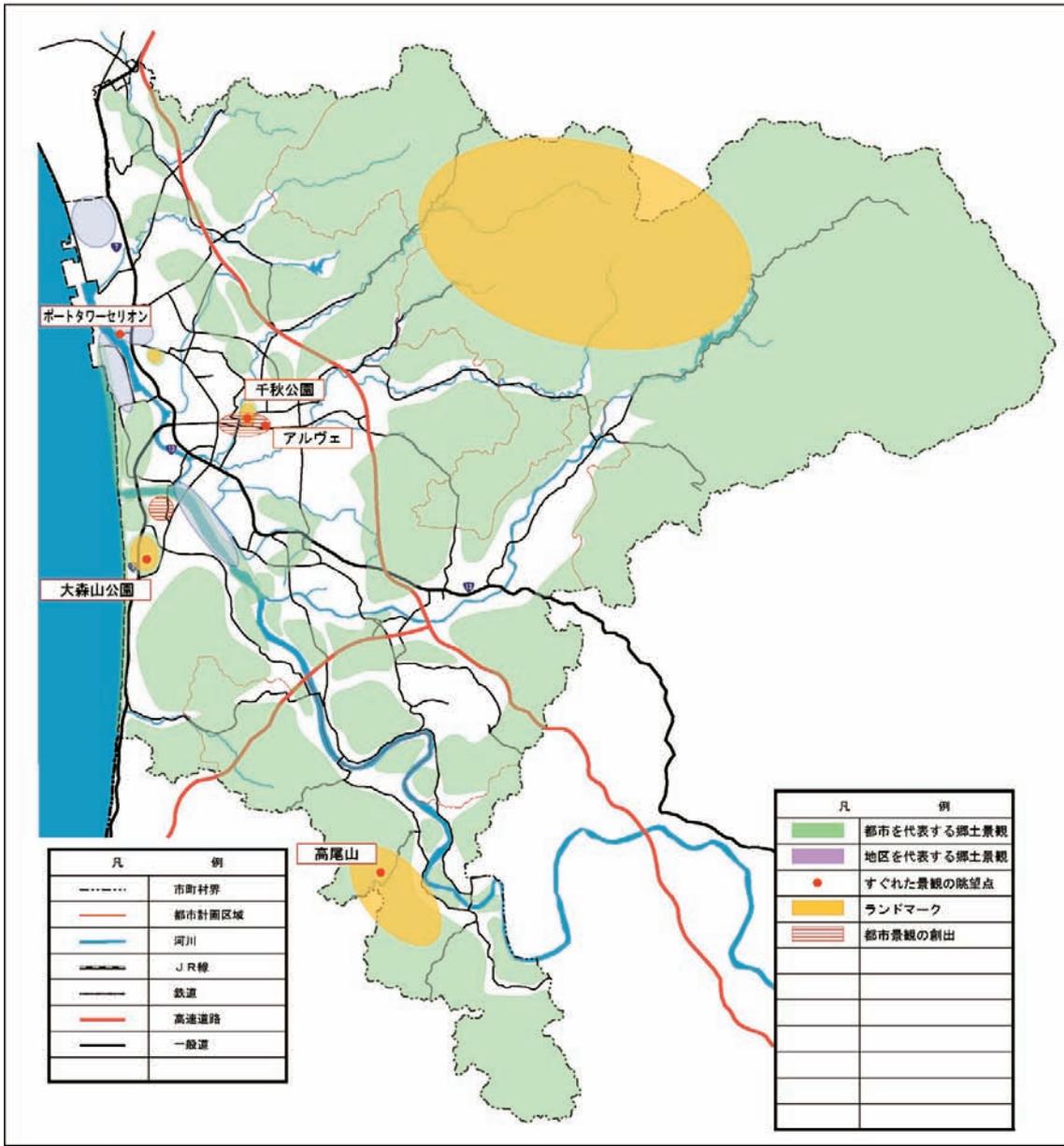


図 3-3-3 防災機能配置方針

第4節 レクリエーション機能の配置計画

①身近なレクリエーション空間

身近なレクリエーション空間として住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を位置づけ、今後も保全・整備・管理を行います。一方、都市計画決定はしていないが、民間の宅地開発によって造成された児童遊園地については、まとまった規模を持つものもあり、住区基幹公園を補完する身近な緑として、今後あり方を検討します。

住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の合理的配置と整備推進
児童遊園地の機能向上

②広域的なレクリエーション空間

広域的なレクリエーションニーズに関しては、都市住民全般の利用に供する都市基幹公園をはじめとした規模の大きい公園緑地がレクリエーション利用の拠点となる施設緑地としての機能を果たしています。

広域圏におけるレクリエーションの場となる緑として、大規模公園や特殊公園、都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備、及び自然公園やその他の各種体験施設の緑地の保全・活用を図ります。

自然を楽しむ広域公園	県立小泉瀧公園
各々に個性ある総合公園	千秋公園、大森山公園、一つ森公園、太平山リゾート公園、御所野総合公園
スポーツレクリエーションの拠点となる運動公園	八橋運動公園、向浜運動施設、県立中央スポーツゾーン
手軽に美しい風致にふれる特殊公園	新屋海浜公園、勝平山公園、高清水公園、手形山公園
自然の様々な姿に触れる各種体験施設	花木観光農園、太平山県立自然公園、大滝山自然公園、浜田森林総合公園、仁別国民の森



③ ネットワークの確保

レクリエーションニーズの多様化や余暇時間の増大といった社会の動向に相応していくために、より複合的なレクリエーション利用、あるいは周遊的な利用等に対応していく事が求められるところから、市内の公園緑地の相互補完や連携化の促進による、レクリエーションネットワークの形成を図ります。

レクリエーションのネットワーク性を確保する緑としては、レクリエーション利用をより向上させる視点から、拠点となる緑を結び合わせる、河川空間や緑道等の主として線状の緑地整備を図り、水と緑のネットワーク化を図ります。

河川緑地の整備や河川沿いの歩道等を中心とする河川の緑	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
歩く楽しみ、ゆっくりサイクリングの楽しみを持てる広域遊歩道の緑	新奥の細道、広域自転車道（秋田男鹿自転車道、秋田中央公園自転車道、仁別雄物川自転車道）
まちの緑を楽しめる市街地内緑道等の緑	仲小路、秋田駅・千秋公園、山王帯状緑地



第4章 実現に向けた施策の方針

8つの基本方針に基づく、基本施策ごとの具体的な取り組みを、以下に示します。

1. みどりのパートナーづくりを推進します

①みどりのパートナー育成

- ・身近な公園における維持管理等のために、「公園愛護協会」が設立され街区公園や児童遊園地等の草刈等を行っています。また、町内会やNPO等の団体や事業所、個人等において、花壇の緑化、草花を植栽したプランターの管理等を行っています。
- ・市民協働での緑づくりにおいて、主体となる市民及び市民団体の育成のため、公園愛護協会の団体の結成、育成を図ると共に、NPOや市民団体、市民ボランティアの設立、育成支援のための広報、PR活動支援等を行い、みどりのパートナー育成を図ります。

②みどりのパートナー支援体制の整備

- ・市民の緑化に対する関心を高めることを目的として、「花と緑の相談所」が設立され、多くの市民から、植栽管理に対する相談が寄せられています。健康で彩り豊かな緑化の推進のため、今後とも「花と緑の相談所」の機能強化を図り、市民の緑化に対する支援を進めます。
- ・みどりに関わる団体間における人と人との交流、情報の交流、活動の拡大などを促進するために、団体間の交流のためのネットワークづくりを検討します。
- ・町内会、NPO、市民団体、事業所、個人等における自主的な緑化、公園管理、花壇等の整備に対する支援を充実させるために、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」を創設します。
- ・市民や事業者の自主的な緑化、地域への緑地の解放等を支援するために、管理協定制度や緑化施設整備計画認定制度及び緑地管理機構制度等の導入を検討します。
- ・近年、市民協働による公園づくり及び、維持管理手法の一つとして、注目されている身近な公園の里親制度等導入について検討します。

2. みどりへの“気づき”づくりを推進します

①緑化に関わる広報、PR推進

- ・ 太平山県立自然公園登山、仁別国民の森自然観察会、花壇コンクール等、緑化や緑の大切さを知り、自然との触れ合いのきっかけづくりとなるイベントの開催を推進します。
- ・ 緑化に関する事業や公園に関する情報提供、植栽等の基礎的知識等、市民や事業者等の緑化を支援するため、ホームページ、パンフレット等により、広報PR活動を推進します。
- ・ 緑化等に関する市民の自主的活動の広報は、活動する市民にとっての誇りや参加者の拡充につながるだけではなく、多くの市民にとって、新たな“気づき”を与えるものです。このため、市民、事業者等により自主的な緑化活動について、積極的な広報を行います。

②美しい秋田づくりの広報・PR推進

- ・ 次代に残すべき秋田の景観等の大切さ、今残る秋田の自然の大切さ等を、一人でも多くの市民が認識していくために、環境教育、景観教育に関する取り組みを推進します。このための方策として、市民向け講座やNPO、市民団体が実行する広報活動に対する支援について検討を進めます。



3. みどりの拠点づくりを進めます

①都市公園の整備・拡充

- ・暮らしに身近な公園として、住区公園や近隣公園、地区公園等について、気軽に歩いて利用できる範囲（概ね300m）に配置することを目指して、都市公園の整備及び拡充を推進するとともに、新たに整備を行う公園については、企画段階からの市民参画を進めるとともに、市民協働のもと適正な管理を推進します。
- ・太平山リゾート公園、千秋公園、大森山公園等の総合公園、八橋運動公園等、多くの市民が訪れる都市基幹公園について、未開設部分の解消を目指して、整備拡充を推進します。
- ・風致公園や歴史公園等特殊公園において、未開設部分の解消を目指して、整備拡充を推進します。

②多様な公園緑地の整備・再整備の促進

- ・すでに利用されている身近な公園において、開設から長い期間を経ることにより、施設等の老朽化が著しい。また、周辺住民の年齢構成や余暇ニーズの変化に対応されずに、利用が低迷している公園等について、周辺住民の参画により、ニーズに対応したバリアフリー化や防災拠点としての施設充実、利用用途に応じた施設の整備等、公園のリニューアルを推進します。
- ・街区公園等の身近な公園を、一次堆雪場としての活用することにより、冬期間における快適な暮らしを確保するため活用方法などについて検討し、推進します。
- ・街区公園等、身近な公園の配置を推進するために、市民や事業者等との連携による借地公園等の導入を検討します。
- ・市民の発意による公園づくりを支援するために、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」等を創設し、施設づくりの支援を行います。

③緑化重点地区の整備

- ・ みどりの拠点作りを推進し、緑豊かな住宅地の形成、県都秋田の顔となる中心市街地等拠点づくりを促進するために、緑化重点地区を設定し、優先的に緑化の推進や公園等の整備を進めます。

4. 県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます

①中心市街地における風格ある緑による演出

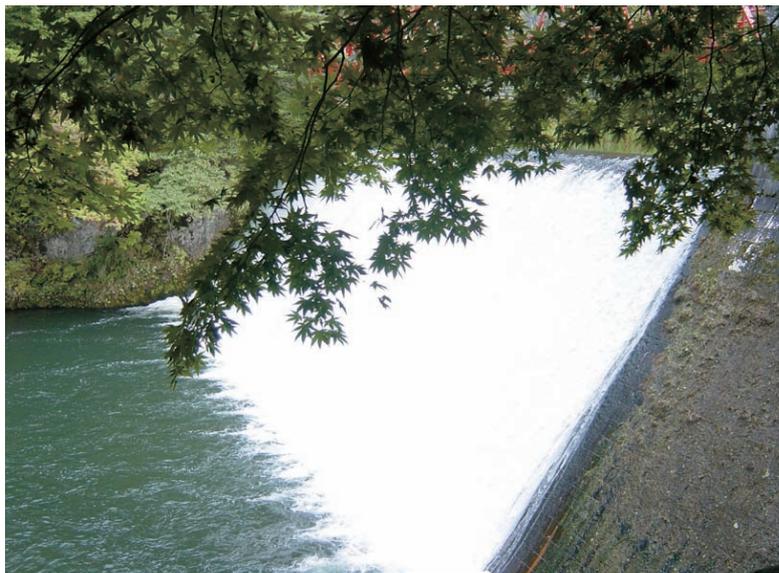
- ・ 秋田駅西口に広がる秋田駅、広小路、仲小路、南通りから山王官公庁地域に至るまでの一体的に地域において、道路等の緑化を推進し、連続し管理された緑のネットワークを形成し、緑豊かな県都秋田に相応しい景観を創出します。
- ・ 千秋公園における歴史を伝える機能、観光拠点としての機能の向上を図るため、公園整備を推進します。さらに、秋田駅西口からの連続した道路等の緑化やポケットパーク等の整備を進め、緑のネットワークによる回廊空間を形成します。
- ・ 秋田中央道路の供用により、秋田駅の東西が連結し、秋田駅を中心とする地域は、一体的な地域となりました。このため、県都秋田にふさわしい地域として、秋田駅東西を含めた秋田駅周辺地域及び山王官公庁地域における幹線道路の一体的な緑化を推進します。
- ・ 市民や事業者等との協働による管理された緑化を推進するために、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度の導入を検討します。さらに、地区計画等の活用により緑地の保全及び緑化率規制等による市街地の緑化を推進します。



5. 水とみどりにネットワークづくりを進めます

①河川を活かした水と緑のネットワークの整備

- ・本市には一級河川雄物川水系雄物川、岩見川、太平川、旭川、猿田川、二級河川馬踏川、下浜鮎川等、多くの河川が流れています。
- ・これらの河川は、生き物にとって大切な水と緑のネットワークです。我々にとっても身近に感じられる親水空間です。雄物川河川敷には、水辺の広場、運動広場、多目的広場、テニスコート、野球場、ゴルフ場等が整備され、市民の憩い、スポーツの場として利用されています。また、雄物川を中心にカヌー等の水面利用も多く見られるようになり、カヌー発着場等が計画的に配置されています。
- ・また、桜並木や草花による緑化が市民の手により行われている地域等があります。身近な水と緑のネットワークとして、適正に維持管理を進めるとともに、河川改修等においては周辺自然環境に配慮した、多自然川づくりの実施を推進します。
- ・身近な親水空間であり、連続した水と緑の創出空間である河川空間において、市民との協働により河川公園、河川緑地等の整備促進を図るとともに、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」等の適用による、公園づくりの支援を行います。
- ・雄物川及び旭川等において、川を中心としたまちづくりへの試み等が進められています。水と緑のネットワーク形成に向け、新たな試みへの支援を行います。



②道路を活かした緑のネットワークの整備

- ・ 都市の骨格をなす道路網は、都市のイメージを創出する重要な要素の一つです。緑豊かな潤いある秋田の景観の創造、防災、延焼防止、ヒートアイランドの緩和等からも街路樹は大きな役割を担っています。
- ・ このため、秋田らしい、秋田の風土に沿った幹線道路網の街路樹の整備、また、都市計画道路の整備における街路樹の整備、草花等の花壇、プランター等の管理充実により、緑のネットワークづくりを進めます。
- ・ 街路樹や草花等の管理については、町内会、市民団体、事業者等による管理がこれまでも行われており、この継続を促進するとともに、新たな「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」等を適用するほか、ボランティアサポートプログラムの受け入れ等を積極的に進めます。



6. みどり豊かな生活環境づくりを進めます

①公共用地の緑化推進

- ・ 学校、官公庁敷地等公共公益施設及び用地において、周辺住民に対して、緑を感じられる景観を創造し、市街地部の緑の確保のため、積極的な緑化の推進を図ります。
- ・ 新たな公共施設整備においては、積極的な緑化を図ると共に、草花等による彩ある風景の創出を促進します。

②緑豊かな住宅地の創出

- ・ 緑豊かな住宅地の創出のため、地区計画等の区画内における緑化率制限制度の導入を検討します。
- ・ 市街地等を中心として、宅地の連続した花壇等による緑や花により彩りある景観の創出、連続した街区での生垣設置等、市民等の発意による緑化の推進のため、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」等の適用による支援を行います。
- ・ 住宅地等における市民発意による緑化のため、すでに導入している緑地協定制度を進めるとともに、市民緑地制度等を働きかけ、緑化の推進を誘導します。

③民有地の緑化

- ・ 市街地における緑の確保のため、住宅地、工業集積地等における事業者等による積極的な緑地の確保を推進します。このため、大規模な事業所集積地については、緑化施設整備計画認定制度のほか、市民緑地制度の導入を働きかけるとともに、小規模な事業所においても緑化の推進を誘導します。さらに、地区計画等の活用により緑地の保全及び緑化率規制等による市街地の緑化を推進します。

7. 樹林地、農地等、自然の緑の保全を図ります

①地域の貴重な緑の保全

- ・ 地域の貴重なみどりである、金照寺山、手形山、城址、浜ナシ山等風致地区について、継続して、風致地区として指定し、保全を進めます。風致地区内にある民地の開発、公共事業等により重要な風致の保全が維持されない事態に対応して、特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。
- ・ 住宅地、商業集積地、工業集積地等の大規模な開発地域においては、開発行為にともなう緑化の指導を行います。

②樹林地の保全

- ・ 市街地の周囲に広がる樹林地は、岩見川、猿田川、旭川、馬踏川、下浜鮎川等の水源のかん養、生き物の野生育空間、まとまった緑の景観を形成する等、多様な役割を担っています。今後とも、保安林の指定、地域森林計画対象民有林の指定等を継続するとともに、風致地区として指定等の調査検討を進める等、適正な維持管理を行い良好な樹林地の保全を図ります。
- ・ 環境保全や景観形成、防災上、特に重要かつ良好な樹林地については、緑地保全地区の指定を検討します。
- ・ 樹林地においては、近年における産業構造、生活様式の変化から、維持管理が困難になっているところもあり、市民やNPO等のボランティアと協働して、市民緑地制度による樹林地の保全を進めます。
- ・ 日本海沿岸にひろがる海岸樹林地は、松くい虫等の大きな被害を受けました。白砂青松の風景回復、日本海からの風をさえぎり、秋田市の発展に大きな役割を担ってきたこの海岸樹林帯の回復を支援します。



③ 農地の保全

- ・ 市内の農地は、稲作を中心に生活を支える基盤であるとともに、都市に身近な生物生育空間となっています。また、米の国あきたを象徴する田園風景の創出、地下水源の供給等多面的な機能を持っています。
- ・ この機能を維持するためにも、農業振興地域の継続的な指定による良好な農地の保全に努めます。
- ・ 農地においては、後継者不足や減反等により、休耕地が見られます。今後ともこの傾向が続くものと予想されます。一方で市民農園に対するニーズが高まっていることから、市民農園等の活用等、新たなニーズに応じた利用を検討します。



8. 生態系に配慮して地域の緑を守ります

①近郊樹林地等の保全

- ・ 田園地帯に広がる里地里山は、近隣集落住民に稲作等の実りのほか、山菜、生物生育地息等として良好な自然環境と懐かしい秋田の風景を創出してきました。しかしながら、里山等の維持管理の担い手不足等から、この荒廃が懸念されています。
- ・ このため、所有者の森林施業、また、市民やNPO等、ボランティア等と協働による施業等による里地里山の保全のための支援を進めるとともに、市民協働の一つのとりくみとして、市民緑地制度の活用等により保全を進めます。
- ・ 歴史ある樹木、樹林、すぐれた美観の樹木または、貴重な樹木について、保存樹として指定し、その適正な保存に努めてきました。保存樹は、制度上の問題や日常的な管理や近接する住民等への対応課題等多くの課題が残されています。しかしながら、今後も受けついた歴史的財産として、維持管理の適正や指導や支援を進めながら、課題解決のため現行制度の見直し等について検討を進めます。
- ・ 地域の歴史を感じる貴重な緑である社寺林について、地域のシンボルとして保全に努めます。
- ・ 市街地近郊樹林地等の保全のため特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。

②森林公園等の整備・拡充

- ・ 市民に森とのふれあいや林業体験、記念植樹等を行う場として「市民の森」が提供されています。この市民の森については、利用ニーズに応じた整備拡充を進めると共に、適正な維持管理を行います。
- ・ 森林とのふれあいの場を多くの市民に提供するために、市民等の発意による公園づくりの実現等において、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」等の適用による支援を行います。

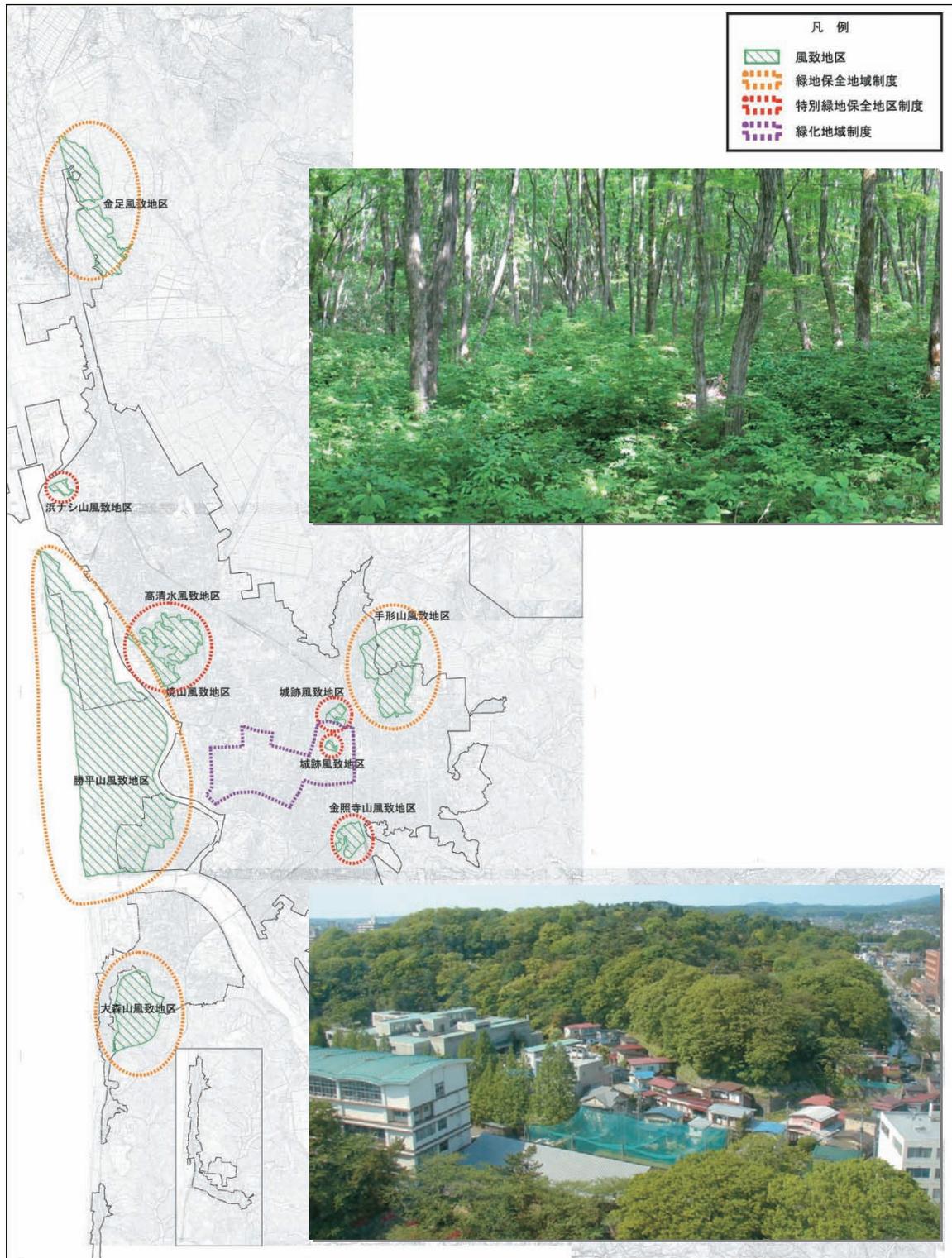
第5章 緑地保全及び緑化の推進のための法制度の活用

1. 緑地保全のための法制度の活用

- ・ 市街地の周囲に広がる樹林地は、水源のかん養、生き物の生育空間、まとまった緑の景観を形成する等、多様な役割を担っています。さらに、田園地帯に広がる里地里山は、近隣集落住民に稲作等の実りのほか、山菜、生物生育地域等として良好な自然環境と懐かしい秋田の風景を創出してきました。
- ・ 市街地近郊には、重要な風致の保全を維持するための風致地区等が指定されています。
- ・ この市街地近郊及び市街地の周囲に広がる樹林地等について、緑地保全地域、特別緑地保全地区等の緑地保全の指定を検討し、緑地の保全を進めます。
- ・ 金照寺山、手形山、城址、浜ナシ山等風致地区について、継続して、風致地区として指定し、保全を進めます。風致地区内にある民地の開発、公共事業等により重要な風致の保全が維持されない事態に対応して、特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。
- ・ 市街地内にある貴重な緑については、地区計画等において緑地の保全を行います。
- ・ 特別緑地保全地区や緑地保全地域における緑地保全の推進のため、土地所有者等との協議により、管理協定の締結や緑地管理機構の設立等についても検討します。



特別緑地保全地区、緑地保全地域について、具体的な適用の可能性としては、現行の風致地区等を基本に、概ね以下のような地域への指定等について検討を進めます。



2. 緑化推進のための法制度の活用

- ・ 市街地における緑化の推進においては、公的施設等における緑化の推進に合わせて、市民や事業者等の協力による、民地の緑化が重要となります。
- ・ これまでも地区計画における緑化率の規制、建築協定、緑地協定等により、緑化を進めてきました。今後もこれらの制度を適用しながら、身近な緑化を推進します。
- ・ また、秋田市において緑の保全、整備、創造等の施策を重点的推進するためのモデル地区として、緑化重点地区を定めています。緑化及び緑地の現状等を鑑み、秋田市の目指すべき緑地の創造のため、市街地における緑化の充実、さらに身近な公園の整備充実を重点的に図り、先導する地区を緑化重点地区として定めます。
- ・ 秋田駅周辺や山王官公庁等の中心市街地や緑の不足している住宅地等において、緑化地域制度の導入による緑化の義務づけや、地域への緑地、緑化施設を公開する市民緑地制度、建築物の屋上、空地等の敷地内等の緑化施設整備計画認定制度等へのとりくみについて、税制面等の優遇措置等メリット等のPRを積極的に進め、導入を促進します。
- ・ 市民緑地制度や緑化施設整備計画認定制度の導入に合わせて、緑地の取得、管理の充実を図るために、緑地管理機構の創設を検討します。



第6章 緑化重点地区計画

1. 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは緑の保全、整備、創造等の施策を重点的に推進し、緑の基本計画の目標を先導して具体化するため、一定の地区を設定し、短期間で集中的に緑化事業を行い、緑化推進のモデルとして他地区への波及を目指す地区です。

地区の選定にあたっては、次に示す地区の選定条件を踏まえ設定します。

- 県都としてふさわしい“顔”となる地区
- 駅前など都市のシンボルとなる地区
- 第5次秋田市都市マスタープランで位置づけられている「拠点」となる地区
(拠点：第5次秋田市都市マスタープランにおいて「都心・中心市街地」「地域中心」として、都市機能の高度利用化、都市機能集積を進めていく地域)
- 緑が少ないまとまりのある住宅地

※緑がすくないまとまりのある住宅地については、人口密度4,000人/km²以上で、身近な公園が少ない地区、または質的低下がみられる公園が集積している地区として抽出しました。

2. 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の性格を踏まえ、市街地における緑化の充実、さらに身近な公園の整備充実を重点的に図り、先導する地区として、次の4地区を位置づけます。

- ① 秋田駅周辺地区
- ② 土崎周辺地区
- ③ 新屋周辺地区
- ④ 檜山周辺地区

■緑化重点地区の選定条件と緑化重点地区

緑化重点地区の選定条件	①秋田駅 周辺地区	②土崎周辺 地区	③新屋周辺 地区	④榎山周辺 地区
県都としてふさわしい“顔” となる地区	●			
駅前など都市のシンボル となる地区	●	●	●	
都市マスタープランで位置 づけられている「拠点」と なる地区	●	●	●	
緑が少ないまとまりのある 住宅地		●	●	●

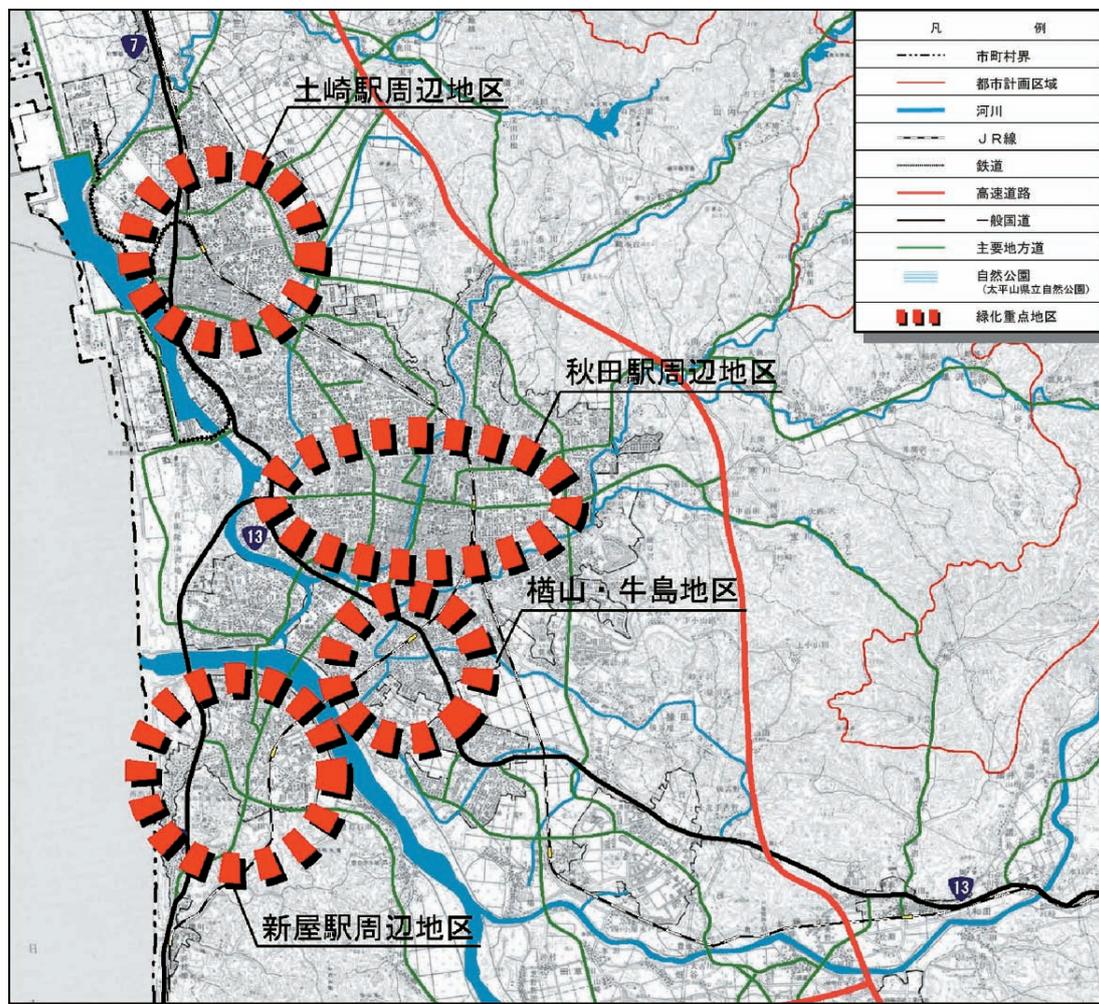


図 3 - 6 - 1 緑化重点地区の位置

① 秋田駅周辺地区

(1) 地区の現況

これまで緑化重点地区に設定されていた秋田駅周辺地区は、秋田市の中心的な商業地と秋田駅があり、千秋公園のみどりと歴史を有する「秋田市の顔」を形成する地区です。「秋田市の顔」にふさわしい、風格ある緑あふれる空間づくりが行われてきました。同じく、山王官公庁周辺地区は古くから秋田県、秋田市の行政の中心としての機能を持つ地域です。これまで市役所周辺の緑道やけやき通りなど、街路樹が植樹され、都市の緑が整備されてきました。また、花のあるまちづくり活動の場として、山王大通りでも美化活動が行われてきました。

平成19年9月にはこれら2地区をつなぐ秋田中央道路が開通し、東西の連絡機能が強化されたことから、これらの2地区を一体的なエリアとして捉えた空間づくりが求められています。

そのため、2つの地区を統合するとともに、老朽化した公園が多い保戸野地区まで範囲を拡げ、秋田駅周辺地区として再設定を行いました。秋田駅周辺地区においては、これまで創出されてきた都市の緑の維持や、新たな緑の創出など、県都の顔としてふさわしい緑あふれる空間づくりを推進します。

表 地区の現況

地区の面積	1,002.76ha
地区の人口	63,111人
公園の開設面積	50.75ha

※地区の面積については、都市計画図1/10,000より図測した。

表 地区の人口

地 区	人 口	地 区	人 口
大 町	3,217	保戸野	6,141
旭 北	696	千 秋	4,539
旭 南	2,866	中 通	3,364
川 元	2,309	東 通	6,569
川 尻	5,807	手形(字)	6,191
山 王	5,335	広 面	14,052
高 陽	2,025	合 計	63,111

資料：平成17年度国勢調査結果

表 3-6-1 地区の都市公園

種別	名 称		面積(ha)		種別	名 称		面積(ha)		
	番号	公園名	計画	開設		番号	公園名	計画	開設	
街区	2.2.1	保戸野街区公園	0.23	0.13	街区	2.2.116	保戸野桜町街区公園	0.10	0.14	
	2.2.2	金砂神社街区公園	0.10	-		2.2.117	保戸野八丁街区公園	0.10	0.13	
	2.2.3	中島街区公園	0.10	-		2.2.120	沼田街区公園	0.24	0.24	
	2.2.6	手形堀反街区公園	0.17	-		2.2.133	大町三丁目街区公園	0.05	0.05	
	2.2.7	上通町街区公園	0.02	0.02		2.2.148	広面長沼街区公園	0.07	0.07	
	2.2.8	旭北街区公園	0.01	-		2.2.173	保戸野鉄砲町街区公園	0.28	0.28	
	2.2.9	保戸野境第1街区公園	0.17	-		2.2.184	広面街区公園	0.06	0.06	
	2.2.10	山王田街区公園	0.23	-		2.2.192	保戸野千代田町街区公園	0.30	0.30	
	2.2.11	西法寺街区公園	0.19	-		2.2.197	広面釣瓶町街区公園	0.13	0.13	
	2.2.12	川反三丁目街区公園	0.04	0.04		2.2.217	広面野添街区公園	0.27	0.27	
	2.2.14	土手谷地町街区公園	0.12	0.12		2.2.218	手形中谷地街区公園	0.18	0.18	
	2.2.15	中通三丁目街区公園	0.40	0.40		2.2.219	広面谷地眼街区公園	0.28	0.28	
	2.2.16	堀反町街区公園	0.27	0.27		2.2.220	広面高田街区公園	0.35	0.35	
	2.2.17	中通六丁目街区公園	0.10	0.15		2.2.221	広面小沼街区公園	0.17	0.17	
	2.2.18	楢山明田街区公園	0.18	0.18		2.2.222	広面鬼頭街区公園	0.30	0.30	
	2.2.22	四十間堀川反街区公園	0.28	-		2.2.223	広面鬼頭第2街区公園	0.31	0.31	
	2.2.23	感恩講街区公園	0.15	0.12		2.2.226	川尻上野街区公園	0.10	0.10	
	2.2.24	旭南街区公園	0.07	-		2.2.230	拠点第1街区公園	0.75	0.75	
	2.2.51	下夕野街区公園	0.31	0.32		2.2.232	手形新栄町街区公園	0.11	-	
	2.2.52	川尻西街区公園	0.17	0.17		2.2.233	手形山崎街区公園	0.42	-	
	2.2.53	御休下第1街区公園	0.32	0.32		2.2.234	手形西谷地第1街区公園	0.27	-	
	2.2.54	総社神社街区公園	0.80	0.82		2.2.235	手形西谷地第2街区公園	0.21	-	
	2.2.55	川尻総社前街区公園	0.23	-		2.2.236	手形十七流第1街区公園	0.18	-	
	2.2.56	川尻カイ八街区公園	0.13	0.13		2.2.237	手形十七流第2街区公園	0.19	-	
	2.2.57	川元松丘街区公園	0.13	0.13		近隣	3.3.1	楢山明田近隣公園	1.20	-
	2.2.58	川尻山ノ下街区公園	0.18	0.18			3.3.7	沼田近隣公園	1.00	1.01
	2.2.59	山王第1街区公園	0.66	0.66			3.3.15	秋田駅東近隣公園	1.80	-
	2.2.60	山王第2街区公園	0.22	0.22			3.3.16	広面近隣公園	3.20	2.30
	2.2.61	御休下第2街区公園	0.23	0.23		総合	5.5.1	千秋公園	20.70	16.29
	2.2.62	若葉町街区公園	0.20	0.20		運動	5.5.1	八橋運動公園	26.70	21.73
2.2.63	川尻中島街区公園	0.22	0.22	児童遊園地	広面樋ノ口第二児童遊園地		0.13	0.13		
2.2.102	川尻総社後街区公園	0.15	0.15	合 計			66.23	50.75		

(2) 地区の課題

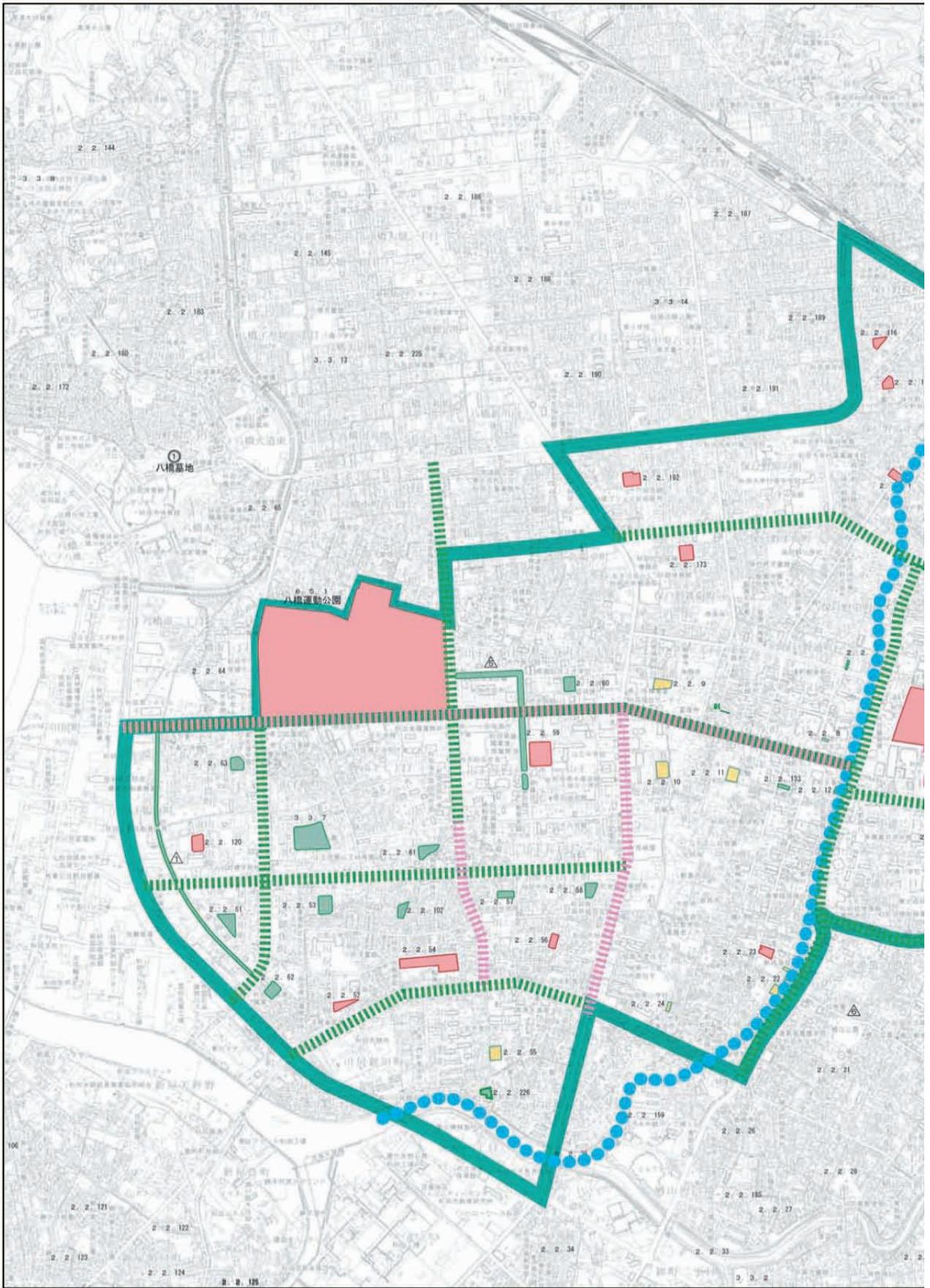
- 現在供用中の公園の老朽化
- 市を代表する千秋公園の有効活用
- 市街地の緑の連続性確保

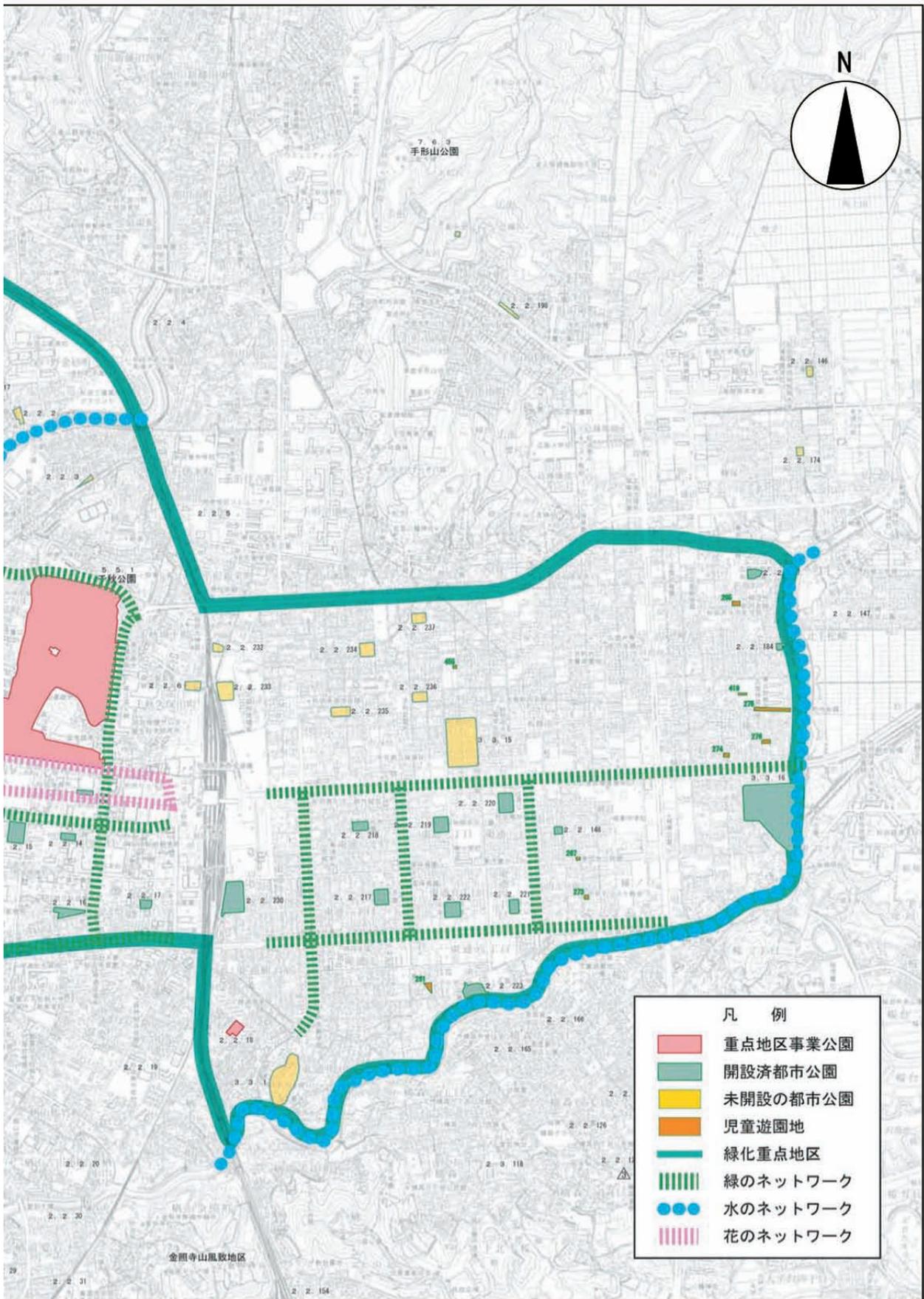
(3) 緑化の基本方針

- 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む）
- 千秋公園を核とした水と緑のネットワークの形成
- 中央道路沿線における緑化及び美化活動の推進

(4) 緑化の目標

公園整備目標（再整備） 14箇所 41.21ha





② 土崎周辺地区

これまで緑化重点地区に設定されていた土崎駅周辺地区は、秋田市北部の中心的なエリアであり、西側には秋田港が隣接し、古くから港町として栄えてきた市街地です。また、国の重要無形文化財に指定される土崎港曳山祭りが開催されたり、多くの社寺が立地していたりと、歴史・文化を持つ地域です。これまでは、都市計画道路横山金足線の開通に合わせた公園整備などが行われてきましたが、依然として土崎駅周辺地区や将軍野南地区、隣接する寺内地区などでは、老朽化した公園が多くみられるなど、継続的な整備が求められています。そのため、これまでの土崎駅周辺地区をベースに寺内地区を含むようにエリアを拡大し、新たに土崎周辺地区として設定しました。

表 3-6-2 地区の現況

地区の面積	779.25ha
地区の人口	45,000人
公園の開設面積	9.43ha

※地区の面積については、都市計画図より図測した。

表 3-6-3 地区の人口

地 区	人 口	地 区	人 口
寺 内	10,015	土崎港その他	2,974
土崎港中央	4,944	将軍野東	3,943
土崎港東	2,971	将軍野南	4,191
土崎港西	1,371	将軍野その他	3,681
土崎港南	3,201	港 北	1,358
土崎港北	6,351	合 計	45,000

資料：平成17年度国勢調査結果

表 3-6-4 地区の都市公園

種別	名 称		面積(ha)	
	番号	公園名	計画	開設
街区	2.2.65	下八橋街区公園	0.21	-
	2.2.67	寺内後城街区公園	0.16	-
	2.2.68	後城第1街区公園	0.23	-
	2.2.69	後城第2街区公園	0.27	-
	2.2.70	幕洗川街区公園	0.31	0.31
	2.2.71	御蔵町街区公園	0.18	-
	2.2.72	雄物岸街区公園	0.57	0.57
	2.3.73	古川町街区公園	1.40	1.40
	2.2.83	東後街区公園	0.20	-
	2.2.85	土崎街区公園	0.49	0.50
	2.2.86	琴平第1街区公園	0.15	0.14
	2.2.87	琴平第2街区公園	0.18	0.18
	2.2.88	土崎駅東第1街区公園	0.65	-
	2.2.89	土崎駅東第2街区公園	0.18	-
	2.2.90	土崎駅東第3街区公園	0.35	0.35
	2.2.91	将軍野東三丁目街区公園	0.20	0.20
	2.2.92	二葉町第2街区公園	0.13	0.09
	2.2.93	二葉町第3街区公園	0.27	-
	2.2.94	土崎なかよし街区公園	0.12	-
	2.2.95	本山町街区公園	0.24	0.24
	2.2.96	将軍野第1街区公園	0.16	-
	2.2.97	将軍野第2街区公園	0.18	-
	2.2.98	将軍野第3街区公園	0.23	-
	2.2.99	将軍野第4街区公園	0.25	-
	2.2.100	高野街区公園	0.23	-
	2.2.104	若松町街区公園	0.29	0.29
	2.2.130	通り穴第1街区公園	0.10	0.10
	2.2.135	通り穴第2街区公園	0.09	0.09
	2.2.136	通り穴第3街区公園	0.06	0.06
	2.2.144	兎桜街区公園	0.05	0.05
	2.2.172	さつき台街区公園	0.13	0.13
	2.2.178	市場西第2街区公園	0.17	0.17
2.2.179	市場西第3街区公園	0.21	0.21	
2.2.180	寺内蛭根街区公園	0.38	0.38	
2.2.183	油田街区公園	0.06	0.06	
近隣	3.3.8	寺内古四王近隣公園	3.70	-
	3.3.9	前谷地近隣公園	2.00	1.57
	3.3.10	高清水近隣公園	1.10	-
	3.2.12	二葉町近隣公園	0.80	-
特殊(歴史)	8.5.1	高清水公園	39.20	2.34
合 計			55.88	9.43

(2) 地区の課題

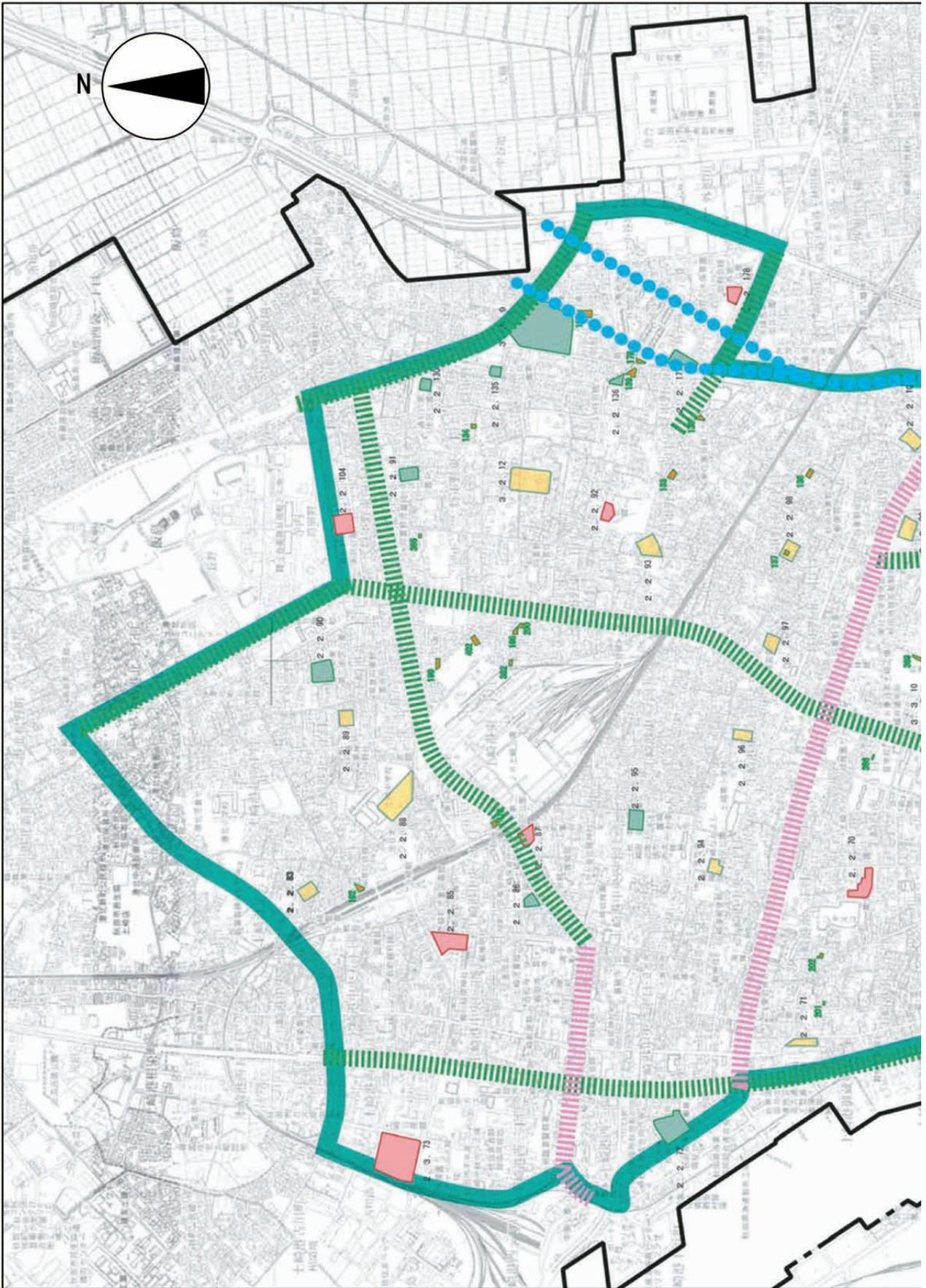
- 現在供用中の公園の老朽化
- 都市計画公園の整備促進
- 市街地の緑の連続性確保

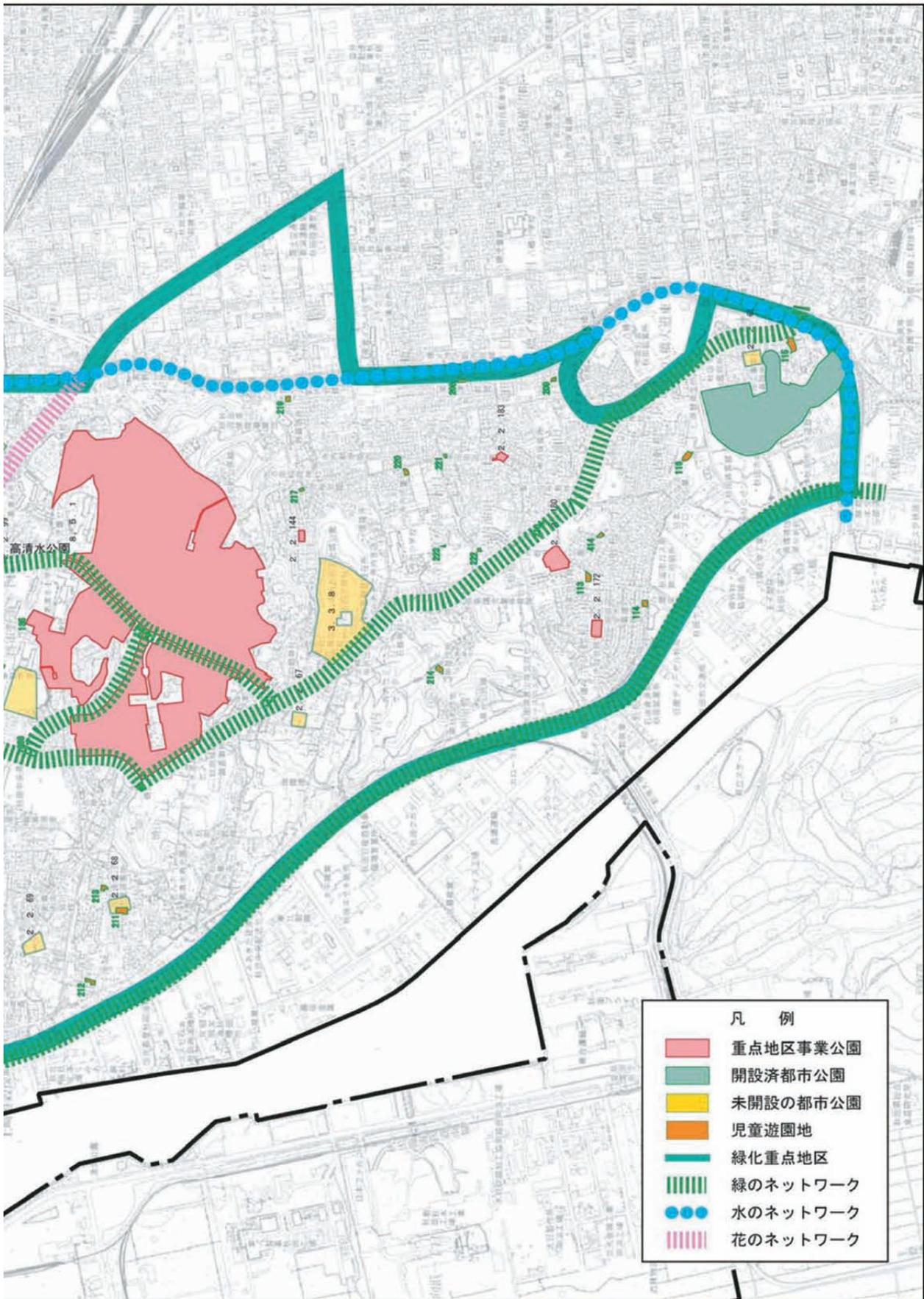
(3) 緑化の基本方針

- 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む）
- 現在計画決定されている住区基幹公園の整備促進
- 水と緑のネットワークの形成

(4) 緑化の目標

公園整備目標（再整備） 12箇所 5.90ha





③ 新屋周辺地区

新屋駅周辺地区は、秋田市西部の中心的な住宅地であり、南側には秋田市のシンボルである大森山公園が隣接しています。また、西側には海岸部には松林があり、良好な海岸景観を形成しています。また、北側には雄物川が流れ、雄物川河川緑地が隣接しています。

これまでは、老朽化した公園の再整備などが行われてきましたが、依然として老朽化公園が残っており、継続的な整備が求められます。また、隣接する大森山公園の整備充実も求められています。そのため、大森山公園を含むようにエリアを拡大し、新たに新屋周辺地区として設定しました。

表 3-6-5 地区の現況

地区の面積	491.45ha
地区の人口	20,806人
公園の開設面積	76.43ha

※地区の面積については、都市計画図1/10,000より図測した。

表 3-6-6 地区の人口

地 区	人 口
新 屋	15,313
浜 田	2,977
下 浜	2,516
合 計	20,806

資料：平成17年度国勢調査結果

表 3-6-7 地区の都市公園

種別	名 称		面積(ha)	
	番号	公園名	計画	開設
街区	2.2.41	新屋丸岡第1街区公園	0.30	-
	2.2.42	新屋西第2街区公園	0.25	0.25
	2.2.43	新屋西第1街区公園	0.20	0.20
	2.2.44	新屋表町街区公園	0.27	0.27
	2.2.45	新屋下夕野街区公園	0.37	-
	2.2.46	新屋新町街区公園	0.25	0.25
	2.3.47	栗田神社街区公園	1.10	0.31
	2.2.101	栗田町第2街区公園	0.21	0.21
	2.2.103	新屋大川端街区公園	0.29	0.29
	2.2.132	田尻沢街区公園	0.17	0.17
	2.2.155	花畑街区公園	0.17	0.17
	2.2.160	田尻沢第1街区公園	0.09	0.09
	2.2.161	田尻沢第2街区公園	0.10	0.10
	2.2.199	新屋西第3街区公園	0.16	0.13
近隣	3.3.3	新屋丸岡第2近隣公園	1.20	-
	3.3.4	日吉神社近隣公園	2.70	-
	3.4.5	大川端带状近隣公園	4.20	4.20
総合	5.6.2	大森山公園	70.50	69.31
児童遊園地 (950m ² 以上)		新屋比内町児童遊園地	0.15	0.15
		新屋大川町第一児童遊園地	0.10	0.10
		新屋大川町第二児童遊園地	0.13	0.13
		新屋関町後児童遊園地	0.10	0.10
合 計			83.01	76.43

(2) 地区の課題

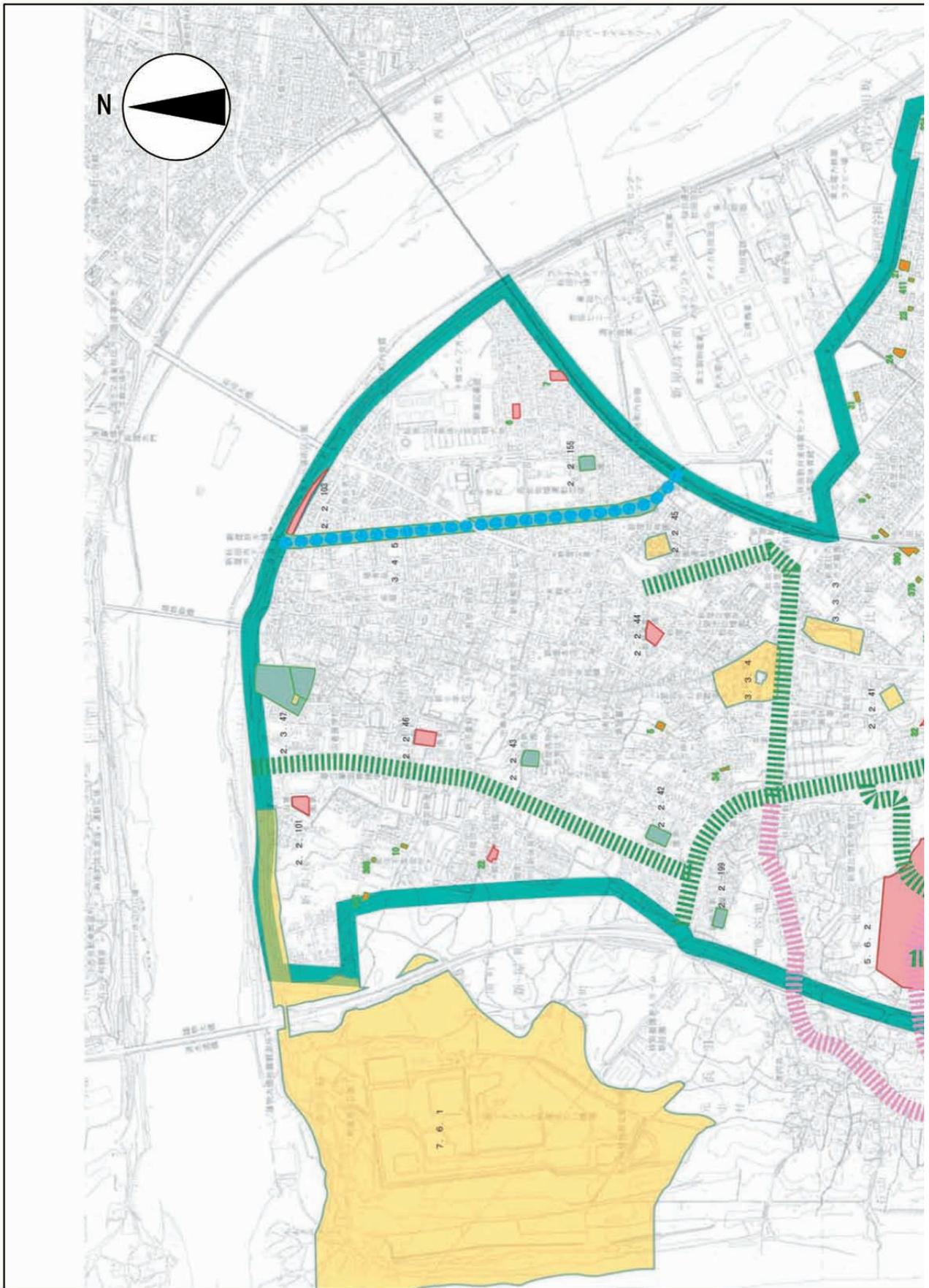
- 現在供用中の公園の老朽化
- 都市計画公園の整備促進
- 市街地の緑の連続性確保

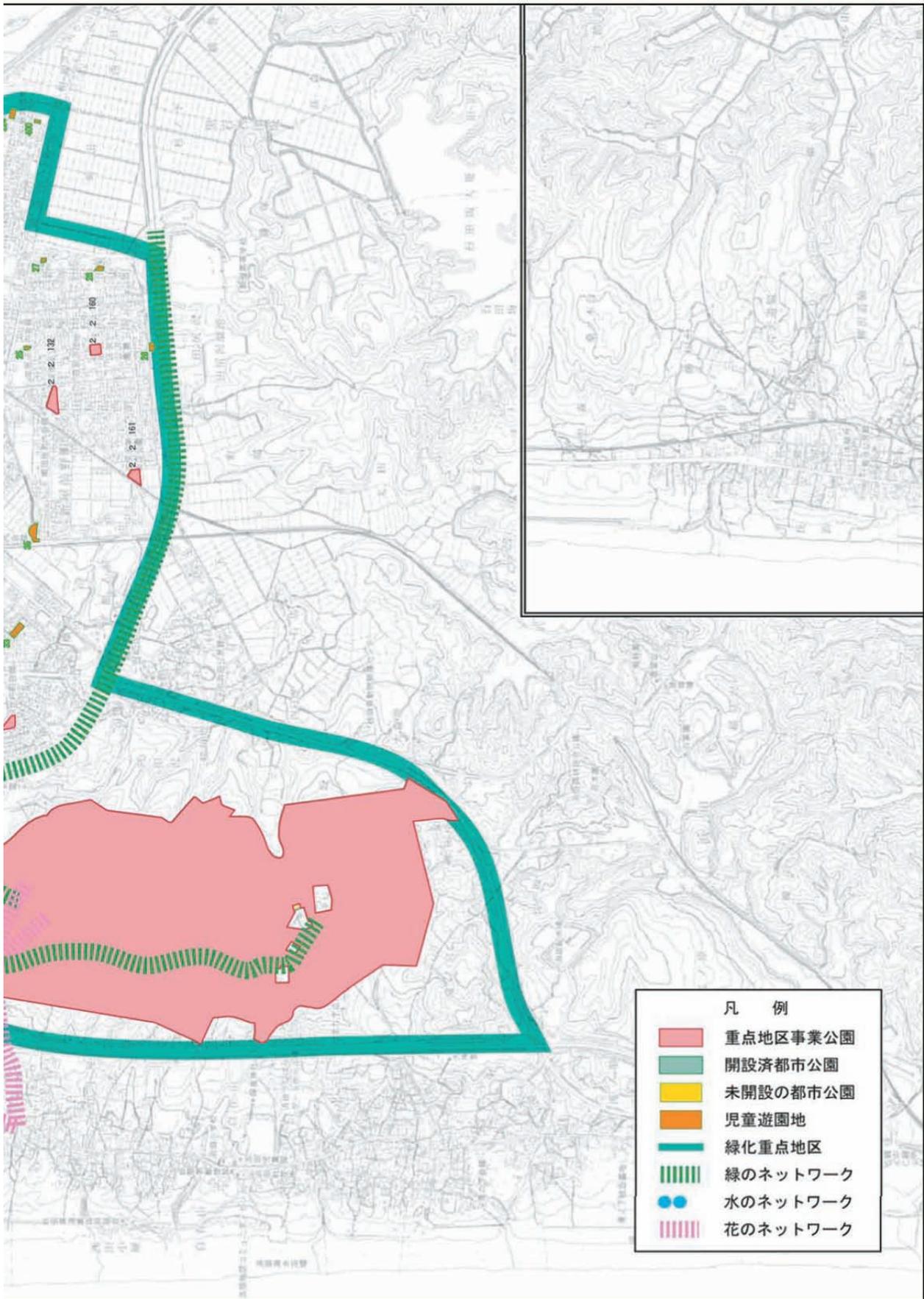
(3) 緑化の基本方針

- 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む）
- 現在計画決定されている住区基幹公園の整備促進
- 大森山公園の整備促進
- 大森山公園及び雄物川を核とした水と緑のネットワークの形成

(4) 緑化の目標

公園整備目標（再整備） 12箇所 71.17ha





④ 榎山周辺地区

大住・牛島・榎山地区は、秋田市中央部から南部にまたがる住宅密集地であり、南側には雄物川河川緑地が隣接しています。大住地区と牛島地区は、民間による小規模な宅地開発が連続して形成された地区であり、都市公園の配置が不十分で、十分な緑地面積が確保できていない地区です。

榎山地区においては、古くから形成された住宅地であり、東側には一ツ森公園が隣接しています。しかし、街区公園等の住宅地の中にある緑地については、老朽化が見られます。また、区画整理事業等が行われていない地域であるため、都市計画公園の整備にも遅れが見られる地域です。

そのため、榎山周辺地区として緑化重点地区に設定し、既存の都市公園及び児童遊園地等の緑地の再整備を推進します。

表 3-6-8 地区の現況

地区の面積	633.92ha
地区の人口	32,098人
公園の開設面積	73.27ha

※地区の面積については、都市計画図1/10,000より図測した。

表 3-6-9 地区の人口

地 区	人 口
榎 山	10,354
南 通	4,437
牛島東	6,020
牛島西	5,952
牛島南	1,450
卸 町	714
大 住	3,171
合 計	32,098

資料：平成17年度国勢調査結果

表 3-6-10 地区の都市公園

種別	名称		面積(ha)	
	番号	公園名	計画	開設
街区	2.2.19	榑山宮田運動公園	0.96	-
	2.2.20	榑山寺小路街区公園	0.28	-
	2.2.21	榑山街区公園	0.15	0.15
	2.2.26	追廻街区公園	0.09	-
	2.2.27	加賀谷街区公園	0.15	-
	2.2.28	榑山末無町街区公園	0.90	0.50
	2.2.29	愛宕下街区公園	0.81	0.38
	2.2.30	百石橋街区公園	0.02	-
	2.2.31	金照寺山ノ下街区公園	0.05	-
	2.2.32	牛島第1街区公園	0.11	0.11
	2.2.33	柳原新田第1街区公園	0.97	-
	2.2.36	牛島第2街区公園	0.11	-
	2.2.37	牛島第3街区公園	0.18	-
	2.2.110	熊野神社街区公園	0.30	0.30
	2.2.111	狐森街区公園	0.10	-
	2.2.112	牛島西二丁目第1街区公園	0.13	0.13
	2.2.113	牛島西二丁目第2街区公園	0.10	0.10
	2.2.114	牛島西二丁目第3街区公園	0.20	-
	2.2.115	牛島東五丁目街区公園	0.50	0.41
	2.2.131	渦中島街区公園	0.08	0.08
	2.2.154	榑山石塚谷地街区公園	0.08	0.08
	2.2.157	渦中島第1街区公園	0.04	0.04
2.2.162	城南苑街区公園	0.04	0.04	
2.2.167	渦中島第2街区公園	0.18	0.18	
2.2.185	川口街区公園	0.18	0.18	
近隣	3.3.2	牛島運動公園	1.50	-
総合	5.6.3	一つ森公園	71.70	70.08
児童遊園地 (950m ² 以上)		仁井田西渦敷第一児童遊園地	0.25	0.25
		仁井田西渦敷第二児童遊園地	0.26	0.26
合計			80.42	73.27

(2) 地区の課題

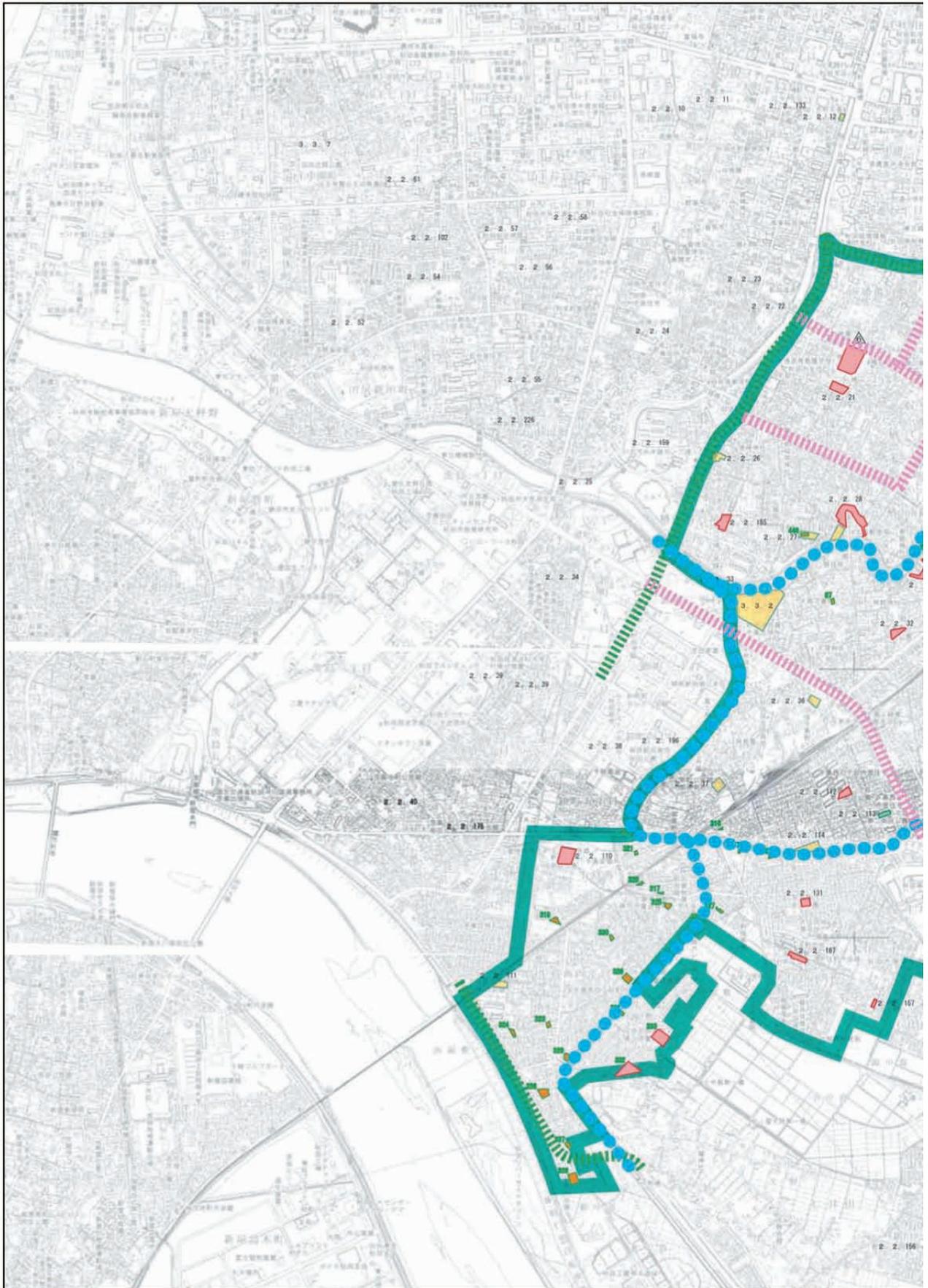
- 現在供用中の公園の老朽化
- 都市計画公園の整備促進
- 身近な緑の創出
- 市街地の緑の連続性確保

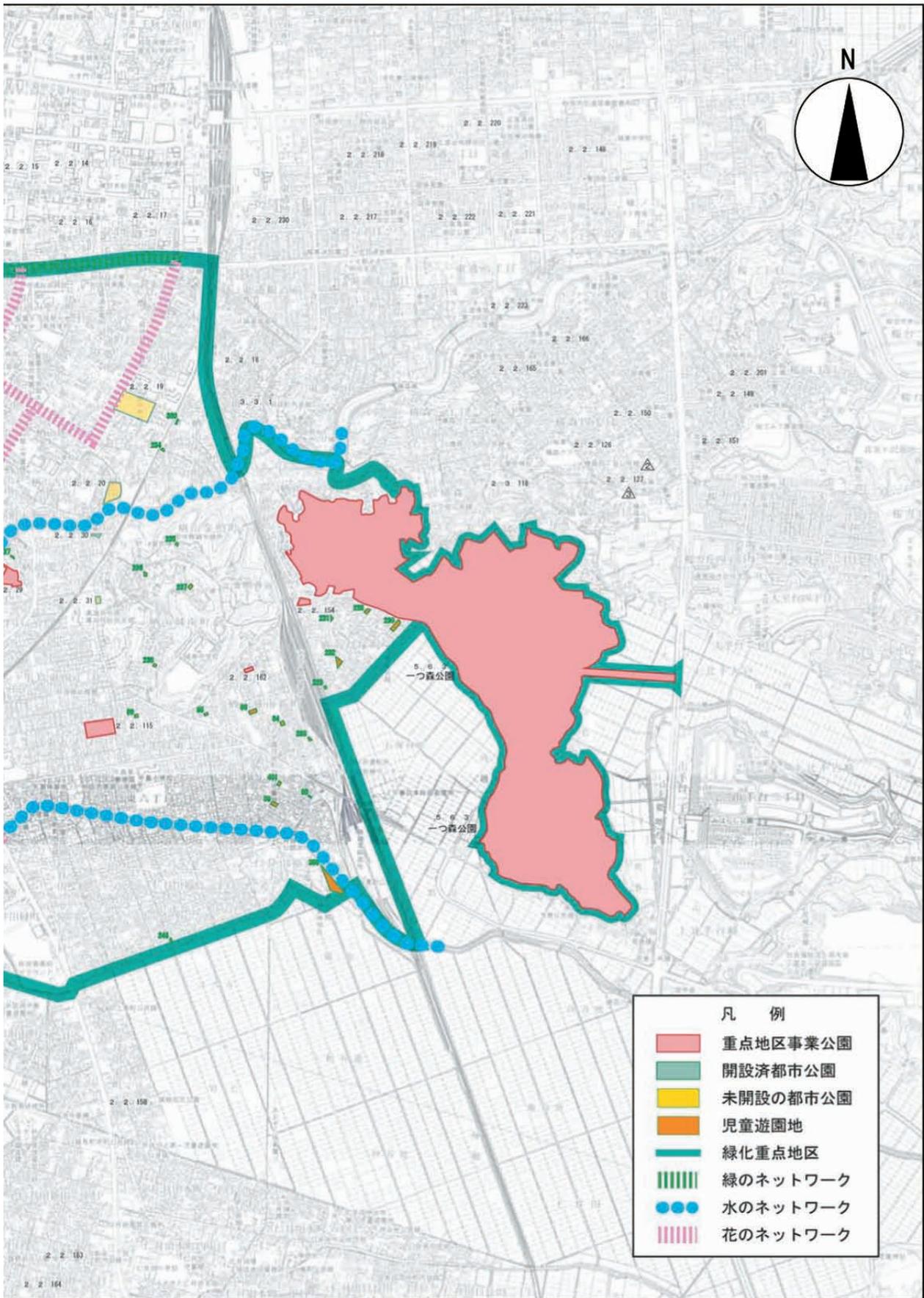
(3) 緑化の基本方針

- 現在供用中の公園のリニューアルによる機能性向上（バリアフリー化を含む）
- 現在計画決定されている住区基幹公園の整備促進
- 河川及び道路美化を主とした水と緑と花のネットワークの形成

(4) 緑化の目標

公園整備目標（再整備） 16箇所 73.17ha





第7章 「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」の創設

これまでの花苗、苗木の交付や広場づくりなど市民協働による緑化活動を支援する制度を再編・一本化し、新しい都市緑化支援制度として「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」を創設します。

この基金では、市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援します。これにより、市民の都市緑化活動に対する機動的な支援が可能になります。

基金は、市からの資金拠出とあわせて、市民・企業などから幅広く資金を調達し、基金を造成します。さらに、(財)民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド支援制度」を活用し、基金を創設します。



緑のまちづくり活動支援基金(仮称)のイメージ

これまでの市民とともにやってきた花苗、苗木の交付などの事業について、市民に対してわかりやすく、発想の自由性を重んじるために、市民との協働による活動として推奨すべき活動内容を設け、助成分野を大きく2つに集約するものとします。

さらに、適正な活動に対して支援が行われるように、審査基準を設けるとともに、事業完了時等の報告を義務づけます。

「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」による助成部門

助成制度には、「身近なみどりと花いっぱい活動部門（ソフト部門）」と「みんなでつくる身近な緑の拠点部門（ハード部門）」の2つの部門を置きます。

（A）身近なみどりと花いっぱい活動部門（ソフト部門）

花壇の花植、シンボルとなる植樹など、まちなかの身近なみどりと花を増やすための活動に対して、助成を行います。

●助成対象：二人以上の市民グループ、団体、法人など

（B）みんなでつくる身近な緑の拠点部門（ハード部門）

まちなかの生け垣、花壇づくり、身近な広場や住宅街のオープンガーデンなど、地域の公開された緑や広場、散策路づくりに対する活動に対して、助成を行います。

①地域に安全と潤いを提供するみどりの拠点づくりコース

地域の避難路、通行などの危険性を回避するなど、地域の安全性に寄与するとともに、道路に面したブロック塀を撤去して、生け垣を造成する活動や、オープンガーデンなどを作る事業に対して助成します。

●助成対象：市民グループなど（生垣づくりについては個人も可能）

②地域に身近な緑の拠点づくりコース

地域のシンボルとして、緑豊かな居住地の創造、地域コミュニティの形成のために、身近な広場やオープンスペースを創造する活動に対して助成します。

●助成対象：市民グループ、町内会、NPO、事業者など

